

資料 1

電波監理審議会審議資料

令和 7 年 12 月 19 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (令和 7 年 12 月 19 日 諒問第31号)

[26GHz帯における第 5 世代移動通信システムの導入等に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(乾課長補佐、岩佐係長)

電話：03-5253-5893

電波法施行規則等の一部を改正する省令案

(26GHz帯における第5世代移動通信システムの導入等に係る制度整備)

1 諒問の概要

我が国の国民生活や社会経済活動に必要不可欠な移動通信システムについては、総トラヒックの継続的な増加や、新たな利用ニーズに対応するための更なる周波数の確保が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、総務省では、「第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯/40GHz帯）」について、情報通信審議会から一部答申（令和7年5月29日）を受け、その後、令和7年5月19日から同年6月18日までの期間、「26GHz帯及び40GHz帯における第5世代移動通信システムの利用に関する調査」を行ったところ、26GHz帯に第5世代移動通信システム（以下「5G」という。）を導入することについては一定の利用意向が示された。

このため、本件では、26GHz帯における5Gの導入等に係る制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正するものである。

なお、40GHz帯については、当該調査の結果、早期の5Gの割当て希望が示されなかったことから、技術的な動向や国内外の需要動向等も勘案しつつ、改めて制度整備の時期等を検討する。

2 改正概要

※ 必要的諮問事項はゴシック体

○ 26GHz帯における5Gの導入

1. 26GHz帯に5Gを導入するための技術基準等の規定の整備

【無線設備規則第3条、同第14条、同第24条、同第49条の6の12、同別表第1号（第5条関係）、
同別表第2号（第6条関係）、同別表同3号（第7条関係）】

2. 26GHz帯に5Gを導入することに伴う特定無線局及び特定無線設備に関する規定の整備

【電波法施行規則第15条の2、同第15条の3、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第2号】

○ その他

1. 26GHz 帯 FWA の周波数移行等に係る規定の整備

【無線設備規則第 49 条の 19、同別表第 1 号（第 5 条関係）、同別表第 2 号（第 6 条関係）、同別表同 3 号（第 7 条関係）、
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第 1 号】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに関係省令等を改正予定（公布日の施行を予定）。

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続きについて、令和 7 年 10 月 11
日（土）から同年 11 月 10 日（月）までの期間において実施したところ、当該省令案等に対する意見の提出が 8 件あった。

26GHz帯における5Gの導入等に係る省令改正の概要

概要

- 「第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯/40GHz帯）」に関する情報通信審議会からの一部答申（令和7年5月）に基づき、26GHz帯における5Gの導入等に関し、各種省令（電波法施行規則等）及び関連告示の改正を行うもの。
- なお、40GHz帯については、令和7年5月に実施した利用意向調査の結果、早期の5Gの割当て希望が示されなかったことから、技術的な動向や国内外の需要動向等も勘案しつつ、改めて制度整備の時期等を検討する。

省令	改正概要	該当条項
電波法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第14号)	<ul style="list-style-type: none"> 特定無線局の対象とする無線局に、電気通信業務以外を行うことを目的とする5GNR-TDDの陸上移動局を追加。 特定無線局の無線設備の規格に、電気通信業務以外を行うことを目的とする5GNR-TDDの陸上移動局を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> 第15条の2（特定無線設備の対象とする無線局） 第15条の3（特定無線局の無線設備の規格）
無線設備規則 (昭和25年電波監理委員会規則第18号)	<ul style="list-style-type: none"> 5GNR-TDDの周波数帯域に26GHz帯を追加（電気通信業務以外を行うことを目的とする無線通信を含む。）し、各種技術基準に反映。 FWAの周波数帯から26GHz帯を削除（経過措置あり）。 	<ul style="list-style-type: none"> 第3条（定義） 第14条（空中線電力の許容偏差） 第24条（副次的に発する電波等の限度） 第49条の6の12（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備） 第49条の19（22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備） 別表第1号（周波数の許容偏差） 別表第2号（占有周波数帯幅の許容値） 別表第3号（スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値）
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 (昭和56年郵政省令第37号)	<ul style="list-style-type: none"> 工事設計書の様式への記載内容に26GHz帯を追加。 その他軽微な修正 	<ul style="list-style-type: none"> 別表第1号（技術基準適合証明のための審査） 別表第2号（工事設計の様式）

※赤字は必要的諮問事項

(参考) 26GHz帯における5Gの導入等に係る告示等改正・新設の概要

告示	改正概要	根拠法令
電波法第六条第八項第五号の規定に基づく総務大臣が公示する区域（新設）	<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣が公示する期間内に免許申請が必要となる無線局の開設に係る区域を公示。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第6条第8項第5号
周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）	<ul style="list-style-type: none"> 26GHz帯5GNR-TDDの対象となる周波数表を追加。 26GHz帯のFWAへの割当てについて、使用期限を規定。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第26条第1項
陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件（昭和61年郵政省告示第395号）	<ul style="list-style-type: none"> 5GNR-TDDの周波数帯域に26GHz帯を追加（電気通信業務以外を行うことを目的とする無線通信を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第7条第1項第2号 等
電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件（平成24年総務省告示第426号）	<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣が公示する期間内に免許申請が必要となる無線局が使用する周波数に26GHz帯を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第6条第8項
無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件（平成30年総務省告示第356号）	<ul style="list-style-type: none"> 無線局事項書等の記載に用いるコードのうち5GNR-TDDに係るものについて、電気通信業務以外を行うことを目的とする無線通信を対象とする改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線局免許手続規則別表第2号の4
シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの無線局の技術的条件を定める件（平成31年総務省告示第23号）	<ul style="list-style-type: none"> 5GNR-TDDの周波数帯域に26GHz帯を追加（電気通信業務以外を行うことを目的とする無線通信を含む。）。 その他規定の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線設備規則第49条の6の12第2項第2号口 等
電波法関係審査基準	<ul style="list-style-type: none"> 価格競争の実施に必要な事項の審査等に係る規定を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第7条、行政手続法第5条第1項

5G NRの技術的条件(26GHz帯)

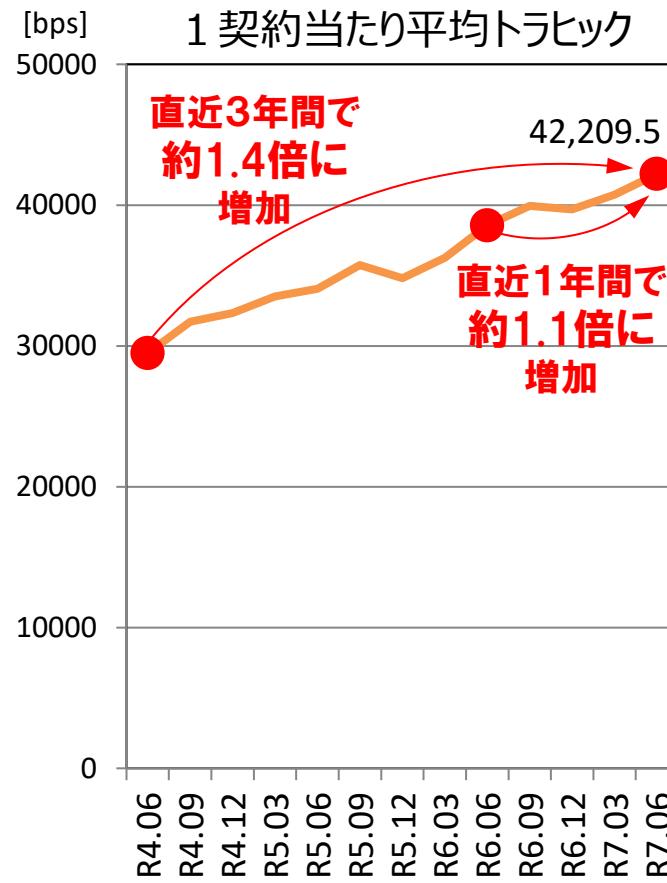
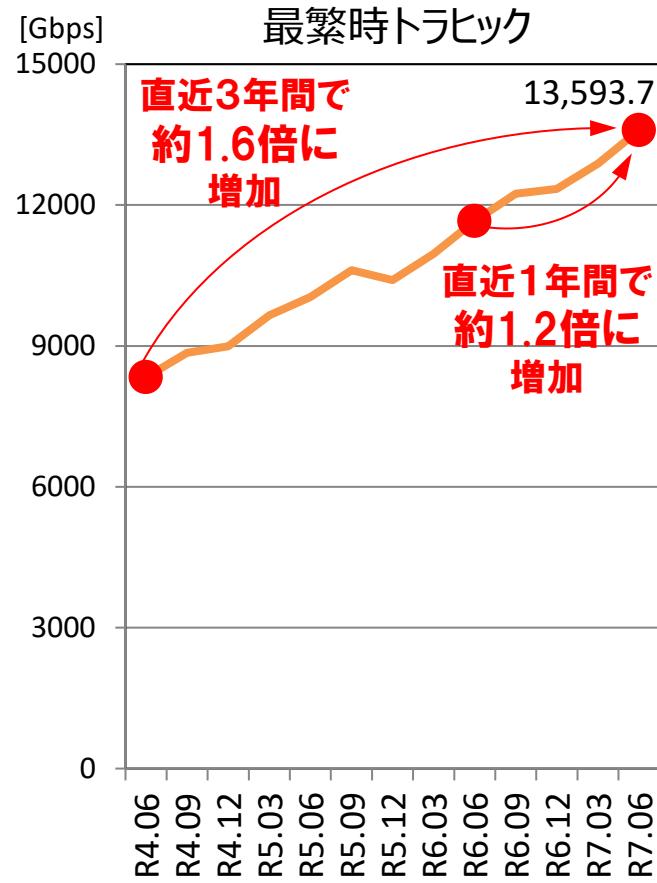
		5 G N R	
周波数帯		26GHz帯 (25. 25GHz-27. 5GHz) 28GHz帯 (26. 5GHz-28. 2GHz, 29. 1GHz-29. 5GHz) 28GHz帯 (27. 0GHz-29. 5GHz)	
通信方式		TDD	
多重化方式／ 多元接続方式	基地局	OFDM及びTDM	OFDM及びTDM
	移動局	OFDMA又はSC-FDMA	OFDMA又はSC-FDMA
占有周波数帯幅の 許容値	基地局	50MHz/100MHz/200MHz/400MHz	50MHz/100MHz/200MHz/400MHz
	移動局	50MHz/100MHz/200MHz/400MHz	50MHz/100MHz/200MHz/400MHz
不要発射強度の値	基地局	占有周波数帯幅毎に スプロアス、隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスクを規定	占有周波数帯幅毎に スプロアス、隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスクを規定
	移動局	占有周波数帯幅毎に スプロアス、隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスクを規定	占有周波数帯幅毎に スプロアス、隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスクを規定
最大空中線電力 及び空中線電力 の許容偏差	基地局	定格空中線電力の±5. 1dB以内	定格空中線電力の±5. 1dB以内
	移動局 (*1)	定格空中線電力の最大値は35dBm以下	定格空中線電力の最大値は35dBm以下
		定格空中線電力に2. 8dBを加えた値以下	定格空中線電力に2. 8dBを加えた値以下
周波数の許容偏差	基地局	±(0. 1ppm+12Hz) 以内 (最大空中線電力が26dBm以下のものにおいては、±(0. 25ppm+12Hz) 以内)	±(0. 1ppm+12Hz) 以内 (最大空中線電力が26dBm以下のものにおいては、±(0. 25ppm+12Hz) 以内)
	移動局	±(0. 1ppm+0. 005ppm) 以内	±(0. 1ppm+0. 005ppm) 以内

(*1)ミリ波領域の周波数追加により、キャリアアグリゲーションに関する下記規定を追加。

- 同一の周波数帯内（26GHz帯内又は28GHz帯内）におけるキャリアアグリゲーションで送信する場合は、各搬送波の空中線電力の合計値について、35dBm以下であること。
- 異なる周波数帯（26GHzと28GHz帯内との組合せの場合は26.5GHz-27.5GHzの範囲を除く。）におけるキャリアアグリゲーションで送信する場合は、各周波数帯で規定することとし、35dBm以下であること。

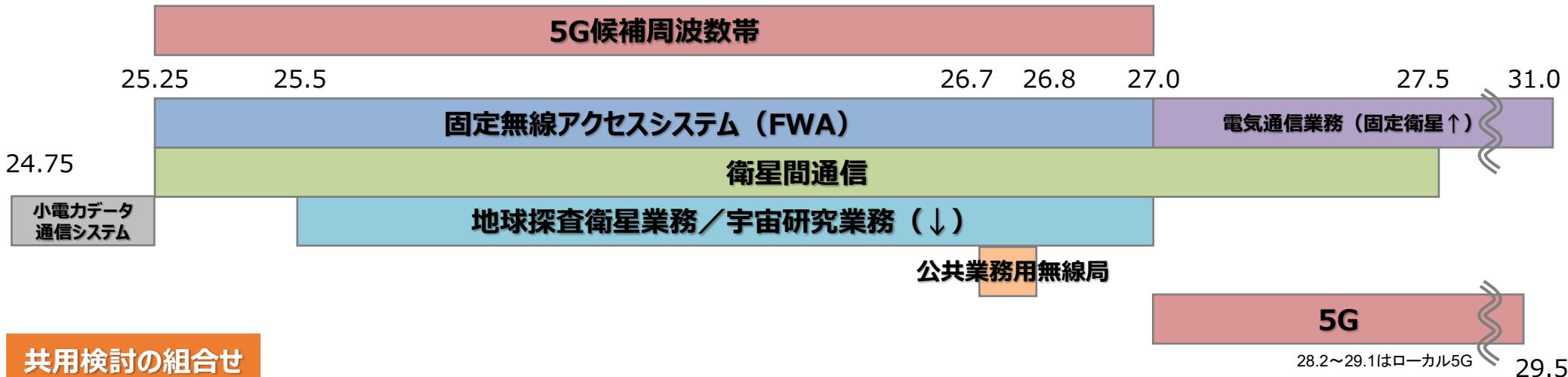
(参考) 移動通信トラヒックの現状(令和7年6月)

- 移動通信事業者6者(株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社(沖縄セルラー電話株式会社を含む)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning株式会社)の報告に基づき、移動通信のトラヒック量(非音声)を集計・分析
- 令和7年6月の移動通信トラヒック集計値は、
 - ・月間平均トラヒック 9,716.2 Gbps (1年間で約1.1倍(+14.3%)、3年間で約1.6倍(+62.0%))
 - ・最繁時トラヒック 13,593.7 Gbps (1年間で約1.2倍(+16.6%)、3年間で約1.6倍(+63.1%))
 - ・1契約当たり平均トラヒック 42,209.5 bps (1年間で約1.1倍(+9.5%)、3年間で約1.4倍(+43.2%))



(参考) 26GHz帯の利用状況及び共用検討の対象システム

26GHz帯の利用/計画状況



共用検討の組合せ

5G候補周波数帯	対象システム	同一/隣接	与干渉→被干渉
25.25-27.0GHz (26GHz帯)	固定無線アクセスシステム（FWA）	同一周波数	5G→固定無線アクセスシステム 固定無線アクセスシステム→5G
	地球探査衛星／宇宙研究業務（↓）	同一周波数	5G→地球局
	衛星間通信	同一周波数 隣接周波数	5G→人工衛星局（衛星間通信アップリンク受信） 地球局（衛星アップリンク送信）→5G
	電気通信業務（固定衛星↑）	隣接周波数	5G→人工衛星局（固定衛星アップリンク受信） 地球局（衛星アップリンク送信）→5G
	小電力データ通信システム	隣接周波数	5G→小電力データ通信システム 小電力データ通信システム→5G
	公共業務用無線局	同一周波数	5G→公共業務用無線局 公共業務用無線局→5G
	5G	隣接周波数	5G→5G

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集－26GHz帯における5Gの導入等に係る制度改正－
 に対して提出された意見及び当該意見に対する考え方
 [意見募集期間：令和7年10月11日～同年11月10日意見募集]

提出件数8件（法人等 3件、個人 5件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
全般に関するご意見				
1	株式会社NTTドコモ	一部答申された技術的条件の内容が適切に反映されたものであるため、賛同致します。	本案についての賛同意見として承ります。	無
2	KDDI株式会社	本改正案は情報通信審議会において「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「第5世代移動通信システム（26GHz帯/40GHz帯）」について一部答申された内容に沿ったものであることから賛同いたします。	本案についての賛同意見として承ります。	無
3	ソフトバンク株式会社	本改正案は、情報通信審議会から一部答申された「第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯／40GHz帯）（令和7年5月）」の内容に沿うものであり、既存の26GHz帯FWAについても移行期間中に柔軟な運用を可能とする措置が盛り込まれていることから賛同します。 引き続き、移行および費用負担スキームを策定する際には、既存免許人の実情や意見を十分に考慮し、柔軟な対応が可能となるスキームを構築いただくことを希望します。	本案についての賛同意見として承ります。	無
省令等の改正案記載内容についての御意見 (電波法施行規則等の一部を改正する省令)				
4	KDDI株式会社	今般新たに制度整備される帯域のうち、26.5～27.0GHzは、3GPPバンドn257に含まれる帯域となっております。 本改正案における経過措置は既存端末の利用に資する内容であるため、賛同いたします。	本案についての賛同意見として承ります。	無
5	ソフトバンク株式会社	本改正案は、新たに導入される周波数帯の一部（26.5GHz～27.0GHz）を利用する陸上移動局を対象に、一定の条件下で技術基準適合証明等の手続を緩和するもの（みなし措置）であり、賛同します。今後、既存の認証済み無線設備が利用する帯域を拡張する際にも、同様の経過措置の適用をご検討いただきたく存じます。 一方で、本措置の対象については、附則第二条第五項において「第二項の規定によりなお効力を有するとされた技術基準適合証明等」と規定されていますが、本省令施行時点での技術基準適合証明等の審査が進行中の無線設備は対象に含まれておりません。この場合、当該無線設備は省令施行後に認証を取得しても、改正後の規定に基づき再度認証を受けない限り、実質的には技術的要件を満たしているにもかかわらず、形式上は電波法違反となるおそれがあります。したがって、省令施行時点で審査中の無線設備についても、みなし措置の対象に含めていただくことを要望します。 また、技術基準適合証明等に係る審査には一定の期間を要し、省令施行期日が事前に必ずしも明確でない場合があることを踏まえると、今後同様の規則改正を行う際には、制度移行期における法的安定性および予見可能性を確保する観点から、同様の経過措置を設けていただくことを希望します。	ご意見のとおり、本改正省令施行時点で旧設備規則により技術基準適合証明等の審査を行っている無線局の無線設備であって、二七GHzを超える二九・五GHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局の無線設備についても、当該審査により技術基準適合証明等を取得したものについては、工事設計に変更がない限りにおいて、新設備規則に係る二六・五GHzを超える二九・五GHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局の無線設備の条件に適合するものとして技術基準適合証明等を受けたものとみなすよう修正いたします。	有
6	個人1	無線設備規則の改正のうち第49条の6の12第2項第3号ハにおける号の細分の新設に際して、	ご意見のとおり修正いたします。	有

		(1)と(2)に対応して連続して2つの[新設]が掲げられているが、号・号の細分において[新設]が連続する場合は、最初の新設部分のみ[新設]を掲げるもので、2つめの[新設]は不要ではないか。		
7	個人2	<p>1. 別添1の2条(設備規則の改正)で、24条8項10号の表の改正案中、無線局の種別の「基地局(二六・五GHzを超える二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超える二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)」に対応する周波数幅について。 「キ」欄で「四〇・五GHz」となっているのは、「四一・五GHz」であるべきではないか。(すなわち、表中に「四〇・五GHz」が2か所現れるが、そのうちの二つ目は「四一・五GHz」ではないか。)</p> <p>2. 別添1の3条(証明規則の改正)で、別表第二号 第一 注3(4)の改正案中、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯について。 「(次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。)」となっているのは、「(次のアからセまでに掲げる周波数帯をいう。)」と広げるべきではないか。(今回、「セ」が新設されることによる。)</p>	ご意見のとおり修正いたします。	有
8	個人3	<p>以下の点につきまして、ご教示賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>(1) 設備規則 第24条 第8項 第十号 本改正により、ローカル5Gの規定(周波数範囲)が削除されるように思います。 ローカル5Gの規定は、どの条項が該当するのかご教示願います。</p> <p>(2) 設備規則 第24条 第8項 第十号 キ 「41.5GHz以上」の誤りではないでしょうか。</p> <p>(3) 設備規則 別表第二号 第12の6 (3) 陸上移動中継局等において、占有周波数帯幅の規定に300MHz帯域幅を追加する必要はないでしょうか。 ※隣接チャネル漏えい電力の規定には、300MHz帯域幅が追加されています。</p>	<p>(1) ローカル5Gに係る規定を削除する意図の改正ではないため、当該箇所を修正いたします。</p> <p>(2) ご意見のとおり修正いたします。</p> <p>(3) ご意見のとおり、陸上移動中継局についても通過帯域幅300MHz等に対応するよう、規定を修正いたします。</p>	有
(令和6年総務省告示第278号の一部を改正する件)				
9	ソフトバンク株式会社	本告示は、携帯無線通信等とローカル5Gによる無線通信のキャリアアグリゲーションを制限するものであり、当該制限の対象に、電気通信業務以外を行うことを目的とするものを含む「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信」を追加するのは適切ではないと考えます。	令和6年総務省告示第278号(無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へ等の規定に基づくキャリアアグリゲーション技術を用いて行つてはならない通信を定める件)については、情報通信審議会における検討を踏まえ、価額競争への参入促進や柔軟な周波数利用を可能とするため、改正を行わないことといたします。	有
(電波法関係審査基準の一部を改正する訓令)				
10	個人2	3. 別添9に関し、「電波法関係審査基準」の無料インターネット公開を求める。改正の対象の部分だけを、ごく局部的に示されても、判断が困難なため。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
その他のご意見				

11	個人 4	5G 反対	<p>本案についての反対意見として承りますが、本案に対する具体的なご意見が明らかではないため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、26GHz帯への5Gの導入は、移動通信システムにおける総トラヒックの継続的な増加や様々な利用ニーズに対応するための新たな周波数帯として、その導入が期待されているところです。</p>	無
12	個人 5	<p>省令案を支持しますが、26GHz帯5G導入の改正を機に、大手通信会社の携帯電話料金を公共料金化し、MVNO躍進と地方光回線普及を推進し、デジタルデバイドを解消すべきです。</p> <p>5G普及率85%超（総務省2025年データ）で26GHz帯のミリ波活用は重要ですが、大手寡占（シェア90%）による料金高止まりが弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害（地方普及率75% vs 都市90%）。地方の電波格差が拡大し、経済弱者の孤立を助長しています。</p> <p>公共料金化で基本プランを月3,000円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、店舗対応コスト減と家計負担10-20%軽減が可能。</p> <p>たとえば、段階制を禁止しデータ容量無制限の低価格プランや低容量プランを義務化すれば、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用がしやすくなり、地方のデジタルデバイドを解消します。</p> <p>MNP審査を簡易化（オンライン即時審査、信用情報不要）し、手数料・解約金・複雑割引、実質的レンタル販売を禁止すれば、乗り換え率20%向上。</p> <p>MVNO躍進で多様な使い方（低容量プランやIoT特化、時間帯別速度制限）を対応させ、大手はシンプルプランに絞ることで市場競争を活性化。</p> <p>中古市場も活性化します。端末販売を家電量販店に分離（自由価格設定）で余剰在庫廃棄を削減（CO2排出5%低減）。海外メーカーの新機種サイクルに対抗し、日本メーカーの長寿命端末（バッテリー交換可能、OS更新10年対応）を奨励で、環境負荷を抑えつつ弱者の端末購入負担15%軽減できます。</p> <p>地方光回線普及を義務化し、公共料金化で固定電話終了後のIP放送を推進すれば、地方の電波弱い地域でも安定した放送サービスが提供され、高齢者の情報格差を埋めます。これにより、通信全体のCO2排出（インフラ効率化で5-10%低減）にも寄与し、持続可能な社会を構築。</p> <p>これらの施策で、制度の効果を最大化し、すべての国民が安心してデジタル社会に参加できる環境を構築。</p> <p>省令案に反映を求める。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、後段については本意見募集の対象外ですが、今後の参考として承ります。</p>	無

参考条文

【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和25年法律第131号）（抄）

第七章の二 電波監理審議会

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十四（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第

二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十五条第二項第三号（無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第一百条第一項第二号（高周波利用設備）、第一百二条の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第一百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第一百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第一百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第一百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに第一百三条の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二～五（略）

2（略）

【委任元条項関係】

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

第二章 無線局の免許等

第一節 無線局の免許

（特定無線局の免許の特例）

第二十七条の二 次の各号のいずれかに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するもの（以下「特定無線局」という。）を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七条の十一までに規定するところにより、

これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

- 一 移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射するもののうち、総務省令で定める無線局
- 二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするもののうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局

第三章 無線設備

(電波の質)

第二十八条 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

(受信設備の条件)

第二十九条 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであつてはならない。

(その他の技術基準)

第三十八条 無線設備（放送の受信のみを目的とするものを除く。）は、この章に定めるもの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等

第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証

(登録証明機関の登録)

第三十八条の二の二 小規模な無線局に使用するための無線設備であつて総務省令で定めるもの（以下「特定無線設備」という。）について、前章に定める技術基準に適合していることの証明（以下「技術基準適合証明」という。）の事業を行う者は、次に掲げる事業の区分（次項、第三十八条の五第一項、第三十八条の十、第三十八条の三十一第一項及び別表第三において単に「事業の区分」という。）ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

- 一 第四条第二号又は第三号に規定する無線局に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業
- 二 特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業
- 三 前二号に掲げる特定無線設備以外の特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

○行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

第一章 総則
(目的等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 (略)

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。）又は規則

ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するため必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ニ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

第六章 意見公募手続等
(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2～4 (略)

(写)

(公印省略)

諮詢 第 3 1 号

令和 7 年 12 月 19 日

電波監理審議会

会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

諮詢 書

電波法（昭和25年法律第131号）第27条の2、第28条、第29条及び第38条の規定による省令委任事項を定めるため、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）等の一部を改正することとしたい。

については、同法第99条の11第1項第1号の規定に基づき、別紙により諮詢する。

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第一百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

		改 正 後	(特定無線局の対象とする無線局)	改 正 前
第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。			第十五条の二 同上	第十五条の二 同上
「一」	七の四 略	〔新設〕	「一」	七の四 同上
〔一〕	七の四 略	〔新設〕	〔一〕	七の四 同上
〔二〕	略	〔新設〕	〔二〕	同上
〔三〕	〔八〕	〔新設〕	〔三〕	〔八〕
〔四〕	〔九〕	〔新設〕	〔四〕	〔九〕
〔五〕	〔十〕	〔新設〕	〔五〕	〔十〕
〔六〕	〔十一〕	〔新設〕	〔六〕	〔十一〕
〔七〕	〔十二〕	〔新設〕	〔七〕	〔十二〕
〔八〕	〔十三〕	〔新設〕	〔八〕	〔十三〕
〔九〕	〔十四〕	〔新設〕	〔九〕	〔十四〕
〔十〕	〔十五〕	〔新設〕	〔十〕	〔十五〕
〔十一〕	〔十六〕	〔新設〕	〔十一〕	〔十六〕
〔十二〕	〔十七〕	〔新設〕	〔十二〕	〔十七〕
〔十三〕	〔十八〕	〔新設〕	〔十三〕	〔十八〕
〔十四〕	〔十九〕	〔新設〕	〔十四〕	〔十九〕
〔十五〕	〔二十〕	〔新設〕	〔十五〕	〔二十〕
〔十六〕	〔二十一〕	〔新設〕	〔十六〕	〔二十一〕
〔十七〕	〔二十二〕	〔新設〕	〔十七〕	〔二十二〕
〔十八〕	〔二十三〕	〔新設〕	〔十八〕	〔二十三〕
〔十九〕	〔二十四〕	〔新設〕	〔十九〕	〔二十四〕
〔二十〕	〔二十五〕	〔新設〕	〔二十〕	〔二十五〕
〔二十一〕	〔二十六〕	〔新設〕	〔二十一〕	〔二十六〕
〔二十二〕	〔二十七〕	〔新設〕	〔二十二〕	〔二十七〕
〔二十三〕	〔二十八〕	〔新設〕	〔二十三〕	〔二十八〕
〔二十四〕	〔二十九〕	〔新設〕	〔二十四〕	〔二十九〕
〔二十五〕	〔三十〕	〔新設〕	〔二十五〕	〔三十〕
〔二十六〕	〔三十一〕	〔新設〕	〔二十六〕	〔三十一〕
〔二十七〕	〔三十二〕	〔新設〕	〔二十七〕	〔三十二〕
〔二十八〕	〔三十三〕	〔新設〕	〔二十八〕	〔三十三〕
〔二十九〕	〔三十四〕	〔新設〕	〔二十九〕	〔三十四〕
〔三十〕	〔三十五〕	〔新設〕	〔三十〕	〔三十五〕
〔三十一〕	〔三十六〕	〔新設〕	〔三十一〕	〔三十六〕
〔三十二〕	〔三十七〕	〔新設〕	〔三十二〕	〔三十七〕
〔三十三〕	〔三十八〕	〔新設〕	〔三十三〕	〔三十八〕
〔三十四〕	〔三十九〕	〔新設〕	〔三十四〕	〔三十九〕
〔三十五〕	〔四十〕	〔新設〕	〔三十五〕	〔四十〕
〔三十六〕	〔四十一〕	〔新設〕	〔三十六〕	〔四十一〕
〔三十七〕	〔四十二〕	〔新設〕	〔三十七〕	〔四十二〕
〔三十八〕	〔四十三〕	〔新設〕	〔三十八〕	〔四十三〕
〔三十九〕	〔四十四〕	〔新設〕	〔三十九〕	〔四十四〕
〔四十〕	〔四十五〕	〔新設〕	〔四十〕	〔四十五〕
〔四十一〕	〔四十六〕	〔新設〕	〔四十一〕	〔四十六〕
〔四十二〕	〔四十七〕	〔新設〕	〔四十二〕	〔四十七〕
〔四十三〕	〔四十八〕	〔新設〕	〔四十三〕	〔四十八〕
〔四十四〕	〔四十九〕	〔新設〕	〔四十四〕	〔四十九〕
〔四十五〕	〔五十〕	〔新設〕	〔四十五〕	〔五十〕
〔四十六〕	〔五十一〕	〔新設〕	〔四十六〕	〔五十一〕
〔四十七〕	〔五十二〕	〔新設〕	〔四十七〕	〔五十二〕
〔四十八〕	〔五十三〕	〔新設〕	〔四十八〕	〔五十三〕
〔四十九〕	〔五十四〕	〔新設〕	〔四十九〕	〔五十四〕
〔五十〕	〔五十五〕	〔新設〕	〔五十〕	〔五十五〕
〔五十一〕	〔五十六〕	〔新設〕	〔五十一〕	〔五十六〕
〔五十二〕	〔五十七〕	〔新設〕	〔五十二〕	〔五十七〕
〔五十三〕	〔五十八〕	〔新設〕	〔五十三〕	〔五十八〕
〔五十四〕	〔五十九〕	〔新設〕	〔五十四〕	〔五十九〕
〔五十五〕	〔六十〕	〔新設〕	〔五十五〕	〔六十〕
〔五十六〕	〔六十一〕	〔新設〕	〔五十六〕	〔六十一〕
〔五十七〕	〔六十二〕	〔新設〕	〔五十七〕	〔六十二〕
〔五十八〕	〔六十三〕	〔新設〕	〔五十八〕	〔六十三〕
〔五十九〕	〔六十四〕	〔新設〕	〔五十九〕	〔六十四〕
〔六十〕	〔六十五〕	〔新設〕	〔六十〕	〔六十五〕
〔六十一〕	〔六十六〕	〔新設〕	〔六十一〕	〔六十六〕
〔六十二〕	〔六十七〕	〔新設〕	〔六十二〕	〔六十七〕
〔六十三〕	〔六十八〕	〔新設〕	〔六十三〕	〔六十八〕
〔六十四〕	〔六十九〕	〔新設〕	〔六十四〕	〔六十九〕
〔六十五〕	〔七十〕	〔新設〕	〔六十五〕	〔七十〕
〔六十六〕	〔七十一〕	〔新設〕	〔六十六〕	〔七十一〕
〔六十七〕	〔七十二〕	〔新設〕	〔六十七〕	〔七十二〕
〔六十八〕	〔七十三〕	〔新設〕	〔六十八〕	〔七十三〕
〔六十九〕	〔七十四〕	〔新設〕	〔六十九〕	〔七十四〕
〔七十〕	〔七十五〕	〔新設〕	〔七十〕	〔七十五〕
〔七十一〕	〔七十六〕	〔新設〕	〔七十一〕	〔七十六〕
〔七十二〕	〔七十七〕	〔新設〕	〔七十二〕	〔七十七〕
〔七十三〕	〔七十八〕	〔新設〕	〔七十三〕	〔七十八〕
〔七十四〕	〔七十九〕	〔新設〕	〔七十四〕	〔七十九〕
〔七十五〕	〔八十〕	〔新設〕	〔七十五〕	〔八十〕
〔七十六〕	〔八十一〕	〔新設〕	〔七十六〕	〔八十一〕
〔七十七〕	〔八十二〕	〔新設〕	〔七十七〕	〔八十二〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

目次

〔第一章～第三章 略〕

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

〔第一節～第四節の十五 略〕

第四節の十六 二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の十九）

〔第四節の十七～第九節 略〕

〔第五章 略〕

〔第五章 同上〕

附則

(定義)

第三条 この規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

〔一～四の六 略〕

四の七 「シングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキヤリア周波数分割多元接続方式若しくは直交周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式（半複信方式を含む。）又は時分割複信方式を用いる無線通信であつて、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信並びに第十号に規定する広帯域移動無線アクセシスシステム及び第十五号に規定するローカル5Gの無線局による無線通信を除く。）（以下「シングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信」という。）のうち、電気通信業務を行うことを目的とするものをいう。

〔二～十六 略〕

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	送 信 設 備		許 容 偏 差
	上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
十六 シングルキヤリア周波数分割多元接続方式又	〔略〕	〔略〕	〔略〕

改 正 前

目次

〔第一章～第三章 同上〕

第四章 「同上」

〔第一節～第四節の十五 同上〕

第四節の十六 二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の十九）

〔第四節の十七～第九節 同上〕

〔第五章 同上〕

附則

(定義)

第三条 「同上」

〔一～四の六 同上〕

四の七 「シングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式（半複信方式を含む。）又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

〔二～十六 同上〕

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 「同上」

	送 信 設 備		許 容 偏 差
	上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
十六 シングルキヤリア周波数分割多元接続方式又	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル5Gの無線局の送信設備

〔略〕

〔副次的に発する電波等の限度〕

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならぬ。

〔2～7 略〕

8 二、〇一〇MHzを超える二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行なう無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行なう無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行なう無線局、シングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行なう無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行なう無線局、二、三三〇MHzを超える二、三七〇MHz以下又は三、四GHzを超える三、六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局、二、三三〇MHzを超える二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超える四・六GHz以下、四・九GHzを超える五・〇GHz以下、二五・二五GHzを超える二八・二GHz以下若しくは二九・一MHzを超える二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行なう無線局並びにローカル5Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔2～9 略〕

十 二五・二五GHzを超える二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超える二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行なう無線局（陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信の中継を行なうものに限る。）を除く。）及び二八・二GHzを超える二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの無線局（陸上移動中継局及び陸上移動局（ローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行なうものに限る。）を除く。）の受信装置

無線局の種別	周波数幅	副次的に発する電波の限度
基地局 (二五・二五GHzを超える) え二七・五GHz以下の周波数	ア 三〇MHz以上一、〇〇 〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(二)
	三六デシベル以下の値	三六デシベル以下の値

は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル5Gの無線局の送信設備

〔同上〕

〔副次的に発する電波等の限度〕

第二十四条 「同上」

〔2～7 同上〕

8 二、〇一〇MHzを超える二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行なう無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行なう無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行なう無線局、シングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行なう無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行なう無線局、二、三三〇MHzを超える二、三七〇MHz以下又は三、四GHzを超える三、六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局、二、三三〇MHzを超える二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超える四・六GHz以下、四・九GHzを超える五・〇GHz以下、二五・二五GHzを超える二八・二GHz以下若しくは二九・一MHzを超える二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局並びにローカル5Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔2～9 同上〕

無線局の種別	周波数幅	副次的に発する電波の限度
基地局 (二五・二五GHzを超える) え二七・五GHz以下の周波数	ア 三〇MHz以上一、〇〇 〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(二)
	三六デシベル以下の値	三六デシベル以下の値

イ 八 GHz 未滿	ウ 一八 GHz 以上二三・五 GHz 未滿	エ 二三・五 GHz 以上二五 GHz 未滿	オ 三一 GHz 以上三二・五 GHz 未滿	カ 三二・五 GHz 以上四一 GHz 未滿	キ 四一・五 GHz 以上であ つて、使 用する 周波数帶 の上端の 周波数の 二倍未 満
任意の一MHz幅で(一)三〇 デシベル以下の値	任意の一〇MHz幅で(二) 一〇デシベル以下の値	任意の一〇MHz幅で(二) 一〇デシベル以下の値	任意の一〇MHz幅で(二) 一〇デシベル以下の値	任意の一〇MHz幅で(二) 一〇デシベル以下の値	任意の一〇MHz幅で(二) 一〇デシベル以下の値
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

下又は五、六五〇MHzを超える五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広域移動無線アクセシステムの無線局、一七・七GHzを超える八・七二GHz以下及び一九・一二GHzを超える一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二三GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超える二三・四GHz以下の周波数を超える二三GHz以下、三八・〇五GHzを超える三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超える三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

〔表略〕

〔15～35 略〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二 〔略〕

〔一～五 略〕

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二五・二五GHzを超える二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超える二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、二八・二GHzを超える二九・一GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第二号、陸上移動局（中継を行うものに限る。）にあつては同号及び第四号の条件に限る。）に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

〔イ～ホ 略〕

ヘ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局及び前項に規定する条件に適合する無線設備を使用する基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局及び前項に規定する条件に適合する無線設備を使用する基地局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

〔(1)・(2) 略〕

〔ト・チ 略〕

〔二 略〕

三 陸上移動局（中継を行なうものを除く。）の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

下又は五、六五〇MHzを超える五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広域移動無線アクセシステムの無線局、一七・七GHzを超える八・七二GHz以下及び一九・一二GHzを超える一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二三GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超える二三・四GHz以下の周波数を超える二三GHz以下、三八・〇五GHzを超える三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超える三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

〔表同上〕

〔15～35 同上〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二 〔同上〕

〔一～五 同上〕

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七GHzを超える二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超える二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、二八・二GHzを超える二九・一GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第二号、陸上移動局（中継を行うものに限る。）にあつては同号及び第四号の条件に限る。）に適合するものでなければならぬ。

一 〔イ～ホ 同上〕

〔ト・チ 同上〕

ヘ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局及び前項に規定する条件に適合する無線設備を使用する陸上移動局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局及び前項に規定する条件に適合する無線設備を使用する基地局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

〔(1)・(2) 同上〕

〔ト・チ 同上〕

〔二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 略〕

空中線電力は三・一六ワット以下であること。ただし、次に掲げる周波数帯の周波数の搬送波を使用してキヤリアグリグーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、それぞれの周波数帯において同時に送信される搬送波の空中線電力の総和が三・一六ワット以下であること。

(2) (1)
〔三 略〕
二五・二五GHzを超え二九・五GHz以下

表の下欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

亦
〔二 同上〕

チャネル間隔 (MHz)		周波数幅		漏えい電力(デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))
四〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇	
三八〇・二八	一九〇・二〇	九五・一六	四七・五八	(一) 十三・六
(一) 四・六		(一) 七・六	(一) 一〇・六	

〔四・五 略〕

第四節の十六 二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備
(二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備)

第四十九条の十九 三二・GHz帯又は三八・GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二・一四・GHzを超える二二・四・GHz以下、二二・七・GHzを超える二三・GHz以下、三八・〇・五・GHzを超える三八・五・GHz以下又は三九・〇・五・GHzを超える三九・五・GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局をいう。以下同じ。）のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

〔2 略

3 一二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局の無線設備(前項に規定するものを除く。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければな

「イ・ロ
同上

ハ、空中線電力(二・七GHzを超える一九・五GHz以下の周波数の搬送波のみを使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、三・一六ワット以下であること。

亦〔二 同上〕

周波数幅		チャネル間隔 (MHz)	
漏えい電力(デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))	漏えい電力(デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))	五〇	四七・五一
一二〇〇	九五・〇四	一〇〇	一一〇
三四〇・一六	一九〇・〇八	四〇〇	四〇〇
(一) 四・六	(一) 七・六	(一) 一〇・六	(一) 十三・六

〔四・五 同上〕

(二三 GHz 帯、二六 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備) 第四節の十六 二三 GHz 帯、二六 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

第四十九条の十九 二二 GHz 帯、二六 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二・一四 GHz を超え二二・四 GHz 以下、二二・七 GHz を超え二三 GHz 以下、二五・三五 GHz を超え二七 GHz 以下、三八・〇五 GHz を超え三八・五 GHz 以下又は三九・〇五 GHz を超え三九・五 GHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局をいう。以下同じ。）のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

〔2 同上〕

3 一二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち、陸上移動局の無線設備（前項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件に適合するもので

かかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

〔1～5 略〕

6 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備

〔(1)・(2) 略〕

(3) 第49条の6の12第2項に規定する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の無線設備

〔ア～エ 略〕

オ 陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

〔カ・キ 略〕

〔(4) 略〕

〔第13～第32 略〕

第33 22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示で定める値とする。

〔第34～第81 略〕

別表第三号（第7条関係）

〔1～16 略〕

17 携帯無線通信を行う無線局、携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

〔1～5 同左〕

6 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 「同左」

〔ア～エ 同左〕

オ 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

〔カ・キ 同左〕

〔(4) 同左〕

〔第13～第32 同左〕

第33 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示で定める値とする。

〔第34～第81 同左〕

別表第三号（第7条関係）

〔1～16 同左〕

17 「同左」

〔18～33 略〕

34 22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が1W以下の送信設備であつて、54.28GHzを超える57GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスブリニアス発射及びスブリニアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、50μW以下である値とする。

〔35～72 略〕

〔18～33 同左〕

34 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が1W以下の送信設備であつて、54.28GHzを超える57GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスブリニアス発射及びスブリニアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、50μW以下である値とする。

〔35～72 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の「重傍線を亡した標記部分を除く全體に亡した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行ひ、かつ、技術基準に適合するものであるかを、つかについて審査を行ふ。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目」とじやれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はいれと同等以上の方針により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行ふ。</p> <p>〔表 別紙1 摘入〕</p> <p>〔注1～24 略〕</p> <p>〔ヘ・カ 略〕</p> <p>別表第二号 工事設計の様式（別表第一号―(1) 関係）</p> <p>第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書</p> <p>〔様式略〕</p> <p>〔注1・2 略〕</p> <p>3 2 の①の欄は、「F3E 142MHzから162MHzまで」又は「F3E 143.54、149.01、149.03、153.33、165.97MHz」のように記載するほか、次によること。</p> <p>〔(1)～(3) 略〕</p> <p>(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の3まで、第11号の31から第11号の31の3まで、第11号の33から第11号の33の3まで、第21号の3、第54号の2の2、第54号の3若しくは第54号の5から第54号の5の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからセまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。</p> <p>〔ア～シ 略〕</p> <p>ス 25.25GHzを超えて27.5GHz以下の周波数帯</p>	<p>別表第一号 [回上]</p> <p>一 [回上]</p> <p>〔(1)・(2) 回上〕</p> <p>(3) [回上]</p> <p>〔(1)・(2) 回上〕</p> <p>〔ヘ・カ 回上〕</p> <p>〔注1～24 回上〕</p> <p>〔ヘ・カ 回上〕</p> <p>別表第二号 [同左]</p> <p>第一 [同左]</p> <p>〔様式同左〕</p> <p>〔注1・2 同左〕</p> <p>3 [同左]</p> <p>〔(1)～(3) 同左〕</p> <p>〔(1)～(3) 同左〕</p> <p>(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の3まで、第11号の31から第11号の31の3まで、第11号の33から第11号の33の3まで、第21号の3、第54号の2の2、第54号の3若しくは第54号の5から第54号の5の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからセまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。</p> <p>〔ア～シ 同左〕</p> <p>ス 27.0GHzを超えて29.5GHz以下の周波数帯</p>

<u>七</u> $\frac{26.5\text{GHz}}{\text{を超え}29.5\text{GHz以下}}$ の周波数帯 <small>〔(5)・(6) 略〕</small>	<small>〔新設〕</small> <small>〔(5)・(6) 同左〕</small>
<small>〔4～12 略〕</small>	<small>〔4～12 同左〕</small>
<small>〔第二～第六 略〕</small>	<small>〔第二～第六 同左〕</small>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(無線設備規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第二条の規定による改正前の無線設備規則（以下「旧設備規則」という。）第四十九条の六の十二第二項に規定する無線局の無線設備の条件については、第二条の規定による改正後の無線設備規則（以下「新設備規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に受けている旧設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

3 この省令の施行の際現にされている旧設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

5 第二項及び第四項の規定によりなお効力を有するとされた技術基準適合証明等により表示が付された無線設備であつて、二七GHzを超える二九・五GHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局の無線設備については、当該技術基準適合証明等の工事設計に変更がない限りにおいて、新設備規則第四十九条の六の十二に規定する二六・五GHzを超える二九・五GHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局の無線設備の条件に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している旧設備規則第四十九条の十九に規定する無線設備の条件については、新設備規則の規定にかわらず、令和十三年五月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日から令和十三年五月三十一日までの間に限り、新設備規則の規定にかわらず、旧設備規則第四十九条の十九の条件に適合する無線設備を使用する無線局の再免許又は無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所又は移動範囲）の変更（非常事態における重要通信の確保を目的とするものその他必要と認められるものに限る。）及び無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合において、当該再免許又は当該変更の許可を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

3 この省令の施行の際現に受けている旧設備規則第四十九条の十九に規定する無線設備に係る技術基準適合証明等は、令和十三年五月三十一日までの間は、なお効力を有する。

〔上同〕	〔別紙二〕
〔上同〕	四 備線のの九第一条第 設無三四号十項第二
注 13	特定 備設線無の五の号九十第項一第条二第 備設線無の六の号九十第項一第条二第 備設線無の七の号九十第項一第条二第 備設線無の八の号九十第項一第条二第 備設線無の九の号九十第項一第条二第 備設線無の十の号九十第項一第条二第 備設線無の一十の号九十第項一第条二第
〔上同〕	無 線 設 備 の 種 別
〔上同〕	〔上同〕

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第六条第八項第五号の規定に基づき、総務大臣が公示する区域を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法第六条第八項第五号に規定する総務大臣が公示する区域は、次の表左欄に掲げる同一の周波数を使用する相当数の無線局を一定の区域において一体的に運用するために開設する無線局が使用する周波数に応じ、同表右欄に掲げる区域とする。

周 波 数 の 範 囲	区 域
25.25GHzを超える27GHz以下	全国

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のよう¹に改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更後				変更前			
第2 周波数割当表 [1～7 略] 周波数割当表 [第1表・第2表 略]				第2 周波数割当表 [1～7 同左] 周波数割当表 [第1表・第2表 同左]			
第3表 10GHz—3000GHz				第3表 10GHz—3000GHz			
[略]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
25.25—25. 5	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10—1及び別表10—4によるものとし、別表10—1により割当てを受ける周波数の使用は、令和13年5月31日までに限る。		[同左]	[同左]	[同左]	割当ては、別表10—1による。
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	
25.5—27	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10—1及び別表10—4によるものとし、別表10—1により割当てを受ける周波数の使用は、令和13年5月31日までに限る。		[同左]	[同左]	[同左]	割当ては、別表10—1による。
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[別表1—1～別表10—3 略]				[別表1—1～別表10—3 同左]			
<u>別表10—4 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表</u>				[新設]			
25.25GHz を超え 27.0GHz 以下				[別表11—1～別表11—3 同左]			
[別表11—1～別表11—3 略]							
備考 挿入[]の範囲及び表枠範囲の1箇所に繋がるか複数箇所を含む付録セクションを繋ぎ出す場合のみ。							

○ 総務省告示第
号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改定する。

令和　年　月　日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

「一〇六 略」		六の二 シングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信をいう。）を行う無線局及びローカル5G（設備規則第三条第十号に規定するローカル5Gをいう。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性	
改 正 後		1 時分割複信方式を用いるものの受信設備	
ア 感度		(1) 略	
(2) 二五・二五GHzを超え一九・五GHz以下の周波数の電波を使用する受信設備		(1) 略	
二五・二二五を超えて一九・五	周波数帯域 (GHz)	希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) の受信電力が次の(i)又は(ii)の各表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。	(i) 設備規則第四十九条の六の十二第二項各号（第五号を除く。）において無線設備の条件が定められている陸上移動局
二五・二二五を超えて一九・五	二五・二二五を超えて一九・五以下	周波数帯域 (GHz)	陸上移動局の感度
二五・二二五を超えて一九・五	二五・二二五を超えて一九・五以下	チャネル間隔 (MHz)	希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) の受信電力が次の(i)又は(ii)の各表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。
二五・二二五を超えて一九・五	二五・二二五を超えて一九・五以下	基準感度 (デシベル (一ミリワットを○デシベルとして))	二五・二二五を超えて一九・五以下の周波数帯域 (GHz) の条件下で、(i)に掲げるもの以外のもの
二五・二二五を超えて一九・五	二五・二二五を超えて一九・五以下	基準感度 (デシベル (一ミリワットを○デシベルとして同じ。))	二五・二二五を超えて一九・五以下の周波数帯域 (GHz) の条件下で、(ii)に掲げるもの以外のもの

		改 正 前					
		「一〇六 同上」					
		六の二 シングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局及びローカル5G（以下同じ。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性					
〔二七を超える九・五以下〕		1 「同上」					
〔同上〕		(1) 「同上」					
(ii) 「同上」		(2) 二七GHzを超える二九・五GHz以下の周波数の電波を使用する受信設備					
〔同上〕		ア 「(1) 同上」					
〔同上〕		(i) 「(7) 同上」					
〔同上〕		(i) 「同上」					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕		〔同上〕					
〔同上〕							

備考 表中の「」の記載は注記である。	以下		
	〔イエ 略〕	〔2 略〕	〔七〇二十四 略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔イエ 同上〕	〔2 同上〕	〔七〇二十四 同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第六条第八項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。		[同左]	
無 線 局	周 波 数	無 線 局	周 波 数
[1 ~ 3 略]		[1 ~ 3 同左]	
4 基幹放送局	526.5kHzを超え1,606.5kHz以下 3,925kHz 3,945kHz 5,900kHzを超える6,200kHz以下 7,200kHzを超える7,450kHz以下 9,400kHzを超える9,900kHz以下 11,600kHzを超える12,100kHz以下 13,570kHzを超える13,870kHz以下 15,100kHzを超える15,800kHz以下 17,480kHzを超える17,900kHz以下 21,450kHzを超える21,850kHz以下 25,670kHzを超える26,100kHz以下 76MHzを超える108MHz以下 207.5MHz以上222MHz以下 470MHzを超える710MHz以下 11.7GHzを超える12.75GHz以下	4 基幹放送局	526.5kHzを超える1,606.5kHz以下 3,925kHz 3,945kHz 5,900kHzを超える6,200kHz以下 7,200kHzを超える7,450kHz以下 9,400kHzを超える9,900kHz以下 11,600kHzを超える12,100kHz以下 13,570kHzを超える13,870kHz以下 15,100kHzを超える15,800kHz以下 17,480kHzを超える17,900kHz以下 21,450kHzを超える21,850kHz以下 25,670kHzを超える26,100kHz以下 76MHzを超える108MHz以下 207.5MHz以上222MHz以下 470MHzを超える710MHz以下 11.7GHzを超える12.75GHz以下
5 同一の周波数を使用する相当数の無線局を一定の区域において一体的に運用するために開設する無線局（当該相当数の無線局の間で行われる通信の最大距離が総務省令で定める距離を超えるもの又は当該一定の区域に総務大臣が公示する区域が含まれるものに限る。）	25.25GHzを超える27GHz以下		[注 同左]
[注 略]		備考 案中の〔 〕の記述は社説である。	

○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）を実施するため、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のよう改める。

改正後		改正前	
別表第23号 無線設備の規格コード		別表第23号 [同左]	
項目	コード	項目	コード
[略]	[略]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の6の12第1項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備又は同条第2項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局又は設備規則第49条の6の13第1項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	N R	設備規則第49条の6の12第1項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備又は同条第2項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局又は設備規則第49条の6の13第1項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	N R
[略]	[略]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 2 R	設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 2 R
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 2 R C	設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 2 R C
[略]	[略]	[同左]	[同左]

備考 案件の[] の記載は付属しません。

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二第二項第二号及び別表第三号17(3)の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第一一十三号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの無線局の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

改 正 前

	一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行ふ無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二・三・三〇MHzを超える、三七〇MHz以下、三・四GHzを超える四・一GHz以下、四・五GHzを超える四・六GHz以下又は四・九GHzを超える五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては三・四GHzを超える三・六GHz以下又は四・九GHzを超える五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するもの、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては三・四GHzを超える四・一GHz以下、四・五GHzを超える四・六GHz以下又は四・九GHzを超える五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）及びローカル5Gの無線局の送信装置であつて、四・六GHzを超える四・九GHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては、四・八GHzを超える四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）の技術的条件	一 「同上」
1 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。	1 「同上」	1 「同上」
〔1〕 略	〔1〕 同上	〔1〕 同上
〔2〕 陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行う。以下この項において同じ。）を行うものを除く。）の送信装置	〔2〕 陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行う。以下同じ。）を行うものを除く。）の送信装置	〔2〕 陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行う。以下同じ。）を行うものを除く。）の送信装置
〔3〕 略	〔3〕 同上	〔3〕 同上
〔4〕 略	〔4〕 同上	〔4〕 同上
〔2～9 略〕	〔2～9 同上〕	〔2～9 同上〕
二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二・五・二・五GHzを超える二・八・二GHz以下又は二・九・一GHzを超える二・九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局（二・八・二GHzを超える二・九・一GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の送信装置の技術的条件	二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二・七GHzを超える二・八・二GHz以下又は二・九・一GHzを超える二・九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局（二・八・二GHzを超える二・九・一GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の送信装置の技術的条件	二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二・七GHzを超える二・八・二GHz以下又は二・九・一GHzを超える二・九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局（二・八・二GHzを超える二・九・一GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の送信装置の技術的条件
1 設備規則第四十九条の六の十二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。	1 「同上」	1 「同上」
〔1〕 略	〔1〕 同上	〔1〕 同上
〔2〕 陸上移動局（中継（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行う。以下この項において同じ。）を行うものを除く。）の送信装置	〔2〕 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置	〔2〕 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置
〔3〕 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置	〔3〕 同上	〔3〕 同上
ア 陸上移動局と通信を行う送信装置	ア 「同上」	ア 「同上」

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅当たりの平均電力が(一)一〇・三 dB₁以下の値であること。

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
〔略〕	〔略〕	〔略〕
一一〇〇	一一〇〇	一九〇・〇八
三〇〇	三〇〇	二八五・一二
〔略〕	〔略〕	〔略〕

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも一四・七デシベル以上低い値であること。

3

ア 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動中継局の送信装置

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は該周波数範囲の任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅当たりの平均電力が(一)一〇・三 dB_H以下の値であること。

注 略	通過帶域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
〔略〕	一〇〇	〔略〕	〔略〕
〔略〕	三〇〇	一〇〇	一九〇・〇八
〔略〕	三〇〇	〔略〕	〔略〕
〔略〕	二八五・一二	〔略〕	〔略〕

注略

イ 基地局と通信を行うもの

イ
〔同上〕

ア	(4)	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]		[注]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

ア	(4)	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]		[注]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅当たりの平均電力が（一）～（三）dB_W以下の値であること。

1

(4)
ア [同上]

(4)
ア [同上]

注同上

イ
〔同上〕

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも一四・七デシベル以上低い値であること。

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注 略〕

〔2・3 略〕

4 設備規則別表第二号第12の6(3)才の総務大臣が別に告示する陸上移動中継局又は陸上移動局の送信装置がキヤリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信する場合における送信された当該複数の搬送波の占有周波数帯幅の許容値は、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔の総和に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

5 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるところとする。

(1) 基地局の送信装置

〔表略〕

注 1 基地局が使用する周波数帯(二五・二五GHz)を超える二九・五GHz以下の周波数帯をいう。)の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

〔2・3 略〕

ア 〔(2) 略〕
 (3) 〔(2) 陸上移動局(中継を行うものに限る。)の送信装置〕

ア 〔(2) 陸上移動局と通信を行ふもの〕
 次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
○・五MHz以上通調帯域幅の一〇%に○・五MHzを加えた値未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一・三dB以下
○・五MHz以上通調帯域幅の一〇%に○・五MHzを加えた値未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一・三dB以下
平均電力が(二)一・三dB以下の値	平均電力が(二)一・三dB以下

注 1 送信周波数帯域の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

〔同上〕

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔注 同上〕

〔2・3 同上〕

4 設備規則別表第二号第12の6(3)才の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキヤリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信する場合における送信された当該複数の搬送波の占有周波数帯幅の許容値は、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔の総和に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

5 「表同上」

〔(1) 「表同上」〕

〔表同上〕

注 1 基地局が使用する周波数帯(二七GHz)を超える二九・五GHz以下の周波数帯をいう。)の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

〔(2) 同上〕
 〔(2) 同上〕

〔新設〕

る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ

基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
○・五MHz以上通過帯域幅の一〇%に○・五MHzを加えた値未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・三dBm以下の値
通過帯域幅の一〇%に○・五MHzを加えた値以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一・三dBm以下の値

注1 送信周波数帯域の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

2| 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(4) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
○・五MHz以上通過帯域幅の一〇%に○・五MHzを加えた値未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・三dBm以下の値
通過帯域幅の一〇%に○・五MHzを加えた値以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一・三dBm以下の値

注1 送信周波数帯域の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

2| 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ

基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
○・五MHz以上通過帯域幅の一〇%に○・五MHzを加えた値未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・三dBm以下の値
通過帯域幅の一〇%に○・五MHzを加えた値以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一・三dBm以下の値

注1 送信周波数帯域の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

2| 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

〔新設〕

る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

6 設備規則別表第三号 17 (3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置
〔表略〕

注 1 基地局が使用する周波数帯(二五・二五 GHz)を超えて二九・五 GHz以下の周波数帯をいう。)の端から一・五 GHz未満の周波数帯に限り適用する。

(2) 〔2 略〕

3 搬送波の送信周波数帯域が二五・二五 GHzを超えて二七・五 GHz以下の周波数にかかる場合にあっては、二三・六 GHzを超えて二四 GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇 MHzの帯域幅における平均電力が(一)九 dBm以下の値とする。

(2) 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信装置

〔表略〕

〔注 1・3〕

4 搬送波の送信周波数帯域が二五・二五 GHzを超えて二七・五 GHz以下の周波数にかかる場合にあっては、二三・六 GHzを超えて二四 GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇 MHzの帯域幅における平均電力が(一)九 dBm以下の値とする。

(3) ア 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信装置

〔表略〕

〔注 1 略〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二五・二五 GHzを超えて二七・五 GHz以下の周波数を含む場合にあっては、二三・六 GHzを超えて二四 GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇 MHzの帯域幅における平均電力が(一)九 dBm以下の値とする。

イ 基地局と通信を行う送信装置

〔表略〕

〔注 1 略〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二五・二五 GHzを超えて二七・五 GHz以下を含む場合にあっては、二三・六 GHzを超えて二四 GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇 MHzの帯域幅における平均電力が(一)五 dBm以下の値とする。

6 「同上」

(1) 「表同上」

注 1 基地局が使用する周波数帯(二七 GHz)を超えて二九・五 GHz以下の周波数帯をいう。)の端から一・五 GHz未満の周波数帯に限り適用する。

(2) 〔2 同上〕

3 搬送波の送信周波数帯域が二七 GHzを超えて二七・五 GHz以下の周波数にかかる場合にあっては、二三・六 GHzを超えて二四 GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇 MHzの帯域幅における平均電力が(一)九 dBm以下の値とする。

〔同上〕

〔表同上〕

〔注 1・3〕

4 搬送波の送信周波数帯域が二七 GHzを超えて二七・五 GHz以下の周波数にかかる場合にあっては、二三・六 GHzを超えて二四 GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇 MHzの帯域幅における平均電力が(一)九 dBm以下の値とする。

〔同上〕

〔表同上〕

〔注 1 同上〕

〔表同上〕

〔注 1 同上〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二七 GHzを超えて二七・五 GHz以下を含む場合にあっては、二三・六 GHzを超えて二四 GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇 MHzの帯域幅における平均電力が(一)五 dBm以下の値とする。

(4) 陸上移動中継局の送信装置

〔表略〕

〔注1 略〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二五・二五GHzを超えて二七・五GHz以下を含む場合にあつては、二三・六GHzを超えて二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）九dBm以下の値とする。

イ 基地局と通信を行う送信装置

〔表略〕

〔注1 略〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二五・二五GHzを超えて二七・五GHz以下を含む場合にあつては、二三・六GHzを超えて二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）九dBm以下の値とする。

〔7・8 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(4) 〔表同上〕

〔注1 同上〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二七GHzを超えて二七・五GHz以下を含む場合にあつては、二三・六GHzを超えて二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）九dBm以下の値とする。

イ 〔同上〕

〔表同上〕

〔注1 同上〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二七GHzを超えて二七・五GHz以下を含む場合にあつては、二三・六GHzを超えて二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）九dBm以下の値とする。

〔7・8 同上〕

○ 総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>〔第1章～第5章 略〕</p> <p>第5章の2 特定基地局の開設計画の認定等の審査（第17条の2—第17条の6）</p> <p>第5章の3 價額競争の実施に必要な事項の審査</p> <p>〔第6章～第14章 略〕 (無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局（地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は基幹放送をする無線局に割り当てることのできる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあっては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。</p> <p>ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項は、別表2の区分に適合することであること。また、特定基地局にあっては、この規定にかかるわらず、無線局の目的が電気通信業務用又は基幹放送用（基幹放送の種類がマルチメディア放送又は標準テレビジョン放送の無線局の場合に限る。）であり、免許の主体が当該特定基地局に係る<u>認定特定基地局開設者</u>であること。</p> <p>〔イ～ク 略〕</p> <p>〔(4)～(14) 略〕</p> <p>(<u>認定特定基地局開設者</u>の地位の承継の許可)</p> <p>〔第17条の6 略〕</p> <p>第5章の3 價額競争の実施に必要な事項の審査 (<u>価額競争の参加の審査</u>)</p> <p>第17条の7 免許規則第25条の8の3の申請書を受理したときは、法第27条の20の3第3項の規定に</p>	<p>目次</p> <p>〔第1章～第5章 同左〕</p> <p>第5章の2 特定基地局の開設計画の認定等の審査（第17条の2—第17条の6）</p> <p>〔第6章～第14章 同左〕 (無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>〔(1)・(2) 同左〕</p> <p>(3) [同左]</p> <p>ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項は、別表2の区分に適合することであること。また、特定基地局にあっては、この規定にかかるわらず、無線局の目的が電気通信業務用又は基幹放送用（基幹放送の種類がマルチメディア放送又は標準テレビジョン放送の無線局の場合に限る。）であり、免許の主体が当該特定基地局に係る<u>認定開設者</u>であること。</p> <p>〔イ～ク 同左〕</p> <p>〔(4)～(14) 同左〕</p> <p>(<u>認定開設者</u>の地位の承継の許可)</p> <p>〔第17条の6 同左〕</p> <p>[新設]</p>

に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、申請者が価額競争に参加することができるとしてする。

- 一 その申請の内容が価額競争実施指針に照らし適切なものであること。
- 二 その申請をした者が価額競争実施指針に定める価額競争の参加者の資格を有すること。

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

[第1 略]

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

[(1) ~ (15) 略]

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

[ア～ク 略]

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。

(ア) 法第27条の12第3項第7号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあっては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局に関し、当該終了促進措置の実施を完了し、又は当該特定基地局に係る認定特定基地局開設者と当該無線局の免許人等（D及びJにあっては所有者又は占有者）との間で当該終了促進措置の実施（当該終了促進措置の実施によらない当該無線局の廃止又は周波数の変更の実施を含む。）及び当該特定基地局の開設について合意していること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[A～J 略]

[(イ)～(シ) 略]

[コ～タ 略]

[別表(16)-1・別表(16)-2 略]

[(17) ~ (21) 略]

[2～4 略]

[第3 略]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局

[ア～ケ 略]

コ その他

[(ア)～(ウ) 略]

(エ) 施行規則第15条の2第2項第1号の2及び第3号の2に掲げる無線局（27.0GHzを超える28.2GHz以下又は29.1GHzを超える29.5GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の包括免許に際しては、法第104条の2の規定により、「この周波数の使用は、27.0GHzを超えて

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

[第1 同左]

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

[(1) ~ (15) 同左]

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

[ア～ク 同左]

ケ 周波数の指定

[同左]

(ア) 法第27条の12第3項第7号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあっては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局に関し、当該終了促進措置の実施を完了し、又は当該特定基地局に係る認定開設者と当該無線局の免許人等（D及びJにあっては所有者又は占有者）との間で当該終了促進措置の実施（当該終了促進措置の実施によらない当該無線局の廃止又は周波数の変更の実施を含む。）及び当該特定基地局の開設について合意していること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[A～J 同左]

[(イ)～(シ) 同左]

[コ～タ 同左]

[別表(16)-1・別表(16)-2 同左]

[(17) ~ (21) 同左]

[2～4 同左]

[第3 同左]

第4 [同左]

1 [同左]

(1) [同左]

[ア～ケ 同左]

コ その他

[(ア)～(ウ) 同左]

[新設]

31.0GHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用に妨害を与えない場合に限る。」
とする旨の条件を付すものとする。

[(2) ~ (21) 略]

[2~4 略]

[第5 略]

[(2) ~ (21) 同左]

[2~4 同左]

[第5 同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

資料 2

電波監理審議会審議資料

令和 7 年 12 月 19 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (令和 7 年 12 月 19 日 諒問第 32 号)

[26GHz 帯への第 5 世代移動通信システムの導入に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(長澤周波数調整官、加地係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案

(26GHz帯への第5世代移動通信システムの導入に係る制度整備)

1 諒問の概要

我が国の国民生活や社会経済活動に必要不可欠な移動通信システムについては、総トラヒックの継続的な増加や、新たな利用ニーズに対応するための更なる周波数の確保が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、総務省では、「26GHz帯及び40GHz帯を使用する5Gシステムの技術的条件」について、情報通信審議会から一部答申（令和7年5月29日）を受け、その後、令和7年5月19日から同年6月18日までの期間、「26GHz帯及び40GHz帯における第5世代移動通信システムの利用に関する調査」を行ったところ、26GHz帯に第5世代移動通信システム（以下「5G」という。）を導入することについては一定の利用意向が示された。

このため、本件では、26GHz帯に5Gシステムを導入するため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

2 変更概要

※必要的諒問事項はゴシック体

- 一周波方式のシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信の周波数を規定する周波数割当計画別表10-4を新設し、「25.25GHzを超える27.0GHz以下」の周波数を規定する。

【周波数割当計画 第2 周波数割当表、別表10-3】

- 26GHz帯を使用する固定ワイヤレスアクセスシステムの周波数の使用期限を「令和13年5月31日まで」と規定する。

【周波数割当計画 第2 周波数割当表】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに施行予定（公布日の施行を予定）

4 意見募集結果

本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和7年10月11日（土）から同年11月10日（月）までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関する意見はなかった。

(参考)

周波数割当計画の一部変更の概要

周波数割当表 第3表 10GHz-3000GHz

変更前			
周波数割当表			
国内分配 (GHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件	
(略)	(略)	(略)	(略)
25.25-25.5	(略)	(略)	(略)
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、 別表10-1による。
	(略)	(略)	(略)
25.5-27	(略)	(略)	(略)
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、 別表10-1による。
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

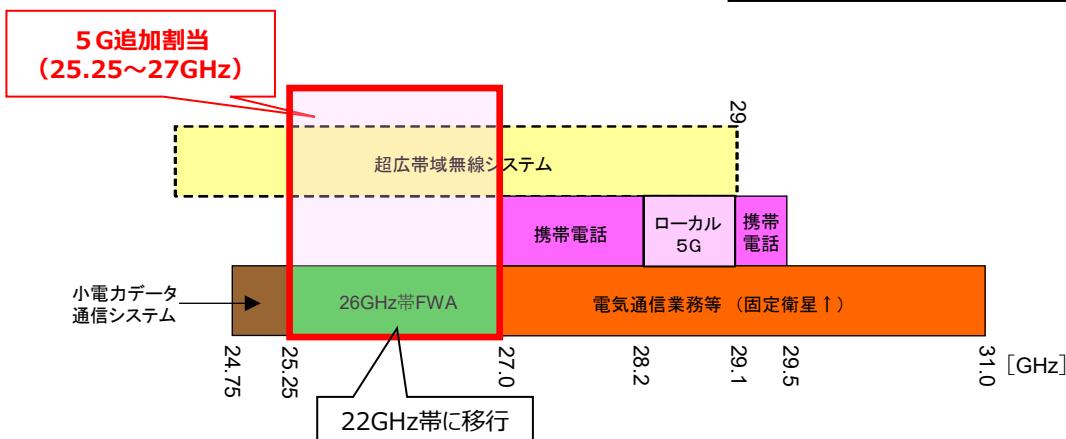
周波数割当表 第3表 10-3000GHz

変更後			
周波数割当表			
国内分配 (GHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件	
(略)	(略)	(略)	(略)
25.25-25.5	(略)	(略)	(略)
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、 別表10-1及び別表10-4によるものとし、別表10-1により割当てを受ける周波数の使用は、令和13年5月31日までに限る。
	(略)	(略)	(略)
25.5-27	(略)	(略)	(略)
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、 別表10-1及び別表10-4によるものとし、別表10-1により割当てを受ける周波数の使用は、令和13年5月31日までに限る。
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[新設]

[別表10-4 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表](#)

[25.25GHzを超え27.0GHz以下](#)



【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定の要否の決定及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更
- 三～五 (略)
- 2 (略)

【委任元条項関係】

○電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
(周波数割当計画)

- 第二十六条** 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。 これを変更したときも、同様とする。
- 2 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 無線局の行う無線通信の態様
 - 二 無線局の目的
 - 三 周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件
 - 四 第二十七条の十四第六項の規定により指定された周波数であるときは、その旨
 - 五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別
 - イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数
 - ロ イに掲げる周波数以外のもの

【その他】

5

○周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）

別表10-1 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

ブロック名	低群	ブロック名	高群	ブロック名	低群	ブロック名	高群	ブロック名	低群	ブロック名	高群
A1	22.14GHzを超え 22.20GHz以下	A' 1	22.74GHzを超え 22.80GHz以下	D1	25.27GHzを超え 25.33GHz以下	D' 1	26.125GHzを超え 26.185GHz以下	C1	38.06GHzを超え 38.12GHz以下	C' 1	39.06GHzを超え 39.12GHz以下
A2	22.20GHzを超え 22.26GHz以下	A' 2	22.80GHzを超え 22.86GHz以下	D2	25.33GHzを超え 25.39GHz以下	D' 2	26.185GHzを超え 26.245GHz以下	C2	38.12GHzを超え 38.18GHz以下	C' 2	39.12GHzを超え 39.18GHz以下
A3	22.26GHzを超え 22.32GHz以下	A' 3	22.86GHzを超え 22.92GHz以下	D3	25.39GHzを超え 25.45GHz以下	D' 3	26.245GHzを超え 26.305GHz以下	C3	38.18GHzを超え 38.24GHz以下	C' 3	39.18GHzを超え 39.24GHz以下
A4	22.32GHzを超え 22.38GHz以下	A' 4	22.92GHzを超え 22.98GHz以下	B1	25.45GHzを超え 25.51GHz以下	B' 1	26.305GHzを超え 26.365GHz以下	C4	38.24GHzを超え 38.30GHz以下	C' 4	39.24GHzを超え 39.30GHz以下
				B2	25.51GHzを超え 25.57GHz以下	B' 2	26.365GHzを超え 26.425GHz以下	C5	38.30GHzを超え 38.36GHz以下	C' 5	39.30GHzを超え 39.36GHz以下
				B3	25.57GHzを超え 25.63GHz以下	B' 3	26.425GHzを超え 26.485GHz以下	C6	38.36GHzを超え 38.42GHz以下	C' 6	39.36GHzを超え 39.42GHz以下
				B4	25.63GHzを超え 25.69GHz以下	B' 4	26.485GHzを超え 26.545GHz以下	C7	38.42GHzを超え 38.48GHz以下	C' 7	39.42GHzを超え 39.48GHz以下
				B5	25.69GHzを超え 25.75GHz以下	B' 5	26.545GHzを超え 26.605GHz以下				
				B6	25.75GHzを超え 25.81GHz以下	B' 6	26.605GHzを超え 26.665GHz以下				
				B7	25.81GHzを超え 25.87GHz以下	B' 7	26.665GHzを超え 26.725GHz以下				
				D4	25.945GHzを超え 26.005GHz以下	D' 4	26.800GHzを超え 26.860GHz以下				
				D5	26.005GHzを超え 26.065GHz以下	D' 5	26.860GHzを超え 26.920GHz以下				
				D6	26.065GHzを超え 26.125GHz以下	D' 6	26.920GHzを超え 26.980GHz以下				

高群又は低群のいずれか又は双方（ブロック名のアルファベット及び数字が同一のブロックを対とする。）のブロックを使用することとする。

(公印・契印省略)



諮詢 第 32 号

令和 7 年 12 月 19 日

電波監理審議会

会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

諮詢 書

電波法（昭和25年法律第131号）第26条第1項に規定する周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）について、その一部を変更することとしたい。については、同法第99条の11第1項第2号の規定に基づき、別紙により諮詢する。

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のよう¹に改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更後				変更前			
第2 周波数割当表 〔1～7 略〕				第2 周波数割当表 〔1～7 同左〕			
周波数割当表 〔第1表・第2表 略〕				周波数割当表 〔第1表・第2表 同左〕			
第3表 10GHz—3000GHz				第3表 10GHz—3000GHz			
〔略〕 国内分配 (GHz) (4) 無線局の目的 (5) 周波数の使用に関する条件 (6)				〔同左〕 国内分配 (GHz) (4) 無線局の目的 (5) 周波数の使用に関する条件 (6)			
〔略〕 25.25—25. 5	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10—1及び別表10—4によるものとし、別表10—1により割当てを受ける周波数の使用は、令和13年5月31日までに限る。	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	割当ては、別表10—1による。
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
25.5—27	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10—1及び別表10—4によるものとし、別表10—1により割当てを受ける周波数の使用は、令和13年5月31日までに限る。	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	割当ては、別表10—1による。
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
〔別表1—1～別表10—3 略〕				〔別表1—1～別表10—3 同左〕			
別表10—4 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表				〔新設〕			
25.25GHz を超え 27.0GHz 以下				〔別表11—1～別表11—3 同左〕			
〔別表11—1～別表11—3 略〕							

資料 3

電波監理審議会審議資料

令和 7 年 1 月 29 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (令和 7 年 1 月 29 日 諒問第 33 号)

[無線局の免許等関連手続の電子申請義務化]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(伊藤課長補佐、永井係長、浜元主査)

電話：03-5253-5874

電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (無線局の免許等関連手続の電子申請義務化)

1 諒問の概要

第217回通常国会において成立した電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）の施行のため、無線局の免許等関連手続の電子申請義務化の制度整備を行う電波法施行規則等の一部改正について諮問するものである。

2 改正又は変更概要

電波法施行規則等について以下のとおり改正する。

※必要的諮問事項はゴシック体

(1) 無線局の免許等関連手続の電子申請義務化の制度整備（**相当数の無線局を開設している者の定め**等）

【電波法施行規則第2条第1項第14号の2、第14号の3、第14号の6、**第51条の9の2**、第51条の9の3、第51条の9の3の2】

(2) その他の制度整備（電子申請等により行う場合の電子処分通知等及び電子委任状の使用）

【電波法施行規則第53条第2項、第55条】

【無線局免許手続規則第32条第2項、第32条の2】

【登録検査等事業者等規則第24条第2項】

3 施行期日

改正法の施行の日（令和8年4月1日）

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和7年11月1日（土）から同年12月1日（月）までの期間に実施し、18件の意見の提出があった。



総務省

無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る省令改正案

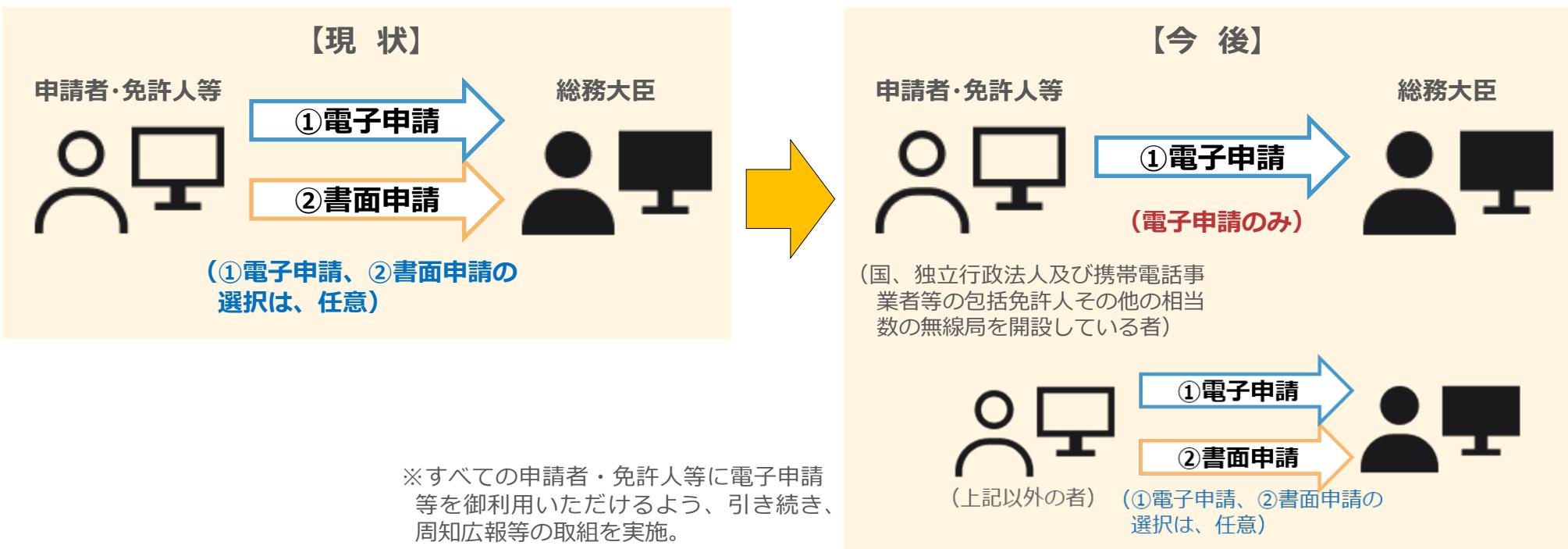
(概要)

令和7年12月
総務省総合通信基盤局

1. 背景及び改正法の概要等

- 政府全体として「デジタルファースト原則」を推進しており、「電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号。以下「改正法」といいます。)」により、国、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定める者は、無線局の免許等関連手続について、書面による手続を廃止して、電子申請等により行わなければならないこととします。
- ただし、総務省電波利用電子申請システムの故障等により電子申請等ができない場合は、書面申請等も可能とします。
- 完全デジタル化（電子申請・免許記録等のインターネット閲覧等）を進めることにより、免許等の交付までの迅速化、利便性の向上等が実現し、申請者・免許人等及び総務省の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コストの削減等が推進されます。**

【無線局の免許等関連手続の電子申請義務化のイメージ】



2. 改正省令案の概要等

電波監理審議会諮詢事項

(1) 電子申請義務化の対象 [電波法施行規則第51条の9の2]

- 国、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、改正法の施行日（令和8年4月1日）から電子申請が義務化されます。
- 「包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるもの」として、書面申請の廃止による効率化効果等にかんがみ、既にその手続のほとんどを電子申請により行っており速やかに電子申請への完全対応が可能、また、多数の無線局を開設しており国の機関や独立行政法人と同様に他の事業者に先立ち積極的に電子申請に取り組むことが求められる、**携帯電話事業者等※を対象と定めます**。 ※携帯電話事業者、全国BWA事業者

(2) その他 [電波法施行規則、無線局免許手続規則、登録検査等事業者等規則]

- 電子申請をする場合の処分通知等は、総務省電波利用電子申請システムを利用した電子処分通知等によるものとします（令和9年4月1日から）。
- 電子申請をする場合、電子申請に係る委任状（申請者・免許人等が国の機関又は法人に限る。）は、総務省電波利用電子申請システムの委任管理機能を利用して作成した電子委任状（当該システムに登録された委任に係る電磁的記録）を使用するものとします（令和18年3月31日まで経過措置あり。）。

※総務省電波利用電子申請システム、商業登記等の電子証明書やGビズID等のシステム等の故障等及び仕様等など、申請者・免許人等の責めに帰することができない事由により電子申請等ができない場合を除きます。

- その他所要の規定の改正を行います。

3. 電子申請義務化の今後の進め方について

改正省令案の意見募集に合わせて公表した内容

- 今後、「総務省令で定める者」の範囲は、書面申請の廃止による行政機関の効率化効果等、デジタル技術の導入状況や、免許人の負担感・需要の程度などの変化を勘案して、その範囲は適時適切に判断していくこととしており、また、その対象を拡大するに当たっては、義務付けの対象となる免許人等が十分な準備期間を確保して計画的に電子申請への対応の準備等ができるよう、予め広く周知広報を実施する必要があります。
- これらのため、施行日から再免許の機会を捉えて丁寧に免許人にお知らせしていくことを念頭に、一般的な無線局の免許期間である最長5年の間において、特に一斉再免許※の機会も捉えて、段階的に義務化をしていくことが適当であると考えています。
※基幹放送局や携帯電話・全国BWAなどの特定の無線局に対して一定の期間ごとに行われる免許の更新手続であり、同一種別の無線局が同一時期に再免許手続を行うもの。再免許の手続きを一括で行えるようにすることで行政機関の業務の効率化が図られるとともに、対象の全ての事業者が同じタイミングで技術革新や社会的要請に応じた同一の免許条件による再免許を行うことから、制度の公平性と透明性を保つことができる。
- なお、「個人等（法人以外）」については、当分の間、電子申請を義務化しないこととしています。
※個人等（法人以外）については、いわゆる任意団体（例：自治会、町内会、マンション管理組合等）やアマチュア無線の社団局が含まれます。
- これらを踏まえると、現時点での想定では、次のように進めていくことが考えられます。
- ①まず、基幹放送事業者（コミュニティ放送事業者等※を除く。）については、既に大半の手続を電子申請により行っており、一定の準備期間を置くことで電子申請への完全対応が可能、また、携帯電話事業者等と同様に、優先的に確保された電波を使用する公共性の高いサービスを実施しており、社会的影響力が特に大きく、他の事業者に率先して電子申請に取り組むことが求められることから、義務化の対象とすることが適当であると考えています。義務化の時期については、次の一斉再免許（現在の免許の有効期限：令和10年10月31日）までの機会を捉えて丁寧に免許人にお知らせすることにより、次の一斉再免許の申請から電子化の義務付け行う（令和10年5月1日以降）ことができる状況となるのではないかと考えられます。

※受信障害対策中継放送局を開設している者、臨時災害用放送局を開設している者

- ②次に、携帯電話事業者、基幹放送事業者以外の無線局に対して、電子申請の義務化の対象を拡大するに当たっては、申請者・免許人等に対する負担感・需要の観点から、電子申請に対応するための一時的なコスト増（対応コスト）※1に対して、電子申請により得られるコスト削減効果※2が上回ることを示していくことが必要です。

※1 申請者・免許人等が、書面申請から電子申請に切り替えるには、PC、インターネット環境、セキュリティの確保などの利用環境の整備、GビズIDや商業登記等の電子証明書等の本人確認の電子認証やシステムアカウントの取得、従業員のシステムの使用方法・手順・操作方法の習熟や申請の準備等の電子申請を導入するための対応コストが必要となる。

※2 コスト削減効果として申請手数料が3割減となる。更に、いつでも・どこからでも申請ができる、ペーパーレス化による書類の管理コストや郵送代が削減できる、手数料が電子納付できる、入力チェック・入力支援機能・オンラインヘルプ機能等による記入漏れや入力誤りといったミスが防止でき総務省からの問い合わせ対応が減少する、総務省の申請処理状況が確認できるなどといった利便性の向上がある。

- これらの電子申請への対応コスト及びコスト削減効果（申請手数料の3割減）を試算し、比較をしたところ、現時点における試算では、法人において免許局・登録局を5局以上開設※している場合、コスト削減効果が対応コストを上回るとの試算結果が得られたところです。

※包括免許・包括登録については、開設局数を計上します。例えば、包括免許の開設局数2局、個別免許局1局開設、包括登録の開設局数2局の場合は「5局以上開設」の対象となります。

- なお、施行の5年後（令和13年4月1日）から免許局・登録局を5局以上開設している「法人」に義務づけをした場合には、現時点における試算では、電子申請率を約10%以上向上させることができ、書面申請が現状の約半分となると想定しています。

【参考】（現在の電子申請率（令和2年度～令和6年度の平均値）73.9%）

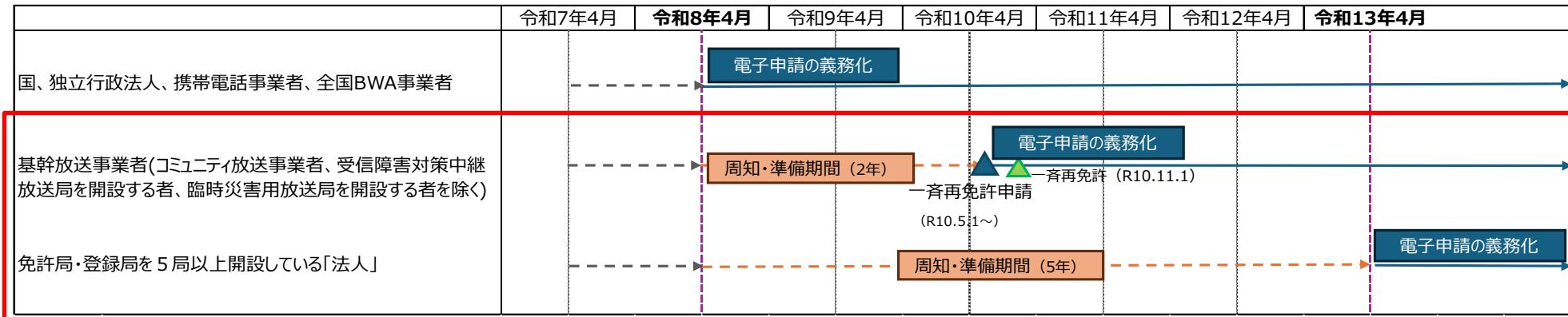
義務化直前の電子申請率（令和8年度～令和12年度の平均値）（想定）76.5%

⇒ 5局以上開設している法人を義務化した場合（令和13年度～令和17年度の平均値）（想定）85.9% (+9.6%)

- これらのことから、現時点の予測では、再免許の機会を捉え個別免許人に丁寧にお知らせしていくことを念頭に、免許局・登録局を5局以上開設している「法人」について、施行の5年後（令和13年4月1日）から義務づけを行うことができる状況となるのではないかと考えられます。

- 以上の方針に基づく段階的な電子申請義務化に向けて、丁寧な周知広報を速やかに開始するとともに、これらの義務化に係る改正省令案については、今後、適時適切に、電波監理審議会に諮問することとします。

【無線局の免許等関連手続の電子申請義務化スケジュール】



4. (参考)参照条文等

○電波法（昭和25年法律第131号）

※電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）による改正後

(国の機関等による申請等の特例)

第102条の19 国の機関、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる手続については、当該各号に規定する規定において当該手続を書面等（書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）により行うこととされているかどうかにかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

一～三十六（略）※免許の申請等の関連手続

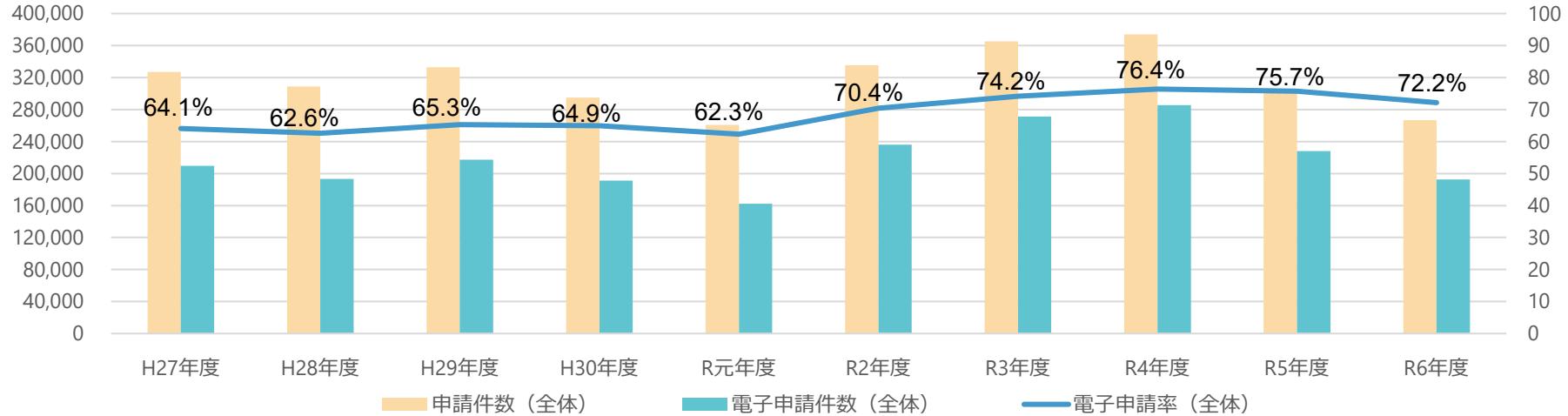
- 前項の規定により行われた同項各号に掲げる手続は、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に総務大臣に到達したものとみなす。
- 第一項の規定は、同項各号に掲げる手続を行おうとする者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により当該手続を行うことができない場合には、適用しない。

5. (参考)無線局の免許等関連手続の電子申請の状況等

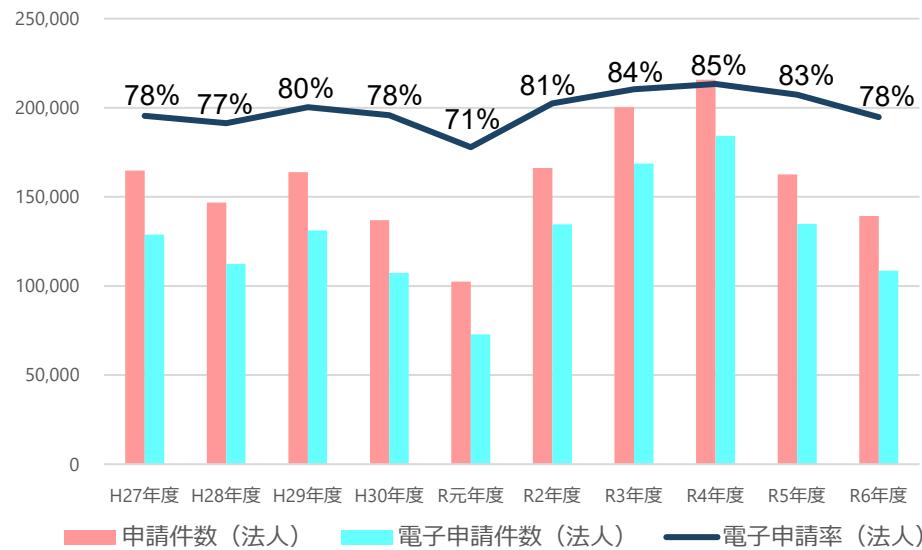
※免許、包括免許、登録、包括登録の主要3申請（新設申請、変更申請、再免許申請）

(1) 電子申請率の推移等 (H27~R6年度)

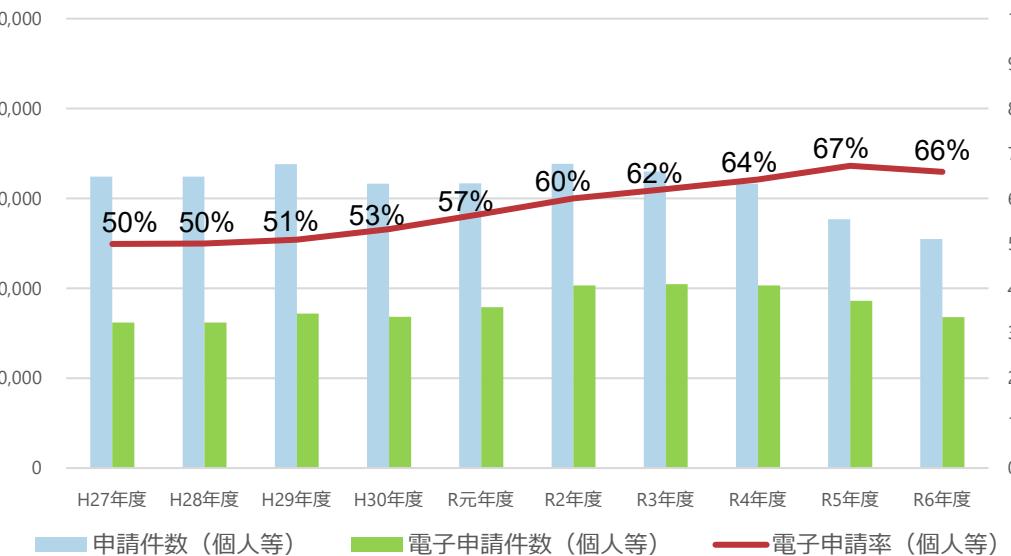
全体の申請件数及び電子申請率の推移



法人の申請件数及び電子申請率の推移



個人等の申請件数及び電子申請率の推移



無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る制度改正案に対する意見募集の結果 提出された御意見及び総務省の考え方

○実施期間 令和7年11月1日（土）から同年12月1日（月）まで（31日間）

○意見提出者 合計 18者

(1) 法人・団体： 14者 (2) 匿名・個人： 4者

【主な法人・団体（順不同）】

- ・（株）フジテレビジョン ・ 楽天モバイル（株） ・ （株）NTTドコモ ・ ソフトバンク（株）
- ・（一財）日本アマチュア無線振興協会 ・（一社）全国漁業無線協会 ・（一社）関東自動車無線協会ほかタクシー無線関係団体7者

●提出された御意見及び総務省の考え方

※御意見は適宜、整理又は要約しております、また、適宜の項目に取りまとめております。

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<ul style="list-style-type: none"> ・無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に関しては、業務の迅速化や効率化、コスト削減に資することから基本的な方向性として賛同いたします。 ・多数の免許局・登録局を開設している免許人にとって、電子申請により入力の作業量が膨大となり、負担が増加するものと考えます。書面による申請から電子申請への移行を円滑に進めていくためには、現行のExcelの事項書・工事設計書様式や免許人がExcelで管理する事項書・工事設計書の項目情報に対して、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）などを適用して電子申請情報を自動で入力できる仕組みを導入することなどが有用であり、行政によるツール提供等を含めた支援を要望致します。 ・入力作業時の不明点等の問合せ等のサポートについて、現状、電子申請の場合は、書面による申請と比較して、必要かつ迅速な回答が得られない等、十分なサポート体制とは言えない状況です。電子申請においても、書面による申請と同等レベルのユーザーサポートの実現を要望致します。 <p style="text-align: center;">【(株) フジテレビジョン】</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>御要望については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。情報システムの適宜適切な改善等、及び円滑な電子申請のための支援やサポートについては、利用者の方の御意見等も踏まえながら、継続的に取り組んでまいります。</p> <p>電子申請等の問い合わせ等のサポートにつきましては、電子申請を行う「総務省電波利用電子申請」において「ご利用ガイド」や「よくあるご質問」を掲載（※1）しており、また、御不明な点にお答えすることができるよう、インターネットによる「お問い合わせフォーム」や、お電話による「ヘルプデスク」を御案内（※2）しておりますので、御活用ください。引き続き、分かりやすいサポートができるよう努めてまいります。</p> <p>※1 https://www.denpa.soumu.go.jp/support/index.html ※2 https://www.denpa.soumu.go.jp/support/contact/index.html</p>	無

2	<p>本件方針に基づく行政手続の電子化の推進について、当社は基本的に賛同いたします。当社においても義務化を見据えた対応は可能と考えておりますが、一方で、現行のシステム・運用上の制約がデジタル移行の実効性を損ない、結果として紙による手續が温存されている側面があります。つきましては、義務化の時期を待たず、以下の点につき早期のは是正・改善を要望いたします。</p> <p>(1) 電子申請システム(PARTNER)の無線従事者選(解)任届出書容量上限の見直し</p> <p>PARTNERにおいては、届出書全体の容量上限が20MBに設定されていますが、実務上、ほとんどの届出においてこの20MBの制限を超過しており、結果として紙による提出となるケースが多く、電子化に逆行する事態となっております。電子申請の利便性と普及を図る観点から、届出書容量上限の撤廃、または大幅な引き上げを要望します。</p> <p>(2) 添付ファイルサイズ上限および受信側閲覧環境の改善</p> <p>PARTNERにおける添付ファイルサイズ上限も20MBに設定されていますが、この範囲内であっても、18MB程度のやや大きめのファイルを総合通信局側で開くことができない事象が生じています。その結果、申請者側でファイルを分割して複数回に分けて送付せざるを得ず、電子化による効率化のメリットが十分に発揮されおりません。添付ファイルサイズ上限についても、上限の撤廃または大幅な引き上げを行うとともに、受信側においても支障なく取り扱える閲覧環境の整備を要望します。</p> <p>(3) 定期検査における検査省略通知書の電子発行の全国統一</p> <p>一部の総合通信局においては検査省略通知書が依然として紙面で発給されており、その結果、事業者側では電子発行と紙発行の双方の手續・保管方法を併存させる必要が生じ、事務負担が増加しています。行政・事業者双方の事務の効率化と標準化の観点から、定期検査の検査省略通知書について、すべての総合通信局において電子発行を原則とする運用への統一を要望します。</p> <p>(4) 落成届に係る検査結果通知書の電子発行の全国統一</p> <p>落成届に係る検査結果通知書についても、一部の総合通信局において紙面による発給が残存しており、その地域では郵送・紙保管等の事務負担が発生し、手續全体の迅速性にも影響を及ぼしています。処理の迅速化とコスト削減の観点から、全国一律で電子発行</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>御要望については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。情報システムの適宜適切な改善等については、利用者の方の御意見等も踏まえながら、継続的に取り組んでまいります。</p> <p>なお、処分通知等に係る御要望の(3)(4)については、現行制度においても、処分通知等を電子交付等により受け取ることを希望する者は、その旨を表示して電子申請等を行うことができるところとともに、本省令改正案において令和9年4月から電子申請する場合の処分通知等は電子処分通知等によるものと制度上統一することとしております。</p>	無
---	---	---	---

	<p>へ移行することを要望します。</p> <p>上記の改善はいずれも、単に事業者の利便性向上にとどまらず、行政側の事務処理負担の軽減、処理期間の短縮、記録管理の効率化等、双方にとって大きなメリットをもたらすものです。実効性あるデジタル化を実現するため、本方針における義務化を待つことなく、具体的なシステム改修スケジュールの提示と、段階的な前倒し実装を強く要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル（株）】</p>		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・処分通知等の電子交付希望表示を可能とする規定整備（電波法施行規則第53条第2項、無線局免許手続規則第32条第2項など） <p>処分通知等の電子交付を希望する旨の表示を可能とする規定整備について、手続き全体のペーパレス化、および迅速な情報受領による業務効率化に資するため、賛同いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子委任状が困難な場合の経過措置期間の規定（無線局免許手続規則第32条の2新設、電波法施行規則第55条のただし書） <p>電子委任状が使用困難な場合の経過措置期間、および電子委任状の原則規定における例外規定（書面委任状による代替措置）について、代表取締役社長交代時の電子証明書の取得手続きに一定の期間が必要となることから、この措置の必要性は極めて重要であり、弊社はこれを歓迎し、賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【(株) NTTドコモ】</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p>	無
4	<p>本改正により、電子申請を利用しやすい環境が整備されることで、より多くの免許人等の作業効率が向上し、一層のデジタル化の促進が期待されることから、本改正案に賛同します。</p> <p>改正電波法第102条の19第3項において、電子申請システムの障害その他の理由により電子申請が行えない場合は、書面等による申請を認める旨が規定されていますが、運用の現況を鑑みれば、システム障害発生時は書面申請を認める措置に加え、特に届出期限が短い手続（例：特定無線局の開設・変更・廃止届）について届出期限を一定程度緩和するなど、柔軟な運用を検討頂くことが必要と考えます。</p> <p>また、予見性を高める観点から、障害の発生や復旧見込み等に関する情報について、「電波利用電子申請」ホームページで迅速かつ継続的に提供されることを希望します。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>その他御要望につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。情報システムの適宜適切な改善等、及び円滑な電子申請のための支援やサポートについては、利用者の方の御意見等も踏まえながら、継続的に取り組んでまいります。</p>	無

	<p>〔現状運用における障害時の課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話事業者は多数の無線局を保有・運用しており、当社においても特定日には数百件単位の申請を行っていること ・免許人が障害の有無を能動的に確認する手段がなく、復旧の見込みも不明であること ・システム障害が複数日に及んだ場合、多数の申請を直ちに書面に切り替えて対応することは現実的ではないこと <p>今後もデジタル化の促進を通じた更なる利便性向上を図るべく、免許人等の意見を踏まえた電子申請対象の拡張検討や申請フロー等の改善等、継続的な検討を実施頂くことを希望します。</p> <p>また、それら対象の拡張や改善等がなされた際には、電子申請の利用促進の観点から、広く免許人等に対して周知等を行って頂きますようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク（株）】</p>	
5	<p>「個人」の電子申請の更なる簡素化に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府全体として「デジタルファースト原則」が推進されるなか、「国、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定める者」の無線局免許申請に係る電子申請義務化は、是非推進していただきたい。 ・他方、本年10月1日からは、e-Gov電子申請を利用した無線従事者免許申請も可能となり、デジタルファースト原則が更に推進されていることには感謝申し上げたい。 ・ところが、e-Govによる無線従事者免許の電子申請は、オンラインのみでは完結せず、住民票の写し等の氏名・生年月日証明書や、養成課程修了証明書等の各種証明書の「紙の原本」の「別送」を求める等、電子申請にもかかわらず、リアルタイム性が伴っていない。 ・今後、更なるデジタルファースト原則を推進するためにも、原本の電子化を認め、別送を省略する等、電子申請手続きの負担軽減・スピードアップに向けた簡易化検討等の継続を期待したい。 <p style="text-align: center;">【（一財）日本アマチュア無線振興協会】</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>無線従事者免許の電子申請に係る御要望につきましては、本件意見募集の対象ではありませんが、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
6	<p>初めて電子申請を委任状による委任で行う際、申請者・免許人等は「GビズIDまたは電子証明書・官職証明書」の取得が必要であり、このうち「GビズID」を利用する場合は「GビズID『プライム』」の</p>	<p>総務省電波利用電子申請システムのアカウントを取得する際に必要となる本人確認情報は、電子証明書の利用も可能となっております。</p>

	<p>取得が必要とされています。</p> <p>この点に関し、現在のシステムでは、任意団体では「G ビズ ID」の取得は「エントリー」までとなっており、委任手続きに際して求められている『プライム』の取得は困難と聞き及んでおります。このため、当協会の一部会員（無線局）においては、電子申請を希望しつつも、やむなく書面にて手続きを行っているという実態にあります。</p> <p>「G ビズ ID」システムは政府全体にわたる統一的な仕組みと認識しておりますが、総務省におかれましては、無線免許の電子申請義務化に当たり、同システム外での付加的（追加的）な措置を含め、任意団体でも電子での委任手続きが行えるよう柔軟な対応をご検討いただきたく、よろしくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 全国漁業無線協会】</p>	<p>ご要望については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。情報システムの適宜適切な改善等については、利用者の方の御意見等も踏まえながら、継続的に取り組んでまいります。</p> <p>なお、本省令案では、電子委任状の使用については、任意団体は対象としておりません。また、任意団体については、当分の間、電子申請を義務化しないこととしております。</p>	
7	<p>概要資料において、電子申請義務化の今後として、電子申請義務化の対象範囲と予定される時期、電子申請によるコスト削減効果が示された上で、その義務化の対象として「免許局・登録局を 5 局以上開設している『法人』に対する義務付けを令和 13 年 4 月 1 日からとする」とされています。また、これに併せて電子委任状の使用についても、令和 18 年度末までの経過措置が設けられているものの、原則として「5 局以上を開設している『法人』は、電子委任状による電子申請を行わなければならない」ことが今後の検討方針として示されています。</p> <p>5 局以上を開設している法人の免許人は、多種多様な業界にわたり、その免許人の事業規模も大企業から中小零細まで幅広い範囲に広がっています。</p> <p>各地方自動車無線協会等が関わるタクシー事業者においても多くの中小零細企業であり、自営無線局を開設しているタクシー事業者（以下、「免許人」という。）であっても、開設している局数は小規模の免許人が少なくない状況です。</p> <p>こうした免許人は、安全運行管理から経営管理、労務管理など多岐にわたる業務を少人数で行っているのが現状です。</p> <p>このような規模の免許人に対して、各地方自動車無線協会等では、5 年後に向けて「G ビズ ID」の取得など電子委任状を使用した電子申請や免許人自ら電子申請が出来る環境が整えられるよう努めていきたいと考えている一方で、免許人の方々の中には経営状況はじめと</p>	<p>今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。電子申請義務化の今後についての考え方は、概要資料に記載のとおりであり、その対象範囲については、申請者・免許人等に対する負担感・需要の観点から、電子申請に対応するための一時的なコスト増（対応コスト）に対して、電子申請により得られるコスト削減効果が上回ると想定される者として無線局を 5 局以上開設する者を対象と考えておりますが、引き続き、申請者・免許人等の御理解と御協力が得られるよう、分かりやすい資料を作成して、電波利用ポータルに掲載するほか広く周知広報に努めてまいります。</p> <p>なお、電子委任状の使用については、改正省令案（施行規則第 55 条、免許規則第 32 条の 2 及び附則第 2 項）のとおり、国の機関及び法人を対象としており、その経過措置は令和 18 年 3 月 31 日までとなります。</p>	無

	<p>する事業環境を巡る様々な要因によって、電子申請が出来る環境を整えることに支障がある免許人が出てくることも、十分に想定されます。</p> <p>そうしたやむを得ない理由により電子申請が出来ない免許人に対しても継続して自営無線局が開設できる申請方法等について、義務化の対象範囲の拡大検討や関係省令の改正検討を行う際には、十分に考慮して検討されることを強く要請するものです。</p> <p>【(一社)北海道ハイヤー協会、(一社)東北自動車無線協会、(一社)関東自動車無線協会、(一社)信越自動車無線協会、(一社)近畿自動車無線協会、(一社)中国自動車無線協会、(一社)四国自動車無線協会、(一社)九州タクシー無線協会】</p>	
8	<p>今回の改正案は、無線局の免許等関連手続について、電子申請を原則義務化することで、行政の効率化と申請者の利便性向上を図るものと理解しています。デジタルファースト原則の推進により、申請から免許交付までの迅速化やコスト削減が期待される点は、現代の行政運営において重要な取り組みだと感じます。</p> <p>一方で、制度の実効性を高めるには、現場の多様な実情に配慮した柔軟な運用と、制度の「わかりやすさ」が不可欠です。以下の点について、改善をお願いしたく意見を提出いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の定義が不明瞭であることへの懸念 「相当数の無線局を開設している者」が電子申請義務の対象とされていますが、その具体的な基準が条文上からは読み取れず、別紙2では該当条文が削除されています。これでは、事業者側が自らの該当性を判断することが困難であり、制度への対応準備が遅れる可能性があります。 → 対象範囲の明示（免許局数の目安、業種別の例示）と、該当性を確認できる相談窓口の整備を求めます。 ・電子委任状の扱いに関する不安と例外規定の曖昧さ 電子申請における委任状について、故障等による例外規定が設けられている一方で、「困難であるとき」の判断基準が不明確です。現場での混乱や不公平な運用を避けるため、例外適用の具体的な要件や手続の流れを明示していただきたいです。 → 例外の判断基準と、紙委任状による代替手続の様式・期限を明記してください。 ・経過措置の長期化による制度定着の遅れ 電子委任状の使用が困難 	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>その他の御意見・御要望につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請義務化の対象範囲については、概要資料に記載のとおりであり、全体像（法改正、今回の省令改正、今後についてを含めたもの）は、概要資料P.4中段（2(2)の最後の部分）の【無線局の免許等関連手続の電子申請義務化スケジュール】にまとめております。なお、別紙2の省令改正案については、令和8年4月1日（予定）から電子申請義務化の対象としようとする携帯電話事業者等を規定しているものであり、その他の対象については、今後、時宜適切に省令改正をしていくこととしております。また、個々の申請者・免許人等の該当性の確認については、総合通信局等へ御相談等をお願いします。 ・電子委任状の導入については、申請者・免許人等に、GビズIDや電子証明書等の本人確認情報の取得や電子申請アカウントを取得していただく等の準備等が必要となるものであり、様々な申請者・免許人等がいらっしゃる中で、再免許の機会を捉えて丁寧にお願いしていく必要があります。このため、一斉再免許の免許期間である最長5年を踏まえて、10年の経過措置を置くこととしたものです。

	<p>な場合、令和18年3月末まで適用除外とされていますが、10年以上の猶予期間は制度の定着を遅らせる可能性があります。段階的な義務化や中間評価の仕組みを設けることで、制度の浸透を促進していただきたいです。→ 中間的な見直し時期の設定と、段階的な義務化スケジュールの提示を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「電子交付を希望する旨の表示をすること」とされていますが、申請者がどのタイミングで、どの形式で表示すべきかが不明瞭です。特に高齢者や障がい者、デジタル環境に不慣れな方にとっては、操作ミスによる不利益が生じる可能性があります。→ 電子申請画面上での表示例、確認手順、変更可能性などを明示した補足資料の整備をお願いします。 全体構造のわかりづらさと情報整理の必要性 今回の改正案は、3省令を横断的に改正するものであり、条文構造も複雑です。別紙1～3を通読しても、「誰が、何を、いつから、どう変わるのか」が一目で把握できず、現場の不安を招いています。→ 制度改正の全体像を示す図解や、対象者別の変更点一覧、FAQの整備を強く希望します。 <p>[理由] 制度の趣旨は理解していますが、現場の事業者や自治体が安心して制度に移行できるよう、「予測可能性」「操作の明快さ」「例外の公平性」「情報の整理」が不可欠です。制度の信頼性を高めるためにも、現場の声を反映した運用を強く望みます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<ul style="list-style-type: none"> また、改正省令附則第2項の経過措置については、申請者・免許人等が電子申請アカウント等の準備等を整えることができない場合など電子免許状を使用することが困難な場合を想定しており、このため現時点において、特に判断基準等が必要になるものとは考えておりません。 「電子交付を希望する旨の表示をすること」について、概要資料2(3)その他(P.4)に記載のとおり、令和9年4月から電子申請する場合の処分通知等は電子処分通知等によるものとするため、申請者・免許人等が電波利用電子申請システムを使用することをもって電子交付を希望する旨の表示をすることとなります。 その他、周知広報等に関する御要望については、引き続き、分かりやすい資料を作成して電波利用ポータルに掲載するほか、関係する団体等とも連携させていただきながら、広く周知広報に努めてまいります。 	
9	<p>「コストの削減等が推進されます」が目的でしたら、各種手数料を現行の半額以下とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本件意見募集の対象ではありませんが、電波法関係の手数料については、電波法第103条第1項により「実費を勘案して政令で定める額」とされており、実費を勘案して手数料を算出した結果、完全デジタル化による場合は、書面申請・免許事項証明書の受取ありの場合に比べて約4割減額されています。</p>	無
10	<p>電子申請義務化であれば、窓口において、電子端末利用できない方や障害者等に申請用の電子端末及び申請補助の要員を用意すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御要望につきましては、今後の検討とさせていただきます。申請者・免許人等の円滑な電子申請のための支援やサポートについては、利用者の方の御意見等も踏まえながら、継続的に取り組んでまいります。</p>	無

		総務省電波利用電子申請ウェブサイトでは、「ご利用ガイド」や「よくあるご質問」の掲載、また、ご不明な点にお答えすることができるよう、インターネットによる「お問い合わせフォーム」や、お電話による「ヘルプデスク」を御案内しておりますので、御活用ください。	
11	<p>完全デジタル化（電子申請・免許記録等のインターネット閲覧等）を進めることにより、申請者・免許人等及び総務省の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コストの削減等が推進されることは大いに結構だと思います。（賛成します。）</p> <p>しかしながらアマチュア無線においては誰もが閲覧できる局免許情報が従免許証情報に等しいことは思わしくありません。なぜなら、自らが工事設計を管理する義務があることは間違ひありませんが迅速化や効率化によって他局の工事設計（許可された周波数、空中線電力）は閲覧できません。確かに許可される工事設計の内容は分かります。そのことによって許可された周波数や空中線電力が分らず、他人の目による監視がかからないことはアマチュア無線界では問題があります。移動しない局に電波強度の確認書を要求することで工事設計の変更申請が減ったように、完全デジタル化に追従できない人々は工事設計に変更が生じても申請しないでしょう。確かに業務は効率化されることになることでしょうが本末転倒です。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>アマチュア局の周波数等の一括表示記号に関する御意見については、本件意見募集の対象ではありませんが、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>	無

参照条文

【必要的諮問事項関係】

○電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）

附 則

(準備行為)

第二条 総務大臣は、次の各号に掲げる規定による総務省令の制定のために、当該各号に定める日前においても、第一条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第九十九条の十一第一項の規定の例により、電波監理審議会に諮問することができる。

- 一 (略)
- 二 新電波法第百二条の十九第一項（相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。）
前条第二号に掲げる規定の施行の日
- 2・3 (略)

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、同項第五号（通信の最大距離）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七条の二十の三第八項（特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間）、第二十七条の二十の四第四項（特定高周波数無線局の開設の認定の取消しに係る特別の事情）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十五（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、

第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局等の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十五条第二項第三号（無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第一百条第一項第二号（高周波利用設備）、第一百二条の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第一百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第一百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第一百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第一百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）、第一百二条の十九第一項（相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。）（国の機関等による申請等の特例）並びに第一百三条の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二～五　（略）

2　（略）

【委任元条項関係】

○電波法（昭和25年法律第131号）（抄）

※電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部改正

（国の機関等による申請等の特例）[⇒電波法施行規則第51条の9の2](#)

第百二条の十九　国の機関、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる手続については、当該各号に規定する規定において当該手続を書面等（書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他有体物をいう。）により行うこととされているかどうかにかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

写

(公印・契印省略)

諮詢 第 33 号

令和7年12月19日

電波監理審議会

会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

諮詢 書

電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、改正法による改正後の電波法(昭和25年法律第131号)第102条の19第1項の規定による省令委任事項を定めるため、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)等の一部を改正することとしたい。については、改正法附則第2条及び電波法(昭和25年法律第131号)第99条の11第1項第1号に基づき、別紙により諮詢する。

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二百二条の十九第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次	
〔第一章～第三章 略〕	〔第一章～第三章 略〕
第四章 雜則	第四章 「同上」
〔第二節～第二節の三 略〕	〔第一節～第一節の三 同上〕
〔第二節の四 国の機関等による申請等の特例 (第五十一条の二～第五十一条の九の三) (1)〕	〔第二節の四 削除〕
〔第二節の五～第四節 略〕	〔第二節の五～第四節 同上〕
第五節 電子情報処理組織による手続 (第五十三条～第五十六条)	第五節 電子情報処理組織による手続 (第五十三条～第五十五条)
附則	附則
(定義)	(定義)
第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に關しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。	第二条 「同上」
〔二～十四 略〕	〔二～十四 同上〕
十四の二 「書面等」とは、法第二条の十九第一項に規定する書面等をいう。	十四の二 「書面等」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。) 第三条第八号に規定する申請等をいう。
十四の三 「申請等」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。) 第三条第八号に規定する申請等をいう。	十四の三 「申請等」とは、情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。
十四の四・十四の五 略	十四の四・十四の五 同上
十四の六 「電子申請等」とは、法第二条の十九第一項の規定により第五十一条の九の三に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第二条の十九第一項各号に掲げる手続又は情報通信技術活用法第六条第一項の規定により総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 (平成十五年総務省令第四十八号、以下「情報通信技術活用法施行規則」という。) 第三条に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。	十四の六 「電子申請等」とは、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。
〔十四の七～九十三 略〕	〔十四の七～九十三 同上〕
〔2 略〕	〔2 同上〕
第二節の四 国の機関等による申請等の特例 (相当数の無線局を開設している者)	第二節の四 削除
第五十二条の二 法第二条の十九第一項の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、携帯電話事業者等 (設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局であつて電気通信業務用基地局 (法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局をいふ。以下この条において同じ。) の免許人又は設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、「五四五MHz」を超えて、「五七五MHz」以下及び「五九五MHz」を超えて、「六四五MHz」以下の周波数の電波を使用するものであつて電気通信業務用基地局の免許人	第五十二条の二及び第五十二条の三 削除

(必要的な質問事項はゴシック体)

をいう。)とする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第五十一条の九の三 法第二百二条の十九第一項の総務省令で定める電子情報処理組織は、総務省の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該総務省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第五十一条の九の三の二 法第二百二条の十九第一項の規定により前条に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、情報通信技術活用法施行規則第四条、第六条及び

第十三条第一項の規定の例により当該申請等を行うものとする。

(電子情報処理組織による手続)

第五十三条 法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い行うものとする。

2 法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い、当該申請等に対する処分通知等を電子交付等により受ける旨の表示をするものとする。

〔3・4 略〕

(電子申請等を委任する場合における委任状)

第五十五条 電子申請等により申請等(無線局の免許又は登録に係る申請等に限る。)を行おうとする者が国の機関又は法人である場合であつて、当該電子申請等を行おうとする者の委任を受けて当該電子申請等を行うときにおける当該電子申請等に係る委任状は、電子委任状の普及の促進に関する法律(平成二十九年法律第六十四号)第二条第一項に規定する電子委任状を使用するものとする。ただし、当該電子委任状に係る者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、当該電子委任状を使用することができない場合は、この限りではない。

第五十六条 〔略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電子情報処理組織による手続)

第五十三条 「同上」

2 法及びこれに基づく命令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。

〔3・4 同上〕

〔新設〕

第五十五条 〔同上〕

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

			改 正 後
		(電子情報処理組織による手続等)	
		<p>第三十二条　【略】</p> <p>2 この省令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い、当該申請等に対する処分通知等を電子交付等により受ける旨の表示をするものとする。</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>(電子申請等を委任する場合における委任状)</p> <p>第三十二条の二　電子申請等により申請等(無線局の免許又は登録に係る申請等に限る。)を行おうとする者が国の機関又は法人である場合であつて、当該電子申請等を行おうとする者の委任を受けた当該電子申請等を行うときにおける当該電子申請に係る委任状は、電子委任状の普及の促進に関する法律(平成二十九年法律第六十四号)第二条第一項に規定する電子委任状を使用するものとする。ただし、当該電子委任状に係る者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、当該電子委任状を使用することができない場合は、この限りではない。</p>	

備考　表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

			改 正 前
		(電子情報処理組織による手続等)	
		<p>第三十二条　【同上】</p> <p>2 この省令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>	

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第三条 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後		改 正 前
		(電子情報処理組織による手続等) 第二十四条 〔略〕	2 この省令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い、当該申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けける旨の表示をするものとする。 〔3 略〕	(電子情報処理組織による手続等) 第二十四条 〔同上〕
備考	表中の「」の記載は注記である。		2 この省令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。 〔3 同上〕	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中電波法施行規則第五十三条第二項の改正規定及び第二条中無線局免許手続規則第三十二条第二項の改正規定並びに第三条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の電波法施行規則（以下この項において「新施行規則」という。）又は第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則（以下この項において「新免許手続規則」という。）に規定する申請等を新施行規則第二条第一項第十四号の六に規定する電子申請等により行おうとする者が国の機関又は法人である場合であつて、当該電子申請等を行おうとする者の委任を受けて当該電子申請等を行うときにおいて、当該委任に係る者が新施行規則第五十五条又は新免許手続規則第三十二条の二の規定に基づく電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第二条第一項に規定する電子委任状を使用することが困難であるときは、この省令の施行の日から令和十八年三月三十一日までの間、新施行規則第五十五条及び新免許手続規則第三十二条の二の規定は適用しない。

資料 4

電波監理審議会審議資料

令和 7 年 12 月 19 日

令和 8 年度電波の利用状況調査

(各種無線システム・714MHz以下の周波数帯及び公共業務用無線局)

(令和 7 年 12 月 19 日)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(伊藤課長補佐、永井係長、田島主査、浜元主査)

電話：03-5253-5874

総務省総合通信基盤局基幹・衛星移動通信課重要無線室

(宮良課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5888

電波監理審議会（第1150回）報告資料

**令和8年度電波の利用状況調査
(各種無線システム・714MHz以下の周波数帯及び
公共業務用無線局)に係る調査方針（案）**

**令和7年12月19日
総合通信基盤局電波部
電波政策課
重要無線室**

目 次

「令和6年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz 以下の周波数帯)に係る電波の有効利用の程度の評価結果」を踏まえた調査の改善	… 3ページ
「令和6年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)に係る電波の有効利用の程度の評価結果」を踏まえた調査の改善	… 11ページ
令和8年度調査方針(案)	… 14ページ

令和8年度電波の利用状況調査

「令和6年度電波の利用状況調査
(各種無線システム・714MHz以下の周波数帯)
に係る電波の有効利用の程度の評価結果」
を踏まえた調査の改善

電監審の評価結果において示された課題

○「令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz 以下の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果」における総括において、次の3点が検討課題として挙げられている。

<今後の調査及び評価に向けた検討課題等>

評価結果P.121

【課題①】

期待する回答が得られるよう、今後、設問の趣旨を明確にしながら、回答選択肢については類型化して最小限とし分かりやすくする、理由が必要なものはその理由を問うなど、工夫が必要。

【課題②】

各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果の整理においては、電波利用の地域的な特色的傾向を把握、分析に資する整理が必要である一方、有意でない図表は削除するなど、見直しが必要。

【課題③】

免許人や無線局数の増減のみでなく、増加の背景として社会的な事象が考えられるものがあれば、それらを確認しておくことが望ましい。



<課題①、②>

次ページ以降に対応を記載。

<課題③>

電監審のご指摘を踏まえ、増減が多いシステム等、増減の理由として、社会的な事象が考えられるものがあれば確認を行う。

電監審の評価結果において示された課題への対応①

【課題①】

期待する回答が得られるよう、今後、設問の趣旨を明確にしながら、回答選択肢については類型化して最小限とし分かりやすくする、理由が必要なものはその理由を問うなど、工夫が必要。



【課題への対応】

1. 今回の調査では、設問の仕方（順序）や、選択肢が多岐にわたることにより、期待する回答が得られていないものが見られた。
2. 選択肢が多いことで、かえって免許人にとって選択肢の意味の捉え方が変わることとなってしまっている可能性もある。
3. 電監審のご指摘を踏まえ、回答選択肢については類型化して最小限とし分かりやすくする等、選択肢を含め、設問の見直しを行う。

〈 AsIs選択肢 〉

選択肢	グループ
1. 【設備や装置等に対する対策】定期的に試験電波の発射を行っている	試験
2. 【設備や装置等に対する対策】他の電波利用システムによる臨時無線設備を確保している	臨時無線
3. 【設備や装置等に対する対策】代替用の予備の無線設備一式を保有している	予備・代替
4. 【設備や装置等に対する対策】無線設備を構成する一部の装置や代替部品を保有している	予備・代替
5. 【設備や装置等に対する対策】有線を利用して冗長性を確保している	冗長性
6. 【設備や装置等に対する対策】無線設備の通信経路のマルート化等により冗長性を確保している	冗長性
7. 【設備や装置等に対する対策】予備電源を保有している	予備・代替
8. 【設備や装置等に対する対策】運用状況を常時監視（遠隔含む）している	監視
9. 【設備や装置等に対する対策】定期的に保守点検を実施している	保守
10. 【設備や装置等に対する対策】設備や装置等の運用管理や保守を委託している	保守
11. 【災害発生時の運用等に対する対策】定期的に動作確認、訓練を実施している	訓練
12. 【災害発生時の運用等に対する対策】災害発生時に使用する無線局を平時から使い、免許人が無線局の取り扱いに習熟できるようにしている	訓練
13. 【災害発生時の運用等に対する対策】復旧要員の常時体制を構築している	体制
14. 【災害発生時の運用等に対する対策】非常時に備えたマニュアルを策定している	非常時
15. 【災害発生時の運用等に対する対策】非常時における代替運用手順を規定している	非常時
16. 【その他の対策】その他の対策を実施している	その他

〈 ToBe選択肢 〉

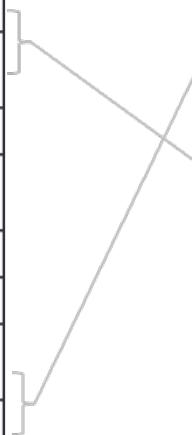
選択肢	グループ
1.【平時での取組】設備や装置などの運用管理・保守の委託、定期的な保守点検の実施	保守
2.【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)	監視
3.【平時での取組】復旧要員体制の常時構築	体制
4.【平時での取組】定期的な動作確認・訓練の実施や、災害時に使用する無線局の平時利用による取扱い習熟度向上	訓練
5.【平時での取組】定期的な試験電波の発射	試験
6.【代替性の確保】代替用の無線設備一式や一部の装置や代替品、予備電源などの保有	予備・代替
7.【代替性の確保】有線や無線設備の通信経路のマルート化などによる冗長性の確保	冗長性
8.【代替性の確保】ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保	臨時無線
9.【災害時の運用】非常時に備えたマニュアルや非常時における代替運用手順の規定	非常時
10.【その他】その他の対策の実施	その他

固定系システムへの設問検討例

(参考)設問見直し例2

移動系システムへの設問検討例

選択肢
1. 【設備や装置等に対する対策】定期的に試験電波の発射を行っている
2. 【設備や装置等に対する対策】他の電波利用システムによる臨時無線設備を確保している
3. 【設備や装置等に対する対策】代替用の予備の無線設備一式を保有している
4. 【設備や装置等に対する対策】無線設備を構成する一部の装置や代替部品を保有している
5. 【設備や装置等に対する対策】有線を利用して冗長性を確保している
6. 【設備や装置等に対する対策】無線設備の通信経路の多ルート化等により冗長性を確保している
7. 【設備や装置等に対する対策】運用状況を常時監視（遠隔含む）している
8. 【設備や装置等に対する対策】定期的に保守点検を実施している
9. 【災害発生時の運用等に対する対策】定期的に動作確認、訓練を実施している
10. 【災害発生時の運用等に対する対策】災害発生時に使用する無線局を平時から使用し、免許人が無線局の取り扱いに習熟できるようにしている
11. 【災害発生時の運用等に対する対策】復旧要員の常時体制を構築している
12. 【その他の対策】その他の対策を実施している



選択肢
1.【平時での取組】定期的な保守点検の実施
2.【平時での取組】運用状況の常時監視(遠隔含む)
3.【平時での取組】復旧要員体制の常時構築
4.【平時での取組】定期的な動作確認・訓練の実施や、災害時に使用する無線局の平時利用による取扱い習熟度向上
5.【平時での取組】定期的な試験電波の発射
6.【代替性の確保】代替用の無線設備一式や一部の装置・代替部品の保有
7.【代替性の確保】有線を利用した冗長性の確保
8.【代替性の確保】無線設備の通信経路の多ルート化などによる冗長性の確保
9.【代替性の確保】他の電波利用システムによる臨時無線設備の確保
10.【その他】その他の対策を実施(*1)
注意書き
(*1)選択肢「10.【その他】その他の対策を実施」を選択した場合、具体的な対策を記入してください。

(参考)設問見直し例3

デジタルへの移行が求められるシステムへの設問検討例

選択肢
1.【経済的な理由】導入コストの確保が困難であるため
2.【経済的な理由】ランニングコストの確保が困難であるため
3.【経済的な理由】デジタル方式の導入よりも優先度が高い他の施策（や他のシステム）があるため
4.【代替先システムに関する理由】災害時、非常時に使用できない恐れがあるため
5.【代替先システムに関する理由】通信距離が長い又は短いため
6.【代替先システムに関する理由】仕様や目的が適さないため（関係機関等が定める仕様を満たさない、システムの導入目的に合致しない等）（選択肢4、選択肢5の理由を除く）
7.【代替先システムに関する理由】機能や性能が適さないため（システム導入目的には合致するが性能が満たされない、同一メーカー間でないと通信ができない等の互換性の問題を含む）（選択肢4、選択肢5の理由を除く）
8.【相手方、立地等に関する理由】他の相手方と調整が必要となるため（通信の相手方がアナログ方式であるため等）
9.【相手方、立地等に関する理由】立地及び周辺環境により、使用が困難であるため
10.【未検討】デジタル方式のシステムを聞いたことがないため
11.【未検討】デジタル方式のシステムを知っているが、導入を検討していないため
12.【その他の理由】有線（光ファイバー等）で代替予定のため
13.【その他の理由】他の電波利用システムへ移行・代替済み又は移行・代替予定のため
14.【その他の理由】廃止又は廃止予定のため
15.【その他の理由】デジタル方式移行の明確な移行期限が定められていないため
16.【その他の理由】現行機器の導入から間もないため
17.【その他の理由】検討予定又は検討中のため
18.【その他の理由】情報が不足しており回答できない
19.【その他の理由】その他

選択肢
1.【経済的な理由】導入コストの確保が困難なため
2.【経済的な理由】ランニングコストの確保が困難なため
3.【経済的な理由】移行よりも優先度が高い他の施策があるため
4.【代替先システムに関する理由】現状の利用環境や条件に適さないため（災害時、非常時に使用できない恐れがある、通信距離が長い又は短いなど）
5.【代替先システムに関する理由】仕様（機能、性能を含む）や目的が適さないため（*1）（選択肢4の理由を除く）
6.【相手方、立地などに関する理由】他の相手方と調整が必要となるため（*2）
7.【相手方、立地などに関する理由】立地及び周辺環境により、使用が困難なため
8.【未検討】特定システムを聞いたことがない、または知っているが、導入を検討していないため
9.【移行・代替・廃止に関する理由】他の電波利用システム（衛星通信（光ファイバーなど）を含む）へ移行・代替済み又は移行・代替予定・検討中のため
10.【移行・代替・廃止に関する理由】廃止又は廃止予定のため
11.【移行・代替・廃止に関する理由】デジタル方式移行の明確な移行期限が定められていないため
12.【その他の理由】現行機器の導入から間もないため（*3）
13.【その他の理由】情報が不足しており回答できない
14.【その他の理由】その他（*4）

注意書き
（*1）選択肢「5.【代替先システムに関する理由】仕様（機能、性能を含む）や目的が適さないため（選択肢4の理由を除く）」は、システムの導入目的に合致しない場合のほか、関係機関などが定める仕様を満たさない、異なるメーカー間では通信ができないなどの互換性の問題を含みます。
（*2）選択肢「6.【相手方、立地などに関する理由】他の相手方と調整が必要となるため」は、通信の相手方と同じ通信方式を使うための調整が発生する場合に選択してください。
（*3）機器更新直後のため、直近での移行・代替は難しいものの、現行機器の耐用年数内におけるコスト確保に関して課題がない場合に選択してください。
（*4）選択肢「14.【その他の理由】その他」を選択した場合、具体的な理由を記入してください。

電監審の評価結果において示された課題への対応②

【課題②】

各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果の整理においては、電波利用の地域的な特色の傾向を把握、分析に資する整理が必要である一方、有意でない図表は削除するなど、見直しが必要。



【課題への対応】

- 調査票調査結果について、本誌第3章に全国の図表が掲載されており、第4章の各総通局の節にて各総通局ごとの回答を図表化しているものの、有効回答数が一桁台のものが多い。
- 図表の元となる数値は、本誌別冊にすべて記載されているため、改めて図表として作成する必要性が少なくなってきた。
- 電監審のご指摘を踏まえ、各総通局ごとの回答を図表化したものは作成せず、より地域的な特色の傾向を分かりやすく可視化するため、「増減上位10システム」、「無線局数上位10システム」等、特徴的なシステムについて、全国横並びに局数等を記した表を掲載する。

第4章第1節北海道総合通信局(ページ数: 4-1-32)

図表一北-4-1-2-6 年間の発射日数



222MHz超714MHz以下における無線局数の増減が多い上位10システムの動向

上段: 令和4年度と比較した無線局数の増減割合
中段: 令和4年度と比較した無線局数の増減
下段: (令和6年度の無線局数)

■増減傾向が全国と傾向が異なる総合通信局 (50局未満)
■増減傾向が全国と傾向が異なる総合通信局 (50局以上)

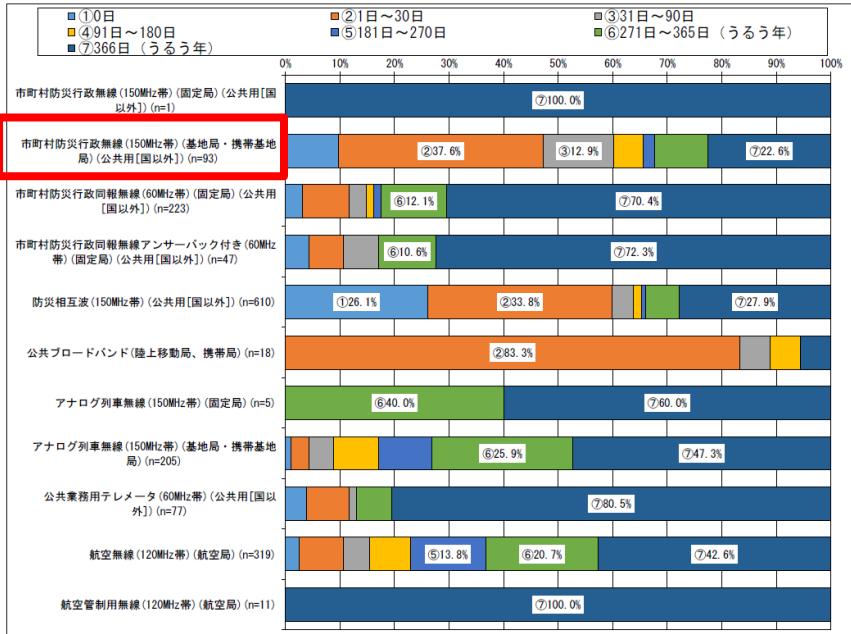
#	システム名	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
1	簡易無線 (400MHz帯)	45.0%減 -127,975局 (156,116局)	43.7%減 -5,653局 (7,278局)	47.7%減 -7,246局 (7,937局)	45.4%減 -58,086局 (38,811局)	51.7%減 -4,155局 (3,881局)	55.4%減 -2,289局 (1,842局)	49.3%減 -12,461局 (12,792局)	40.2%減 -22,443局 (33,449局)	48.3%減 -5,095局 (5,452局)	48.8%減 -2,355局 (2,469局)	43.7%減 -7,758局 (9,988局)	24.8%減 -433局 (1,312局)
2	デジタル簡易無線 (350MHz帯) (登録局)	16.9%増 +125,784局 (870,200局)	22.1%増 +8,460局 (46,706局)	14.7%増 +8,448局 (351,391局)	17.4%増 +51,978局 (66,064局)	15.3%増 +4,267局 (32,097局)	22.8%増 +3,690局 (19,889局)	13.4%増 +10,470局 (88,357局)	17.5%増 +17,560局 (117,631局)	15.9%増 +5,524局 (40,217局)	10.7%増 +2,502局 (25,857局)	17.4%増 +10,907局 (73,621局)	30.9%増 +1,978局 (8,370局)
3	デジタル簡易無線 (460MHz帯)	9.4%増 +41,319局 (481,502局)	14.3%増 +2,422局 (19,370局)	8.9%増 +1,860局 (22,770局)	8.7%増 +17,833局 (223,244局)	8.7%増 +1,197局 (12,301局)	10.8%増 +514局 (5,740局)	9.8%増 +4,772局 (5,740局)	11.6%増 +6,988局 (45,923局)	8.3%増 +2,068局 (9,1422局)	8.9%増 +664局 (20,092局)	10.6%増 +2,826局 (8,089局)	5.9%増 +175局 (29,420局)
4	アマチュア無線 (435MHz帯)	5.5%減 -19,141局 (329,257局)	7.4%減 -2,447局 (30,659局)	6.5%減 -2,431局 (34,751局)	4.2%減 -4,269局 (96,697局)	4.3%減 -606局 (13,445局)	5.8%減 -483局 (7,870局)	6.6%減 -2,935局 (41,362局)	5.1%減 -2,143局 (39,544局)	5.7%減 -1,189局 (19,747局)	5.8%減 -948局 (15,464局)	5.5%減 -1,607局 (27,794局)	4.1%減 -83局 (1,924局)
5	タクシーデジタル無線 (400MHz帯) (陸上移動局・携帯局)	17.1%減 -14,476局 (69,948局)	12.2%減 -91局 (7,132局)	14.1%減 -1,444局 (8,831局)	16.8%減 -3,243局 (16,012局)	11.1%減 -425局 (3,406局)	11.8%減 -302局 (2,668局)	41.8%減 -3,640局 (5,059局)	9.9%減 -97局 (9,039局)	12.6%減 -623局 (4,340局)	15.4%減 -540局 (2,971局)	16.8%減 -927局 (9,634局)	20.3%減 -319局 (1,256局)
6	簡易無線 (350MHz帯)	67.0%減 -12,243局 (6,042局)	66.8%減 -870局 (432局)	65.0%減 -1,188局 (6,180局)	65.6%減 -3,207局 (6,411局)	62.2%減 -406局 (247局)	59.5%減 -408局 (278局)	76.5%減 -1,719局 (527局)	72.9%減 -2,008局 (745局)	62.4%減 -725局 (436局)	65.3%減 -585局 (311局)	61.6%減 -1,103局 (689局)	30.0%減 -24局 (56局)
7	その他一般業務用無線 (400MHz帯) (陸上移動局・携帯局)	10.9%減 -8,631局 (70,543局)	4.3%減 -229局 (5,088局)	6.6%減 -411局 (5,827局)	10.3%減 -2,958局 (25,656局)	8.0%減 -387局 (4,438局)	10.8%減 -252局 (2,089局)	16.9%減 -1,809局 (8,880局)	18.7%減 -1,708局 (7,442局)	10.1%減 -478局 (4,233局)	12.8%減 -183局 (1,242局)	5.2%減 -478局 (4,731局)	5.0%増 +44局 (917局)
8	アナログ列車無線 (400MHz帯) (陸上移動局・携帯局)	9.1%減 -3,946局 (39,379局)	2.1%増 +61局 (2,997局)	4.3%減 -191局 (4,218局)	23.1%減 -2,970局 (9,862局)	7.1%減 -184局 (2,414局)	3.7%減 -59局 (1,526局)	9.1%減 -323局 (3,227局)	72.9%減 -38局 (7,621局)	0.5%減 -38局 (1,083局)	3.2%増 +125局 (3,996局)	0.0% 0局 (1,083局)	13.1%減 -367局 (2,435局) (0局)
9	市町村防災行政デジタル無線 (260MHz帯) (陸上移動局・携帯局)	6.2%減 -3,881局 (58,266局)	6.2%増 +162局 (2,787局)	8.2%減 -721局 (8,071局)	14.2%減 -1,227局 (13,667局)	8.1%減 -889局 (1,263局)	1.9%減 -111局 (13,810局)	29.6%減 -264局 (6,288局)	2.0%減 -131局 (1,231局)	4.1%減 -518局 (2,571局)	2.3%減 -109局 (2,425局)	4.0% 0局 (2,425局)	0.0% 0局 (91局)
10	市町村防災行政無線 (400MHz帯) (陸上移動局・携帯局) (公共用 [国以外])	21.8%減 -2,750局 (9,844局)	11.5%減 -192局 (1,478局)	9.0%減 -123局 (1,237局)	28.0%減 -931局 (2,397局)	11.0%減 -50局 (403局)	56.6%減 -98局 (75局)	7.7%減 -126局 (1,509局)	20.2%減 -126局 (893局)	47.0%減 -417局 (471局)	34.2%減 -140局 (269局)	28.9%減 -447局 (1,098局)	0.0% 0局 (1,098局)

(参考)本誌、第三章、第四章記載内容

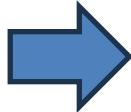
調査票調査結果について、本誌第3章に全国の図表が掲載されており、第4章の各総通局の節にて各総通局ごとの回答を図表化しているものの、有効回答数が一桁台のものが多い。
また、図表の元となる数値は、本誌別冊にすべて記載されているため、改めて図表として作成する必要性が少なくなってきた。

第3章 周波数区分毎の調査結果(ページ数：3-41)

図表一全-3-2-10 年間の発射日数



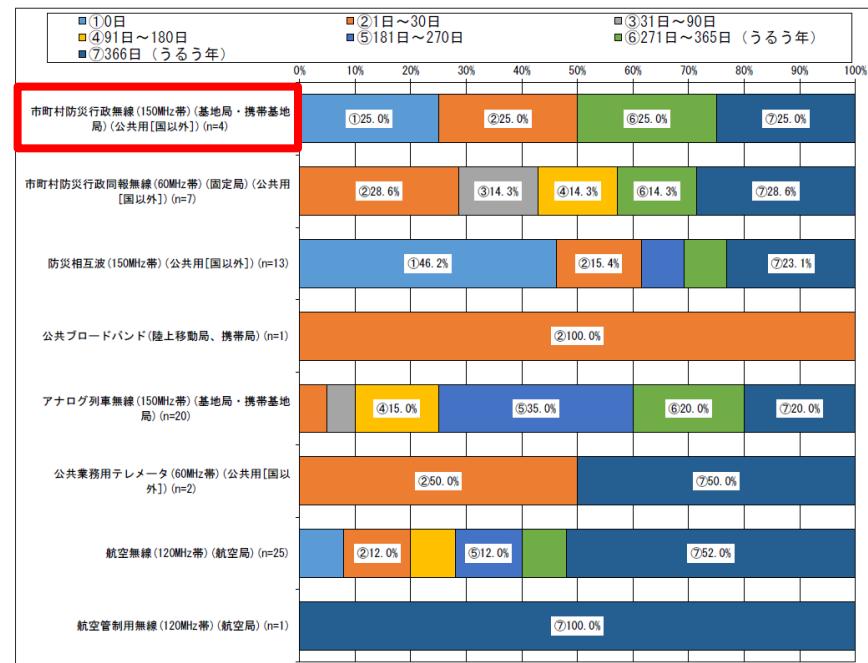
11分割
(総通局ごと
に分割)



市町村防災行政無線 (150MHz帯) (基地局・携帯基地局) (公共用[国以外]) (n=93)

第4章第1節北海道総合通信局(ページ数：4-1-32)

図表一北-4-1-2-6 年間の発射日数



市町村防災行政無線 (150MHz帯) (基地局・携帯基地局) (公共用[国以外]) (n=4)

(参考)本誌別冊

総務省 令和6年度 電波の利用状況調査 調査結果ファイル

周波数区分	50MHz超222MHz以下										
電波利用システム名	市町村防災行政無線(150MHz帯)(基地局・携帯基地局)(公共用[国以外])										

⑩年間の発射日数 [単位 : 者]

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
対象回答数 (1)	93	4	14	7	8	0	9	16	9	18	7	1
有効回答数 (2)	93	4	14	7	8	0	9	16	9	18	7	1
有効回答率 (2) / (1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1. 0日 (3)	9	1	2	1	0	0	1	2	0	2	0	0
割合 (3) / (2)	9.7%	25.0%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	11.1%	12.5%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%
2. 1日～30日 (4)	35	1	3	5	6	0	2	5	2	6	4	1
割合 (4) / (2)	37.6%	25.0%	21.4%	71.4%	75.0%	0.0%	22.2%	31.3%	22.2%	33.3%	57.1%	100.0%
3. 31日～90日 (5)	12	0	3	0	0	0	1	3	2	3	0	0
割合 (5) / (2)	12.9%	0.0%	21.4%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	18.8%	22.2%	16.7%	0.0%	0.0%
4. 91日～180日 (6)	5	0	2	0	0	0	1	1	0	1	0	0
割合 (6) / (2)	5.4%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	6.3%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%
5. 181日～270日 (7)	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
割合 (7) / (2)	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%
6. 271日～365日 (うるう年) (8)	9	1	2	0	0	0	2	1	1	1	1	0
割合 (8) / (2)	9.7%	25.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	6.3%	11.1%	5.6%	14.3%	0.0%
7. 366日 (うるう年) (9)	21	1	2	1	2	0	2	3	4	4	2	0
割合 (9) / (2)	22.6%	25.0%	14.3%	14.3%	25.0%	0.0%	22.2%	18.8%	44.4%	22.2%	28.6%	0.0%

令和8年度電波の利用状況調査

「令和6年度電波の利用状況調査
(公共業務用無線局)に係る
電波の有効利用の程度の評価結果」
を踏まえた調査の改善

(公共業務用)電監審の評価結果において示された課題

- 「令和6年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)に係る電波の有効利用の程度の評価結果」における総括において、次の3点が検討課題として挙げられている。

〈今後の調査及び評価に向けた検討課題等〉

評価結果P.94

- デジタル化や他システムへの移行・代替における課題の把握

【課題①】

「検討中」という回答については、課題、検討状況を把握する必要がある。無線システムの仕様・性能の観点で課題がある場合、その仕様・性能を満たしうる他のシステムがあるのか調査することが望ましい。他システムへの移行・代替の検討にあたり、人命や財産の保護などを目的とする公共業務用無線局については、通信サービスのみに依存することについてデメリットもあると考えられ、自営無線と通信サービスの活用のバランスが重要であることも留意する必要がある。

- 無線機器の耐用年数の把握、デジタル化のメリット等の説明

【課題②】

関係府省庁への説明等の機会を捉えて、無線機器の耐用年数や更新時期等を確認することに加え、デジタル化のメリット等の説明など、免許人のサポートを併せた調査を検討することが望ましい。

- 設問等の工夫

【課題③】

期待する回答が得られるよう、今後、設問の趣旨を明確にしながら、回答選択肢については類型化して最小限とし分かりやすくする、理由が必要なものはその理由を問うなど、工夫が必要。



〈課題①、②〉

次ページに対応を記載。

〈課題③〉

令和6年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz以下の周波数帯)の【課題①】と同様な対応を行う。

(公共業務用)電監審の評価結果において示された課題への対応

- デジタル化や他システムへの移行・代替における課題の把握

【課題①】

「検討中」という回答については、課題、検討状況を把握する必要がある。無線システムの仕様・性能の観点で課題がある場合、その仕様・性能を満たしうる他のシステムがあるのか調査することが望ましい。他システムへの移行・代替の検討にあたり、人命や財産の保護などを目的とする公共業務用無線局については、通信サービスのみに依存することについてデメリットもあると考えられ、自営無線と通信サービスの活用のバランスが重要であることにも留意する必要がある。



【課題への対応】

1. 「検討中」という回答については、令和6年度の調査結果、「他システムへの移行又は廃止等の今後の方向性を検討中」、「【電波管理審議会決定第2号に基づき、非公表】」などとの状況であった。
2. 電監審のご指摘を踏まえ、**各府省庁の年次ヒアリング等の機会を捉えて、免許人に対して移行等が進まない事情等の把握に努める。**

- 無線機器の耐用年数の把握、デジタル化のメリット等の説明

【課題②】

関係府省庁への説明等の機会を捉えて、無線機器の耐用年数や更新時期等を確認することに加え、デジタル化のメリット等の説明など、免許人のサポートを併せた調査を検討することが望ましい。



【課題への対応】

1. 電監審のご指摘を踏まえ、無線設備の**更新予定時期を確認する設問を追加**する。
2. 課題①における**免許人ヒアリング等の機会を捉えて、デジタル化のメリット等を説明するなど、免許人のサポートを実施**する。

○設問（追加）<無線設備の更新予定時期>

選択肢

1. 令和8年度中
2. 令和9年度中
3. 令和10年度中
4. 令和11年度中
5. 令和12年度以降
6. 時期は未定

令和 8 年度電波の利用状況調査

令和 8 年度調査方針（案）

「電波の利用状況調査」の概要

電波の利用状況調査は、電波法に基づき、総務大臣が調査区分ごとに調査を行い、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、結果の概要を公表する(根拠規定:電波法第26条の2)。

電波監理審議会は、当該結果に基づき、電波の有効利用の程度の評価を行う(根拠規定:電波法第26条の3)。

この評価結果を踏まえ、総務大臣は周波数割当計画の作成・変更、電波の有効利用に資する政策への反映を実施。

電波の利用状況の調査 [電波法第26条の2第1項]

電気通信業務用基地局

(携帯電話・全国BWA)

携帯移動地球局等

(衛星ダイレクト通信システム)

(毎年)

[法第26条の2第1項第1号]

電気通信業務用基地局以外の無線局

[法第26条の2第1項第2号]

公共業務用無線局

(毎年)

[省令第3条第1項第2号]

各種無線システム

①714MHz以下(令和8年度)

②714MHz超 (令和9年度)

[省令第3条第1項第3号]

臨時の利用状況調査

(必要に応じ)

[省令第7条]

〔調査事項〕

- ①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術、現に使用している周波数の幅
- ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画、接続・卸役務提供の状況

〔調査事項〕

- ①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術
- ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画
- ③発射状況調査(補完調査)

…総務大臣

…電波監理審議会

調査結果の報告・概要の公表

[法第26条の2第2項]

有効利用評価方針の事前公表

[法第26条の3第2項]

評価(案)の検討

事業者ヒアリング [法第26条の3第5項]

評価(案)に対する意見募集

意見募集内容の検討

評価結果の公表

[法第26条の3第4項]

周波数割当計画の作成・変更、電波の有効利用に資する政策への反映

令和8年度の電波の利用状況調査

1. 調査対象

- ・714MHz以下の周波数を利用する無線局（注）携帯無線通信・全国BWAは別途毎年度調査
- ・公共業務用無線局

2. 調査対象無線局

令和8年4月1日現在において開設している無線局

（参考）R6年度調査（714MHz以下） 無線局数：約395.7万局、免許人数：約140.1万者

3. 調査方法

PARTNER調査



調査事項：無線局数、免許人数、電波の型式等

対象：**714MHz以下の全ての電波利用システム**
公共業務用無線局31システム

調査票調査



調査事項：年間の運用時間・運用区域、移行計画、運用管理取組状況等

対象：**通常調査対象システム（システム単位）**
重点調査対象システム（無線局単位）
公共業務用無線局31システム（システム単位）

※免許不要局は登録証明機関等に出荷台数等の調査を実施

電波の発射状況調査



調査事項：実運用時間、運用エリア等

対象：主に**重点調査対象システム**

✓ 通常・重点調査対象システム

○周波数の使用期限があるもの、周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システムを調査票調査の対象システムに選定

○そのうち、新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用するもの、移行状況を把握する必要があるもの等について、**重点調査対象システム**に選定

※通常調査対象システム：重点調査以外の調査票調査対象システムとする

重点調査対象：重点調査告示(※)に合致するもの

(※)次の1～4のいずれかの電波利用システムが使用する周波数帯であって、過去の調査・評価結果等を考慮し、特に必要と認められるもの

1. 周波数割当計画において使用期限等の条件が定められている電波利用システム
2. 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム
3. 新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用する電波利用システム
4. 周波数割当に関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム

✓ 公共業務用無線局対象システム

○省令※1第3条第2項に基づき、総務大臣が指定した無線局※2

- ①他用途での需要（携帯電話、無線LAN等）が顕在化している周波数を使用するシステム
- ②アナログ方式を用いるシステム

※1 電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成14年総務省令第110号）

※2 デジタル変革時代の電波政策懇談会の議論において、需要が顕在化している他用途との周波数共用や、デジタル方式等の導入の進捗状況等について、当面の間は毎年フォローアップすることとされた31システムの無線局

「令和8年度電波の利用状況調査」のスケジュール

4. 調査結果の作成

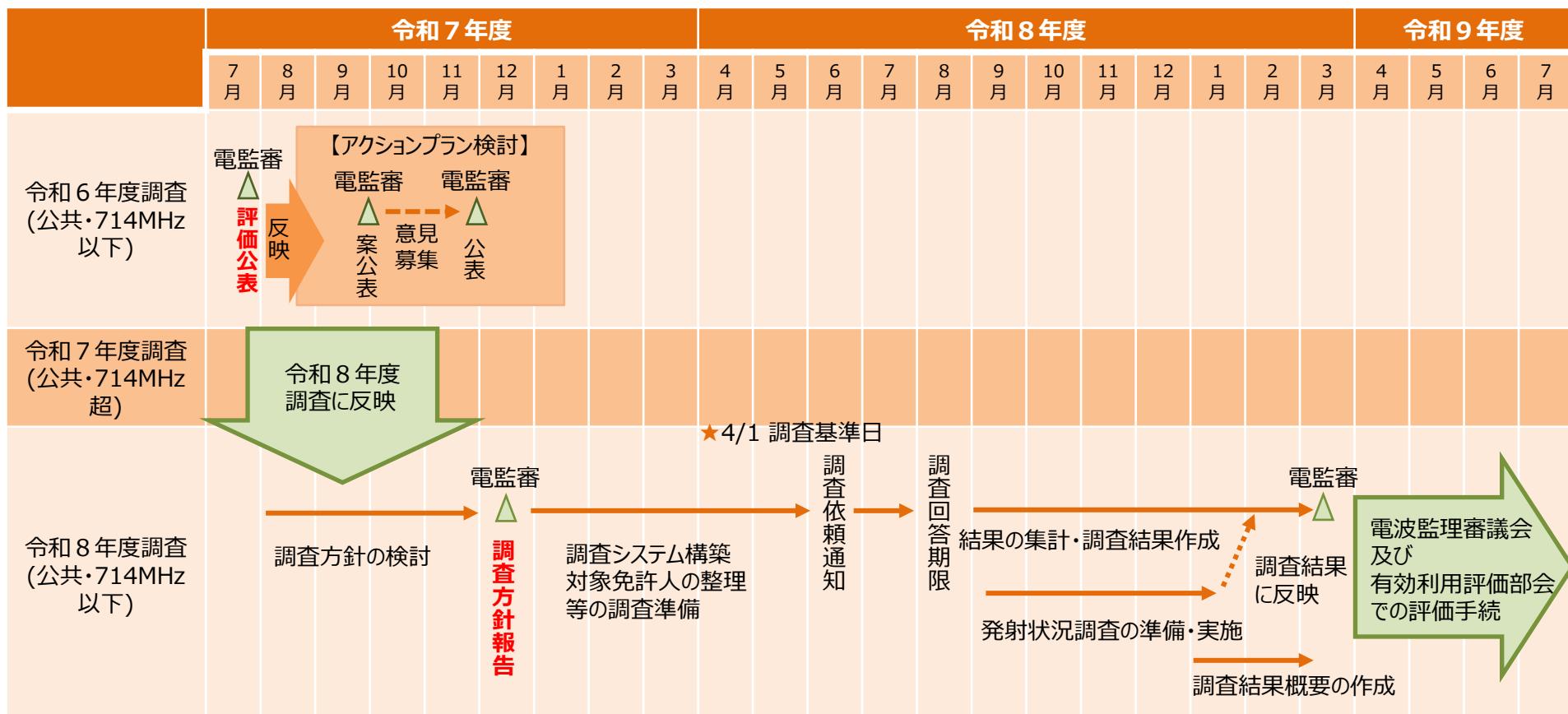
✓ 通常・重点調査対象システム

- 調査対象の電波利用システムについて、総合通信局の管轄区域ごと、また、周波数の特性や電波利用形態等を勘案し適切な周波数帯等ごとに取りまとめた調査結果及び調査結果概要を作成

✓ 公共業務用無線局対象システム

- 調査対象の電波利用システムについて、公表システム、不公表システムごとに取りまとめた調査結果及び調査結果概要を作成

5. スケジュール



(参考) 有効利用評価方針の評価の事項と調査方法の対応関係

18

有効利用評価方針の評価の事項	PARTNER調査	調査票調査	発射状況調査	備考
① 無線局の数	○			※1
② 無線局の行う無線通信の通信量		○	○	※1
③ 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入状況		○		※1
④ 免許人の数	○			※2
⑤ 無線局の目的及び用途	○			※2
⑥ 無線設備の使用技術	○	(○)		※2
⑦ 無線局の具体的な使用実態		○	○	※2
⑧ 他の電気通信手段への代替可能性		○		※2
⑨ 電波を有効利用するための計画		○		※2
⑩ 使用周波数の移行計画		○		※2

有効利用評価方針の評価の考慮事項	PARTNER調査	調査票調査	発射状況調査	備考
(1) 社会的貢献性		○		※3
(2) 運用取組状況		○		※3

※1 電波法第26条の3第1項第1号から第3号までにおいて規定

※2 電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令第5条第1項第2号ニからヌまでにおいて規定

※3 有効利用評価方針 第三条 第5項において規定

過去の重点調査対象システム

年度	対象システム
令和2年度	公共ブロードバンド（基地局・携帯基地局）
	公共ブロードバンド（陸上移動局、携帯局）
	マリンホーン(携帯基地局)(350MHz)
	アナログ地域振興MCA(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)(400MHz)
令和3年度	1.2GHz帯画像伝送用携帯局
	映像FPU(Cバンド)(6.425～6.57GHz)
	映像FPU(Dバンド)(6.87～7.125GHz)
令和4年度	航空無線(120MHz)(航空機局)
	航空無線(120MHz)(航空局)
	航空管制用無線(120MHz帯)(航空局)
	市町村防災行政同報無線(60MHz帯)(固定局)

年度	対象システム
令和5年度	26GHz帯FWA
	40GHz帯映像FPU
令和6年度	都道府県防災行政無線(150MHz帯)(400MHz帯)
	都道府県防災行政デジタル無線(260MHz帯)
令和7年度	映像STL/TTL/TSL (Bバンド)
	15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)
	15GHz帯電気通信業務災害対策用

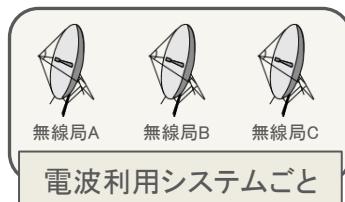
重点調査とその他の調査票調査の違い

- 重点調査は免許人の無線局ごとに回答を求めるため、より詳細な運用状況、動向を確認することができる。

重点調査の回答例「年間の電波発射日数」



一般の調査票調査の回答例「年間の電波発射日数」



365日

複数の無線局を保有している場合、一部の無線局でも電波を発射した場合、1日とカウント。

令和8年度・重点調査対象システム案

以下の2システムを令和8年度重点調査対象とする方向で検討

対象システム案	周波数再編APにおける記載 (令和7年度版)	免許人数 /無線局数 (令和7年4月時点)
タクシーデジタル無線(400MHz帯) (基地局・携帯基地局)	タクシー無線、地域振興用MCAなど、自営系無線システムにおいては、アナログ方式のみならずデジタル方式においても減少傾向がうかがえ、今後、自営系無線システムは、携帯電話（IP無線等）を始めとした電気通信業務用の通信サービスやデジタル簡易無線等への移行等が進むことが想定される。	1653/2016
タクシーデジタル無線(400MHz帯) (陸上移動局・携帯局)	デジタル方式の無線局数が減少している無線システムや、アナログ方式・デジタル方式問わずシステム全体の無線局数が顕著に減少している無線システムについて、それらの減少傾向を注視し、他システムへの移行状況や移行予定等も踏まえて、中長期的な課題として全般的な周波数の整理、再編（分類を見直し、これまで周波数を分けていた用途などを統合し、共用させるなど。）について調査、検討を進める。	1813/58573

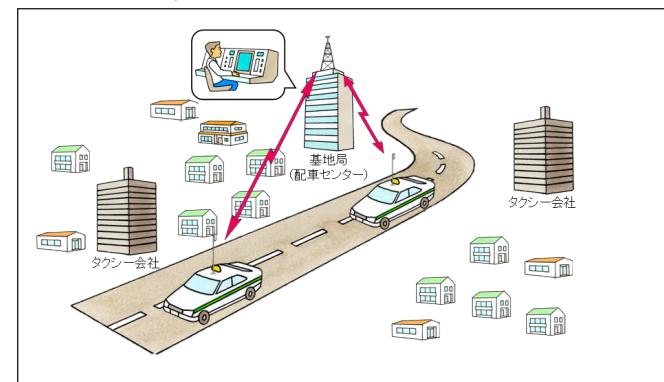
【重点調査対象システムに選定する理由】

令和7年度周波数再編アクションプランにおいて、自営系無線システム [400MHz帯] は、「アナログ方式・デジタル方式問わずシステム全体の無線局数が顕著に減少している無線システムの減少傾向を注視し、他システムへの移行状況や移行予定等も踏まえて、中長期的な課題として全般的な周波数の整理、再編について調査、検討を進める」とされている。

これを踏まえ、自営系無線の代表的なシステムであるタクシーデジタル無線について、現状の免許人の動向や移行先、伝搬特性や周波数帯の電波特性の把握を行うことで400MHzの周波数の整理、再編に資するデータを取得するため、重点調査を実施する。

【システムの概要】

本システムは、タクシー事業者により、顧客情報、車両位置、顧客位置、料金収受情報等をドライバーと配車を担当するオペレーターとの間で伝送するために利用されている。アナログ方式と比較して、データ伝送速度の向上によるきめ細かな車両情報の収集、音声とデータの同時通信といったメリットがある。



通常調査対象システム（案）

公共業務用無線局調査の対象システムは除く

電波利用システム	周波数再編アクションプラン（令和7年度版）における取組
公共プロードバンド(基地局、携帯基地局) 公共プロードバンド(陸上移動局、携帯局)	<ul style="list-style-type: none"> V-High帯域（170～222MHz）については、放送用周波数の活用方策に関する検討分科会「V-High帯域における実証実験等の結果取りまとめ」（令和4年6月）及びデジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月）も踏まえ、200MHz帯公共プロードバンド移動通信システム（公共BB）の周波数の拡張や、災害時に公共安全機関等が多地点で情報共有を図ることが可能な狭帯域IoT通信システムを公共BBと他システムとのガードバンド等に導入するための技術的条件を検討し、令和7年度中に制度整備を行う。なお、狭帯域IoT通信システムについては、新たに導入する無線システムであることから、技術的条件のとりまとめや制度整備に当たっては、国際標準化や市場動向も考慮しながら検討を行う。
市町村防災行政同報無線(60MHz帯)(固定局) 市町村防災行政同報無線アンサーバック付き(60MHz帯)(固定局)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村防災行政無線（60MHz帯（同報系に限る。））については、令和6年度電波の利用状況調査及び有効利用評価の結果、デジタル化は一定程度進展しているものの、デジタル化（260MHz）に当たって導入コストの確保が課題として挙げられているとともに、携帯電話（IP無線等）などの他の無線システムへの代替の可能性も明らかとなった。引き続き機器の更新時期に合わせデジタル方式（260MHz帯）や他の適切なシステムへの移行・代替を推進する。
市町村防災行政無線(150MHz帯)(固定局) 市町村防災行政無線(150MHz帯)(基地局・携帯基地局)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村防災行政無線（150MHz帯）については、デジタル化（260MHz帯）や他の無線システムへの移行・代替の状況を定期的に確認し、機器の更新時期に合わせてデジタル方式（260MHz帯）を含め、適切なシステムへの移行・代替を推進する。
都道府県防災行政無線(150MHz帯)(固定局) 都道府県防災行政無線(150MHz帯)(基地局・携帯基地局)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県防災行政無線（150MHz帯）については、令和6年度電波の利用状況調査及び有効利用評価の結果、デジタル化（260MHz帯）に当たって導入コストの確保候補や仕様や目的に適さない等が課題として挙げられているとともに、他の無線システム（地域衛星通信ネットワークや携帯電話（IP無線等）等）も代替となり得ることが明らかとなった。このため、令和7年度中を目途に、低廉化等が期待される通信方式（4値FSK）の制度整備を行うとともに、機器の更新時期に合わせ、デジタル方式（260MHz帯）のほか代替候補システムも含めて周知を行い、自営無線と商用通信サービスの活用のバランスにも留意しつつ、適切なシステムへの移行・代替を推進する。

電波利用システム	周波数再編アクションプラン（令和7年度版）における取組
公共業務用テレメータ(60MHz帯) 水防用(60MHz帯、150MHz帯) 防災相互波(150MHz帯)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯）、水防用（60/150MHz帯）は、他の無線システムへの代替による廃止が進展しており、引き続き廃止の進捗について調査を行う。 ・防災相互波（150MHz帯）については、一部の免許人による実証試験の結果を把握するとともに、防災関係機関で構成される非常通信協議会において、自営無線と商用通信サービスの活用のバランスにも留意しつつ、公共安全モバイルシステムでの代替可能性について検討を推進するとともに、利用状況等の調査を行う。
公共業務用ヘリテレ連絡用 公共業務用テレメータ(400MHz帯) 気象援助用無線(400MHz帯)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共業務用ヘリテレ連絡用、公共業務用テレメータ（400MHz帯）及び気象援助用無線（400MHz帯）は、デジタル方式の導入に向け、令和4年度から令和6年度まで実施した技術試験の結果を踏まえ、令和7年度を目途にデジタル方式の技術的条件等の検討を開始するとともに、制度整備が可能なものから順次制度整備を行う。また、他の無線システムへの代替の検討状況について調査を行う。
市町村防災行政無線(400MHz帯)(固定局) 市町村防災行政無線(400MHz帯)(基地局・携帯基地局)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災行政無線（400MHz帯）については、デジタル化（260MHz帯）や他の無線システムへの移行・代替の状況を定期的に確認し、機器の更新時期に合わせてデジタル方式（260MHz帯）を含め、適切なシステムへの移行・代替を推進する。
タクシー無線(400MHz帯)(基地局・携帯基地局) アナログ地域振興用MCA(400MHz帯)(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー無線、地域振興用MCAなど、自営系無線システムにおいては、アナログ方式のみならずデジタル方式においても減少傾向がうかがえ、今後、自営系無線システムは、携帯電話（IP無線等）を始めとした電気通信業務用の通信サービスやデジタル簡易無線等への移行等が進むことが想定される。 デジタル方式の無線局数が減少している無線システムや、アナログ方式・デジタル方式問わずシステム全体の無線局数が顕著に減少している無線システムについて、それらの減少傾向を注視し、他システムへの移行状況や移行予定等も踏まえて、中長期的な課題として全般的な周波数の整理、再編（分類を見直し、これまで周波数を分けていた用途などを統合し、共用させるなど。）について調査、検討を進める。
防災相互波(400MHz帯)(公共用[国以外])	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関相互の通信に用いられる防災相互波（400MHz帯）については、一部の免許人における実証試験の結果を把握するとともに、防災関係機関で構成される非常通信協議会において、自営無線と商用通信サービスの活用のバランスにも留意しつつ、公共安全モバイルシステムでの代替可能性について検討を推進するとともに、利用状況等の調査を行う。

電波利用システム	周波数再編アクションプラン（令和7年度版）における取組
都道府県防災行政無線(400MHz帯)(固定局) 都道府県防災行政無線(400MHz帯)(基地局・携帯基地局)	・ 都道府県防災行政無線（400MHz帯）については、令和6年度電波の利用状況調査及び有効利用評価の結果、デジタル化（260MHz帯）に当たって導入コストの確保候補や仕様や目的に適さない等が課題として挙げられているとともに、他の無線システム（地域衛星通信ネットワークや携帯電話（IP無線等）等）も代替となり得ることが明らかとなった。このため、令和7年度中を目途に、低廉化等が期待される通信方式（4値FSK）方式の制度整備を行うとともに、機器の更新時期に合わせ、デジタル方式（260MHz帯）のほか代替候補システムも含めて周知を行い、自営無線と通信サービスの活用のバランスにも留意しつつ、適切なシステムへの移行・代替を推進する。
アナログ列車無線(150MHz帯)(固定局) アナログ列車無線(150MHz帯)(基地局・携帯基地局)	(アクションプランにおいて特に言及はされていないが、各電波利用システムの状況を継続して把握するため、調査票調査の対象とする。)

公共業務用無線局調査対象システム(案)

* アナログ方式を用いるシステム

分類	システム名	他の用途での需要	今後の方向性	概要	R6評価時点の状況
他用途での需要が顕在化している 周波数を使用するシステム	(1) 1.2GHz帯画像伝送用携帯局*	—	廃止	人の立ち入りが困難な災害現場等において、被災状況等を撮影し、リアルタイムに地上へ映像を伝送するために使用するアナログ方式の無線通信システム	廃止済
	(2) 5GHz帯無線アクセスシステム	5G	廃止	無線アクセス用として利用されている無線通信システム	周波数の使用期限を設定
	(3) 気象レーダー(C帯)	無線LAN	周波数共用	全般的な気象観測等を行う気象レーダー	固体素子型への順次更新を確認
	(4) 6.5GHz帯固定マイクロ	無線LAN	周波数共用	音声、データ及び画像（映像を含む）などの多様な情報を伝送する無線通信システム	技術的条件の検討を開始
	(5) 携帯TV用*	—	廃止	地上の災害や事故現場等の映像を伝送する無線通信システム	廃止済
	(6) 40GHz帯固定マイクロ	—	周波数移行	音声、データ及び画像（映像を含む）などの多様な情報を伝送する無線通信システム	移行済
	(7) 38GHz帯FWA	5G	周波数共用	関係府省庁等との電話、FAX、テレビ会議等のための主回線として使用する無線通信システム	共用検討完了
	(8) 【不公表システムA】*	—	周波数移行	【電波管理審議会決定第2号に基づき、非公表】	
	(9) 【不公表システムB】*	無線LAN	周波数共用	【電波管理審議会決定第2号に基づき、非公表】	

令和8年度・公共業務用無線局の調査対象システム(案) (2/3)

25

分類	システム名	今後の方向性	概要	R6評価時点の状況
アナログ方式を用いるシステム	(1) 路側通信用	デジタル化 (うち1省庁は廃止)	国道等で一般車両に渋滞、事故等の道路交通情報を提供するための無線通信システム	①
	(2) 60MHz帯テレメータ	廃止	雨量データ等のテレメータとして利用されている無線通信システム	①
	(3) テレメータ	デジタル化	河川水位計や雨量計のデータを伝送する無線通信システム	③
	(4) 水防用	デジタル化	水害の予防・復旧対策のため必要なデータの取得や、関係者間の音声連絡用に使用する無線通信システム	③
	(5) ダム・砂防用移動無線	デジタル化	水防ダム、砂防用ダム等の保守管理に使用しており、山間部等見通し外通信が主な地域における音声連絡用の無線通信システム	③
	(6) 水防道路用	廃止	水害対策並びに道路管理のための通信手段として、基地局と、車載又は携帯した移動局との間の連絡用として使用する無線通信システム	廃止済
	(7) 中央防災150MHz	デジタル化	災害発生時又は訓練時に車載型や携帯型の無線設備を用いて関係者間の連絡用に使用する無線通信システム	廃止済
	(8) 部内通信（災害時連絡用）	デジタル化	災害発生時又は訓練時に車両又は出先における職員との連絡用に使用する無線通信システム	④
	(9) 気象業務用音声通信	デジタル化	地震・津波、火山災害等における緊急時の通信手段として使用する無線通信システム	デジタル化済
	(10) 石油備蓄	デジタル化	国家石油備蓄基地で使用している音声連絡用の無線通信システム	②
	(11) 防災相互波	デジタル化 (うち1省庁は廃止)	大規模災害時において、防災機関等が連携し円滑な対処を行うために、関係機関間で必要な連絡手段として使用する無線通信システム	④
	(12) 400MHz帯リンク回線(水防道路用)	廃止	150MHz帯のアナログ移動無線の基地局アプローチ用の回線として使用する無線通信システム	廃止済
	(13) 中央防災400MHz	デジタル化	災害発生時又は訓練時に車載型や携帯型の無線設備を用いて関係者間の連絡用に使用する無線通信システム	デジタル化済
	(14) ヘリテレ連絡用	デジタル化 (うち2省庁は廃止)	ヘリコプターに搭載したテレビ画像伝送装置（ヘリテレ）に必要な連絡設定用の無線通信システム	③
	(15) 気象用ラジオロボット	デジタル化	気象情報等を観測し、観測データを観測所に伝送する無線通信システム	③

「R6評価時点の状況」の分類

- ① 移行、廃止、デジタル化が進行中
- ② 免許人において検討・計画中
- ③ 総務省においてデジタル方式の制度化を検討中
- ④ 公共安全モバイルシステムによる代替可能性を検討中

分類	システム名	今後の方向性	概要	R6評価時点の状況
アナログ方式を用いるシステム	(16) ヘリテレ	デジタル化 (うち1省庁は廃止)	ヘリコプター撮影動画をリアルタイム伝送するための無線通信システム	②
	(17) MCA方式(K-COSMOS)	廃止	移動電話用の無線通信システム	廃止済
	(18) 【不公表システムC】*	デジタル化		②
	(19) 【不公表システムD】*	デジタル化		②
	(20) 【不公表システムE】*	デジタル化	【電波管理審議会決定第2号に基づき、非公表】	①
	(21) 【不公表システムF】*	デジタル化		①、④
	(22) 【不公表システムG】*	デジタル化		デジタル化済

「R6評価時点の状況」の分類

- ① 移行、廃止、デジタル化が進行中
- ② 免許人において検討・計画中
- ③ 総務省においてデジタル方式の制度化を検討中
- ④ 公共安全モバイルシステムによる代替可能性を検討中

令和 7 年 1 月 29 日

26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための
価額競争実施指針案の意見募集の開始
(令和 7 年 1 月 29 日)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(武田課長補佐、川畠係長)

電話：03-5253-5893

報道資料

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和 7 年 12 月 15 日

26GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案等に関する意見募集

総務省は、26GHz 帯を価額競争により第 5 世代移動通信システム（以下「5G」といいます。）に割り当てるため、価額競争実施指針案等を作成しました。

つきましては、本指針案等について、令和 7 年 12 月 16 日（火）から令和 8 年 1 月 19 日（月）までの間、意見を募集します。

1 背景

令和 7 年 4 月 25 日に公布されました電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 27 号）により、6GHz を超える高い周波数帯を対象に、新たな割当方式となる価額競争に関する制度が導入されました。

また、総務省において、本年 5 月 19 日から 6 月 18 日までの間、26GHz 帯及び 40GHz 帯を対象として 5G の利用意向調査を実施したところ、26GHz 帯について一定の利用意向が示されました。

以上のような背景を踏まえ、26GHz 帯を対象とした価額競争の具体的な実施方法について検討を行い、本年 12 月 11 日に、情報通信審議会（会長：遠藤 信博 日本電気株式会社 特別顧問）から「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」（令和 7 年 2 月 3 日付け諮問第 30 号）のうち「周波数割当の在り方」（価額競争の実施方法）について一部答申を受けたところです。

本答申に基づき、26GHz 帯における 5G の普及のための価額競争実施指針案等を作成しました（当該指針案の概要については別紙 1 のとおり。）ので、これらに対して意見を募集します。

2 意見公募対象

- ① 26GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を定める告示案（別紙 2）
- ② 総務大臣が別に告示する特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間を定める告示案（別紙 3）
- ③ 26GHz 帯の経済的価値を踏まえた最低落札価額の算定方針（案）（別紙 4）

3 意見公募要領
別紙5のとおり。

4 意見募集期間
令和7年12月16日（火）から令和8年1月19日（月）まで（締切日の消印有効）

5 今後の予定
本意見募集の結果を踏まえつつ、価額競争実施指針の制定に向けた所要の手続を速やかに進めていく予定です。

6 資料の入手方法
別紙資料については、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載するとともに、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課（総務省10階）において閲覧に供するとともに配布します。

【関係資料】

- ・26GHz帯及び40GHz帯における第5世代移動通信システムの利用に関する調査の実施（令和7年5月19日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000698.html
- ・「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯/40GHz帯）」（令和7年5月29日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000701.html
- ・26GHz帯及び40GHz帯における第5世代移動通信システムの利用に関する調査の結果の公表（令和7年7月15日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000716.html
- ・「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」に関する情報通信審議会からの一部答申—「周波数割当の在り方」（価額競争の実施方法）—（令和7年12月11日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000750.html

【連絡先】

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課
担当：武田課長補佐、川畠移動体推進係長、
　　村田官、庄司官、新官
電話：03-5253-5893
電子メール：mobile-telecom@mail.soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部
を変えています。「×」を「@」に置き換えてく
ださい。

26GHz帯における5G普及のための 価額競争実施指針案について (概要)

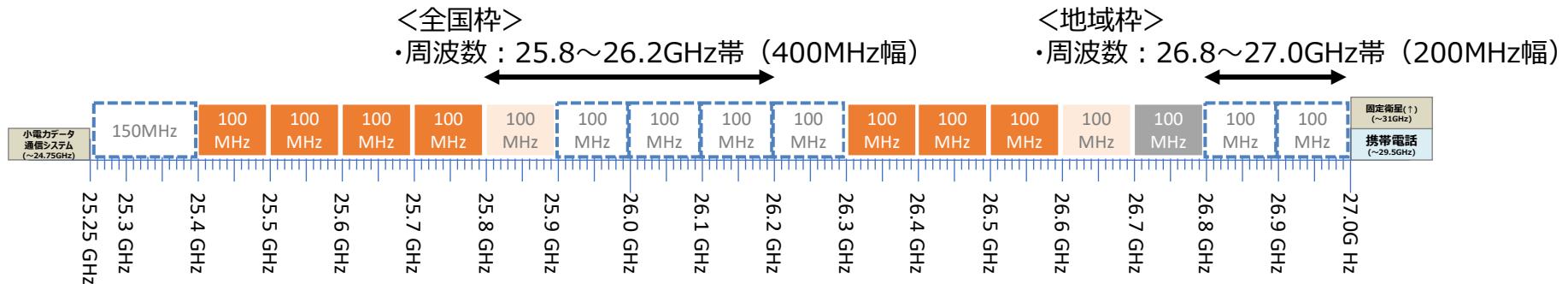
令和7年12月
総合通信基盤局
移動通信課

26GHz帯における周波数割当てについて

- 利用意向調査において一定の利用意向が示された**26GHz帯**について、既存無線局との共用可能性が高い周波数帯を、今回の価額競争による割当の対象とする。
- 「全国各地の様々なニーズに応じた柔軟な基地局展開」、「地域のエリアを選択的に整備」の双方のニーズに応じるため、**全国枠と地域枠を1枠ずつ設け、全国枠の周波数を400MHz幅 (25.8~26.2GHz)、地域枠の周波数を200MHz幅 (26.8~27.0GHz)**とする。
- 地域枠**については、**市町村を割当区域**※とする。
※ 特別区については、23区を1つの区域とする。
- 新規事業者・地域事業者の参入を促進するための措置として、**地域枠は、新規事業者・地域事業者向けの専用枠**とする。

割り当てる周波数

- 25.8~26.2GHz : **全国枠** (全国が割当区域)
- 26.8~27.0GHz : **地域枠** (市町村が割当区域 × 新規事業者・地域事業者向けの**専用枠**)



無線通信システム

- 第5世代移動通信システム (5G)

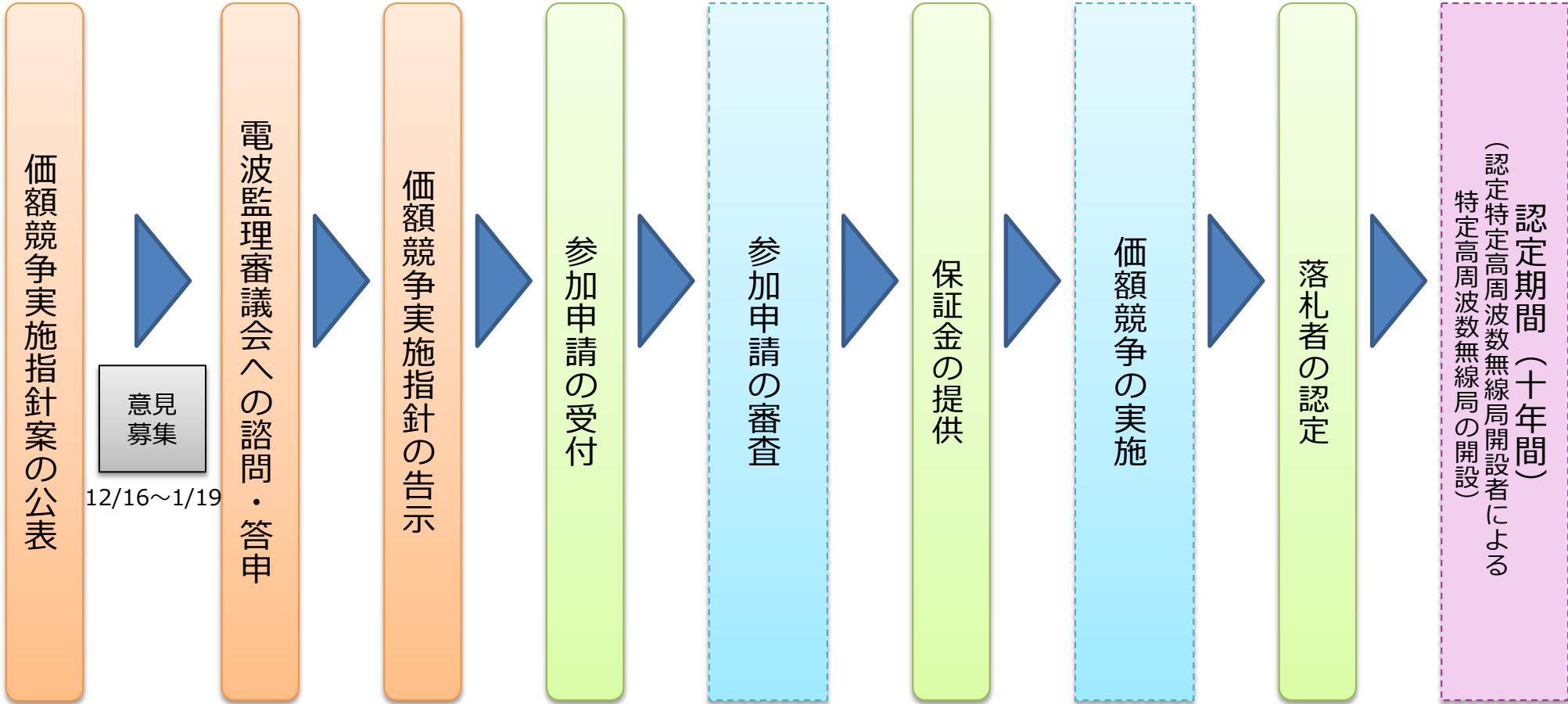
認定期間

- 特定高周波数無線局の認定の有効期間は、**10年間**

26GHz帯の価額競争による割当てに向けた主な流れ

2025年
12月15日

2026年
冬頃



参加者の資格の主な審査事項

価額競争の公正な実施の確保

申請者の要件	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第5条第3項各号に掲げる者※1のいずれにも該当しないこと ※1 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 等
	<ul style="list-style-type: none"> 全国枠にあっては、同一グループの企業※2から複数の申請がないこと 等 ※2 ①1/3以上の資本関係(議決権ベース)を有する者、②1/5以上の資本関係(同)を有し、ローミング等によりネットワークを一体的に運用している者、③代表権を有する役員が兼任である者、④役員の過半が兼任である者
談合等防止	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、希望する周波数・区域、入札金額その他価額競争に関する意向について、①他の申請者に対して情報の提供、協議、調整等をすること、②第三者に対して秘密保持に関する契約を締結せずに情報の提供をすることを行ってはならない 申請者は、上記の行為を行った場合又は申し出られた場合には、直ちに総務大臣に報告すること
地域枠の参入促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域枠にあっては、申請者が既存全国事業者※3ではないこと ※3 本価額競争実施指針の施行日に既に存在する携帯電話事業者及び全国BWA事業者である免許人 等

特定高周波数無線局の運用に必要な能力の確保

整備・運用	<ul style="list-style-type: none"> 特定高周波数無線局の設備調達及び設置工事を着実に実施するための対策※4
	<ul style="list-style-type: none"> 特定高周波数無線局の運用・保守管理に必要な技術要員・電気通信主任技術者・無線従事者を確保するための対策
安全・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> 特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性その他特定高周波数無線局の適正かつ安定的な運用を確保するための対策※4 ※4 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和7年度版)」(令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定)・「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること
コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護のための対策及び当該対策を実施するための体制整備
混信対策	<ul style="list-style-type: none"> 他の無線局等※5に対する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制整備 ※5 全国枠:FWAの無線局、衛星間通信を行う人工衛星局、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務を行う人工衛星局と一体として運用される受信設備 等 地域枠:FWAの無線局、衛星間通信を行う人工衛星局、電気通信業務を行う人工衛星局、他の地域枠の5G無線局、28GHz帯の5G無線局、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務を行う人工衛星局と一体として運用される受信設備 等

最低落札価額の設定及び保証金の提供

最低落札価額

- 諸外国のオークション結果を参考して算定した周波数の経済的価値に基づき最低落札価額を設定。
- 最低落札価額（10年間）については、**全国枠**（400MHz幅）は**39.3億円**、**地域枠**（200MHz幅）は**4千円～2.8億円**。

〔最低落札価額の算定方法〕

諸外国の5Gオークション落札額

第一段階補正

- 諸外国の5Gオークション落札額について、共通の周波数幅(100MHz幅)・免許期間(10年間)・経済規模(1兆ドル)に補正

第二段階補正

- 第一段階補正で得られた金額について、我が国の周波数割当て（周波数幅、認定期間、経済規模）を踏まえて補正

補正後の参考金額

標準的な金額：補正後の参考金額の平均値±10%

最低落札価額：標準的な金額の下限額の1/2を基本として設定

〔地域枠の最低落札価額※1、2〕

人口	区域数	最低落札価額		
		最大	最小	平均
500万～	1	2億8,000万円		
100万～500万	11	4,800万円	1,500万円	2,700万円
10万～100万	250	1,700万円	57万円	350万円
1万～10万	926	270万円	5.9万円	52万円
～1万	531	20万円	0.4万円	6.4万円

※1 地域枠の各区域の最低落札価額は、全国枠の最低落札価額に周波数幅の比(1/2)を乗じた上で、各都道府県の県内総生産及び各市町村の人口の比率に応じて算出。

※2 区域の全部が既存無線システムとの干渉調整が発生し得る場合、当該区域に共用係数(1/2)を乗じる。

保証金の提供

- 申請者は、参加資格の審査を経た後、**保証金を提供**しなければならない※1。
- 提供する保証金の金額は、単位ごとに**最低落札価額の10%の金額**とする※2。

※1 提供した保証金は、価額競争が終了した後、返還される。ただし、談合行為等の価額競争の公正を害すべき行為を行った者に対しては返還しない(国庫に帰属)。なお、落札者については、返還に代えて、初年度の落札金の納付に充当することができる。

※2 参加者は、提供した保証金の金額に応じて、初回のラウンドでの入札に必要なポイント数を得ることができる(保証金100円につき1ポイント)。単位(枠×区域)ごとにポイント数が設定(各単位の最低落札価額について1,000円につき1ポイント)されているため、参加者は、入札を希望する単位(枠×区域)及びその設定されているポイント数を踏まえて、提供すべき保証金の金額を決定する必要がある(6ページ参照)。

価額競争の実施(概要)①

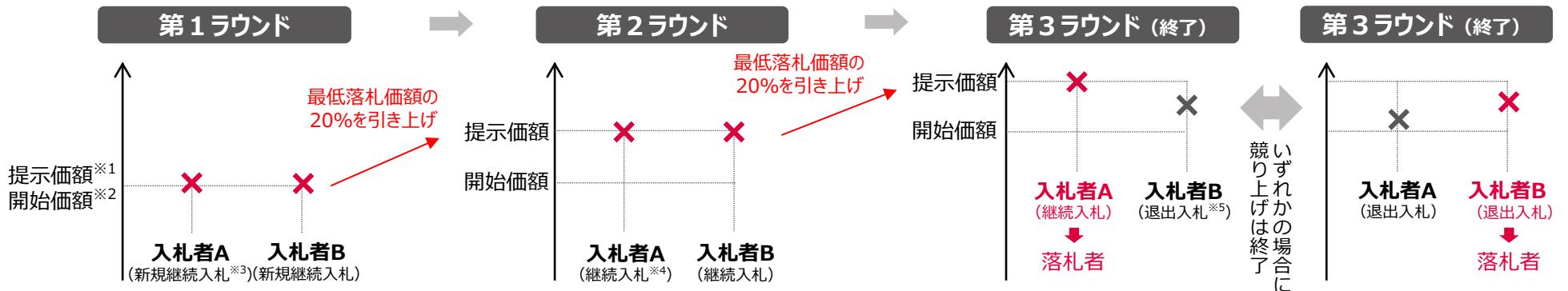
同時時計オーケション

- ・ 総務省が各単位^{※1}について金額を提示（提示価額）し、参加者は入札の有無を判断する。
- ・ 総務省は、2者以上の入札^{※2}があった単位について、最も高い金額を入札^{※2}した者が1者以下となるまで、提示価額を1ラウンド当たり最低落札価額の20%ずつ引き上げていく。
- ・ 参加者は、提示価額で入札^{※2}したラウンドの次のラウンド以降、提示価額で入札しないと判断した場合、前ラウンドの提示価額（現ラウンドの開始価額）以上、現ラウンドの提示価額未満の金額を入札する（退出入札）。
- ・ ある単位において最も高い金額を入札（退出入札を含む）^{※2}した者が1者となった場合、当該入札者が暫定落札者となる。
- ・ 全ての単位について最も高い金額を入札^{※2}した者が1者以下となった場合、価額競争を終了し、暫定落札者を落札者とし、当該暫定落札者が入札した金額を落札額とする。

※1 全国枠:1単位、地域枠:1,719単位(1,719区域)の合計1,720単位を入札の対象とする。

※2 特定入札(①各単位において最も高い金額を申し出た入札であること、②入札の対象単位の単位ポイント数を合計したときに各参加者の保有するポイント数を超えない範囲に収まることのいずれも満たすように選定された入札をいう。)である必要がある(入札ポイント制については次ページを参照。)。

〔具体的なイメージ〕※1つの単位に対して参加者（2者）が入札を行い、第3ラウンドで終了した場合の例



価額競争の実施(概要)②

積極的な入札行動を促すためのルール（入札ポイント制）

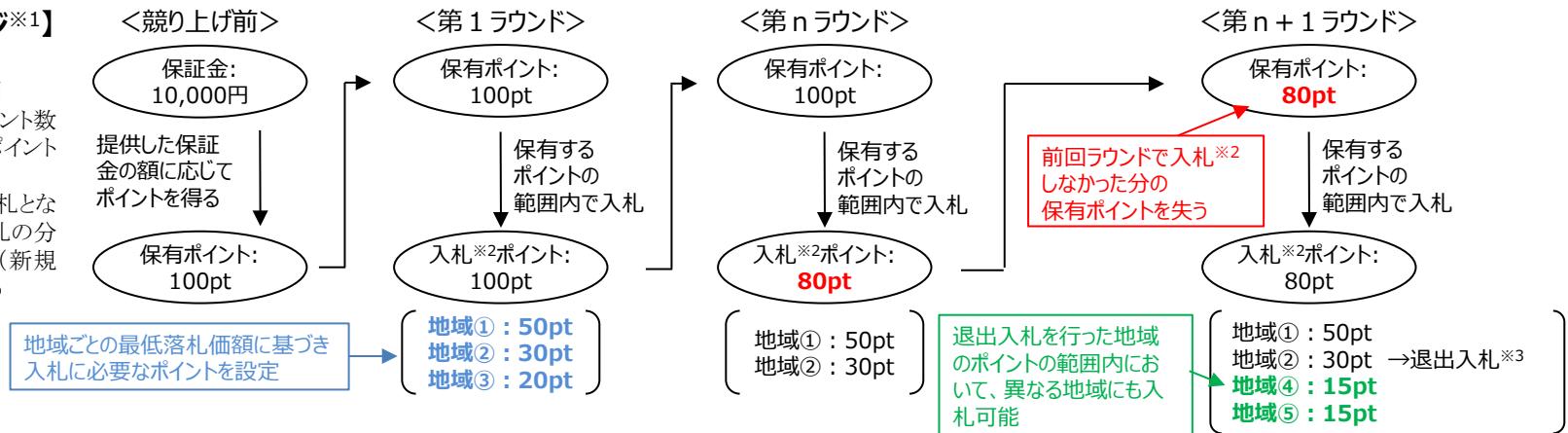
- 積極的な入札行動を促すためのルールとして入札ポイント制を採用する。
- 入札者は、事前に提供した保証金の金額に応じて、初回の入札に必要なポイントが与えられる（保証金100円につき1ポイント）。
- 各単位の入札に必要なポイントは最低落札価額に基づき設定されており（最低落札価額1,000円につき1ポイント）、入札者は、各ラウンドにおいて、自らが保有するポイントを超えないように入札する。
- 参加者は、各ラウンドにおいて入札（特定入札）を行わなかった分のポイントは、これを失う。

【入札ポイント制のイメージ※1】

※1 ポイント数、ラウンド数等は例

※2 特定入札の対象単位のポイント数の合計が次のラウンドの保有ポイントとなる。

※3 ただし、退出入札が特定入札とならなかった場合に当該退出入札の分のポイントを現ラウンドの入札（新規継続入札）に充てることができる



暫定落札の撤回

- 地域枠のみ暫定落札の撤回を1回に限り可能とする。
- 2以上の単位に入札し、競合入札により暫定落札できなかった単位が1以上生じた場合において、当該暫定落札できなかった単位と市町村が隣接している単位に限り、撤回を認めることとする。
- 撤回が行われた単位の提示価額は、撤回が行われたラウンドの開始価額とする。

【暫定落札の撤回のイメージ】

(入札地域が隣接する場合)

単位① (暫定落札)	単位② (競合入札があり、 暫定落札できず)
---------------	------------------------------

↓
単位①の暫定落札の撤回は可能

(入札地域が隣接していない場合)

単位① (暫定落札)

↓
単位①の暫定落札の撤回は不可能

単位② (競合入札があり、 暫定落札できず)

競争阻害的な行動を抑止するためのルール

競争阻害的な行動を抑止するためのルール

- ・談合等の競争阻害的な行動を抑止するため、①情報交換・取決めの禁止、②共同入札の禁止、③適正な情報開示に関するルールを導入する。

①情報交換・取決めの禁止

- ・申請者間で価額競争に関する情報交換や取決めを行ってはならない



- ・誓約書の提出
- ・総務省への通報義務

②共同入札の禁止※

- ・全国枠について資本関係を有する等の関係事業者が共同して入札する行為を禁止



- ・価額競争の参加申請にあたり、資本関係、役員の兼任先、関係法人等の情報を提出

③適正な情報開示

- ・個別の入札者の特定につながる情報（名称や入札先等）は、価額競争が終了するまで非開示
- ・各ラウンドにおける入札数等の入札情報について各ラウンドの終了後に参加者に対して開示

※ 地域枠については、落札者（認定特定高周波数無線局開設者）が遵守しなければならない条件において、既存全国事業者の同一グループ企業である落札者が当該既存全国事業者が提供するサービスの補完として周波数を利用することを禁止している。

価額競争の公正を害すべき行為を行った場合の措置

- ・価額競争の公正を害すべき行為を行った場合、以下の措置を講じる。

- 価額競争の参加資格の取消し
- 特定高周波数無線局の開設の認定の取消し
- 今後の特定基地局の開設計画の認定又は価額競争の参加資格の審査における考慮事項となること
- 保証金の不返還
- 電波法第109条の5の規定に基づく罰則の適用

認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない主な条件

①特定高周波数無線局の開設

無線局開設期限	<ul style="list-style-type: none"> 全国枠：認定日から起算して3年を経過した日までに特定高周波数無線局を開設すること 地域枠：認定日から起算して5年を経過した日までに特定高周波数無線局を開設すること
ネットワーク展開	<ul style="list-style-type: none"> 全国枠：全ての都道府県に特定高周波数無線局を展開※1すること <p>※1 認定日から起算して9年を経過した日までに全ての都道府県において1局以上の特定高周波数無線局を開設</p>

②特定高周波数無線局の適正かつ安定的な運用の確保

整備・運用	<ul style="list-style-type: none"> 特定高周波数無線局の設備調達及び設置工事を着実に実施するための対策※2を講じること 特定高周波数無線局の運用・保守管理に必要な技術要員・電気通信主任技術者・無線従事者を確保するための対策を講じること
安全・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> 特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性その他特定高周波数無線局の適正かつ安定的な運用を確保するための対策※2を講じること <p>※2 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和7年度版)」(令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定)・「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること</p>
コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護のための対策及び当該対策を実施するための体制整備を講じること
混信対策	<ul style="list-style-type: none"> 他の無線局等※3に対する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制整備を講じること <p>※3 「参加者の資格の主な審査事項」(P3)と同じ。</p>

③その他の事項

公平性・競争促進	<ul style="list-style-type: none"> 全国枠：既存全国事業者に事業譲渡等をしないこと及び既存全国事業者と同一グループの企業※4とならないこと 地域枠：既存全国事業者に事業譲渡等をしないこと ：既存全国事業者と同一グループの企業※4である認定特定高周波数無線局開設者は、ローミング提供その他により当該既存全国事業者が提供するサービスを補完することを目的として、又は実質的に補完する形で特定高周波数無線局を運用してはならないこと <p>※4 「参加者の資格の主な審査事項」(P3)と同じ。ただし、既存全国事業者以外の認定特定高周波数無線局開設者にあっては②を除く。</p>
定期報告	<ul style="list-style-type: none"> 特定高周波数無線局の開設状況、条件の遵守状況等を定期的に報告しなければならない <p>※5 全国枠:四半期ごと(認定日から3年間は半期ごと)、地域枠:半期ごと(認定日から5年間は年度ごと)</p>

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二十七条の二十の二第一項の規定に基づき、二六GHz帯における第五世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

一 本価額競争実施指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 特定高周波数無線局 本価額競争実施指針の対象とする特定高周波数無線局をいう。
- 2 全国特定高周波数無線局 二五・八GHzを超える二六・二GHz以下の周波数を使用する特定高周波数無線局をいう。
- 3 地域特定高周波数無線局 二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数を使用する特定高周波数無線局をいう。
- 4 指定済周波数 七七〇MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超える一、八八〇MHz以下、二、一一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下、二、三三〇MHzを超える二、三七〇MHz以下、二、四五MHzを超える二、五七五MHz以下、二、五九五MHzを超える二、六四五MHz以下、三、四〇〇MHzを超える四

、一〇〇MHz以下、四、五〇〇MHzを超えて四、六〇〇MHz以下、四、九〇〇MHzを超えて五、〇〇〇MHz以下、二七・〇GHzを超えて二八・二GHz以下及び二九・一GHzを超えて二九・五GHz以下の周波数をいう。

5 既存全国事業者 本価額競争実施指針の施行日前に指定済周波数を使用する基地局の免許を受けた者又は指定済周波数のうちいずれかの周波数の指定を受け電波法（以下「法」という。）第二十七条の十四第一項の開設計画の認定を受けた者をいう。

6 子法人等 法人又は団体（以下「法人等」という。）がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人等をいう。この場合において、法人等及びその子法人等又は法人等の子法人等がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人等は、当該法人等の子法人等とみなす。

7 親法人等 他の法人等を子法人等とする法人等をいう。

8 価額競争 本価額競争実施指針の対象とする価額競争をいう。

9 申請 前号の価額競争に参加しようとする申請をいう。

10 申請者 前号の申請を行う者をいう。

11 申請書 前号の申請者が提出する法第二十七条の二十の三第一項の申請書をいう。

12 認定 本価額競争実施指針に係る法第二十七条の二十の三第七項の認定をいう。

13 認定特定高周波数無線局開設者 前号の認定を受けた者をいう。

14 全国認定特定高周波数無線局開設者 認定特定高周波数無線局開設者のうち二五・八GHzを超える

二六・二GHz以下の周波数の指定を受けた者をいう。

- 15 地域認定特定高周波数無線局開設者 認定特定高周波数無線局開設者のうち二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数の指定を受けた者をいう。

二 特定高周波数無線局の範囲に関する事項

特定高周波数無線局の範囲は、次項第一号に規定する周波数を使用する基地局及び陸上移動中継局並びにそれらの通信の相手方である陸上移動局とする。

三 周波数割当計画（法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画をいう。以下同じ。）に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定高周波数無線局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域その他の周波数の使用に関する事項

- 1 特定高周波数無線局に使用されることとする周波数は、二五・八GHzを超える二六・二GHz以下の周波数及び二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数とする。
- 2 特定高周波数無線局に当該周波数を使用させることとする区域は、別表第一に定めるところによる。
- 3 第一号に規定する周波数のうち特定高周波数無線局以外の無線局が現に使用しているものであつて、周波数割当計画において使用の期限が定められている周波数は、二五・八GHzを超える二六・二GHz以下の周波数及び二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数であり、当該期限の満了の日は

、令和十三年五月三十一日である。

四 特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分ごとに当該区分に属する者が開設する特定高周波数無線局に使用させることとする周波数の幅の上限は、次の各号に掲げる特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 既存全国事業者 四〇〇 MHz幅

2 既存全国事業者以外の者 六〇〇 MHz幅

五 保証金に関する事項（注二）

1 法第二十七条の二十の三第四項に基づく価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者は、本価額競争実施指針に係る保証金を国に提供しなければならない。

2 前号の保証金は、既存全国事業者にあつては三億九、三〇〇万円、既存全国事業者以外の者にあつては四〇〇円以上五億八、九七五万九、五〇〇円以下の任意の金額を別に通知する期限内に提供することとする。（注二）（注三）

3 前号の提供は、現金を提供する方法のほか、総務大臣の求めに応じて保証金に相当する金額を納付することを担保する書面（次の条件を満たすものに限る。以下「保証状」という。）を提供する方法によることができる。

(一) 保証状を発行する時点における金融庁長官に登録された格付業者の信用格付が、A一又はA

3以上の金融機関であること。

(二) 日本国内の支店で発行したものであること。

(三) 保証状に保証金に相当する金額が示されており、保証状を発行した金融機関（以下「発行者」という。）は、総務大臣の求めがあつた場合に当該金額を直ちに納付するものであること。

(四) 保証期間の終了日が令和八年十二月末日よりも長く、保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から六月以上あること。

(五) 保証は取消しができず無条件であること。

(六) 準拠法は日本法であり、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所としていること。

4 前号の規定により提供された保証金又は提出された保証状は、価額競争における落札者について認定が行われた後、遅滞なく当該保証金を提供又は保証状を提出した者に返還される。ただし、第九項第一号に規定する遵守事項に違反したと認められる者その他価額競争の公正を害すべき行為を行つたと認められる者については、この限りではない。

5 第三号の規定により保証状を提出した者が前号ただし書に規定する者に該当した場合には、発行者に保証金に相当する金額の納付を求め、これを返還しないものとする。

6 保証金を現金により提供した者（第四号ただし書に規定する者を除く。）のうち認定特定高周波数無線局開設者となつた者は、提供した当該保証金を第七項第二号に定める認定日の属する会

計年度の落札金に充てることができる。この場合において、当該認定特定高周波数無線局開設者に対しては、当該保証金の金額から当該落札金に充てた金額を差し引いて得た金額を返還するものとする。

7 前六号に掲げる事項のほか、保証金の提供及び返還に関する事項については、総務大臣の定めるところによる。

六 価額競争における入札の単位及び最低落札価額に関する事項

- 1 価額競争における入札の単位（以下「単位」という。）は、二五・八GHzを超える二六・二GHz以下の周波数にあっては全国、二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数にあっては市町村（特別区の存する区域は一の市とみなし、別表第一に掲げる市町村に限る。）とする。
- 2 価額競争において申し出た金額の額が一定の額以上であることを落札者の要件とし、当該一定の額（以下「最低落札価額」という。）は、単位ごとに別表第一に定めるところによる。

七 落札金に関する事項

- 1 認定特定高周波数無線局開設者は、法第二十七条の二十の三第十項の規定に基づき、価額競争による落札金を国に納付しなければならない。
- 2 前号の納付については、会計年度ごとに一年当たりの落札金の金額（認定特定高周波数無線局開設者となつた落札者の別表第四の八の規定による落札した各単位の落札額を十で除して得た金

額を合計した金額をいう。以下同じ。）を別に通知する納付方法により別に通知する期限内に納付することとする。ただし、認定日の属する会計年度の落札金にあつては、一年当たりの落札金の金額に当該会計年度の日数に占める認定日から起算して当該会計年度の末日までの日数の割合を乗じた金額を納付することとし、認定の有効期間満了日の属する会計年度の落札金にあつては、一年当たりの落札金の金額に当該会計年度の日数に占める当該会計年度の四月一日から起算して認定の有効期間満了日までの日数の割合を乗じた金額を別に通知する納付方法により別に通知する期限内に納付することとする。

3 前二号に掲げる事項のほか、落札金の納付に関する事項については、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）に定めるところによるほか、総務大臣の定めるところによる。

八 特定高周波数無線局の開設の期限は、次の各号に掲げる特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 全国特定高周波数無線局 認定日から起算して三年を経過した日
- 2 地域特定高周波数無線局 認定日から起算して五年を経過した日

九 價額競争の公正を害すべき行為の防止に関する事項（注四）

1 申請者は、価額競争の公正な実施を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(一) 申請者は、他の申請者（第十項第二号により一の申請とみなされる申請の申請者を除く。）の号において同じ。）に対し、希望する周波数、当該周波数を使用する区域、申し出る金額その他価額競争に関する意向について、情報の提供、協議、調整等を行わないこと。

(二) 申請者は、他の申請者以外の者（申請者を除く。）に対し、(一)に掲げる行為を防止するため必要な措置に関する契約を締結せずに希望する周波数、当該周波数を使用する区域、申し出る金額その他価額競争に関する意向について情報の提供を行わないこと。

(三) 申請者は、(一)若しくは(二)に掲げる行為を行った場合又は他の者から(一)若しくは(二)に掲げる行為を行うことを申し出られた場合には、直ちに総務大臣に報告しなければならない。

2 申請者は、価額競争の公正を害すべき行為に関し、総務大臣から必要な書類の提出を求められ、又は総務大臣から必要な事項について説明を求められた場合には、その求めに応じなければならぬ。

3 総務大臣は、第十項第四号の規定による通知を行つた後、申請者が第一号の規定を遵守しなかつた場合その他価額競争の公正を害すべき行為を行つた場合又はそれらが明らかになつた場合は、当該通知を取り消すとともに、その申請者に対して第十項第八号の認定を行わないものとする。

十 その他価額競争の実施に必要な事項

1 特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）は、第三項第一号に規定する周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局の運用を開始した場合又は既に開設している基地局若しくは陸上移動中継局について当該周波数を使用するための指定の変更を受けた場合に開設されたものとする。

2 地域ごとに連携する複数の者（同一の単位のみに特定高周波数無線局を開設しようとする者に限る。）がそれぞれ申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本価額競争実施指針の規定を適用する。（注五）

3 申請者は、法第二十七条の二十の三第一項、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の八の三第二項及び別表第八号の七並びに別表第二に定める事項について記載した申請書を、無線局免許手続規則第二十五条の八の三第一項及び第三項に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

4 本価額競争実施指針に係る価額競争に参加することができる旨の通知は、法第二十七条の二十の三第三項各号並びに第二項から第四項まで及び前号に定める事項に適合し、並びに別表第三に規定する要件を満たしている申請について行う。

5 前号の適合の審査に当たつては、申請期間内に提出された申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。

- 6 申請者は、第四号の適合の審査に当たり、総務大臣から必要な書類の提出を求められ、又は総務大臣から必要な事項について説明を求められた場合には、その求めに応じなければならない。
- 7 第四号の規定により価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者は、第五項に定めるところにより、保証金を提供しなければならない。

8 前号の規定により保証金を提供した者が一以上あつた場合には、当該提供した者を参加者として、別表第四に定めるところにより価額競争を実施し、価額競争における落札者について、周波数及び周波数の使用区域を指定して、特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定をするものとする。

9 前号の規定により認定を受けた認定特定高周波数無線局開設者は、別表第五に定める条件を遵守しなければならない。

10 総務大臣は、別表第五の一4の規定により認定特定高周波数無線局開設者から提出された書類について、認定特定高周波数無線局開設者が本価額競争実施指針に基づき特定高周波数無線局を開設していること及び別表第五に定める条件を遵守していることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 注一 保証金の提供（返還を含む。）の手続きに関して発生する費用は、申請者が負担すること。
- 二 保証金は、百の倍数となる金額を提供すること。

三 提供した保証金の金額は、別表第四の五²の規定により、初回のラウンド（別表第四の一¹に定めるラウンドをいう。）における各参加者の保有ポイント数（別表第四の一⁹に定める保有ポイント数をいう。）の算定に用いられることに留意すること。

四 價額競争の公正を害すべき行為を行った場合には、法第二十七条の二十の四第一項第四号に基づく特定高周波数無線局の開設の認定の取消しの対象となり得ること、今後の特定基地局の開設指針において特定基地局の開設計画の審査事項になり得ること、今後の価額競争実施指針において価額競争の参加者の資格の審査事項になり得ること及び法第百九条の五第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する場合には同条に規定する罰則の対象となることに留意すること。

五 地域ごとに連携する複数の者は、落札金の金額の負担割合を申請書に記載すること。

別表第一 價額競争における入札の単位ごとの最低落札価額

第六項第二号の規定による単位ごとの最低落札価額は、二五・八GHzを超える二六・二GHz以下の周波数に係る単位にあつては三九億三、〇〇〇万円、二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数に係る単位にあつては次の表のとおりとする。

都道府県	市町村ごとの最低落札価額（単位 千円）
------	---------------------

北海道	札幌市 26,000、函館市 3,400、小樽市 1,500、旭川市 4,400、室蘭市 1,100、 釧路市 2,200、帶広市 2,200、北見市 1,500、夕張市 98、岩見沢市 1,100、網走市 480、留萌市 270、苫小牧市 2,300、稚内市 450、美唄市 270、芦別市 170、江別市 1,600、赤平市 130、紋別市 280、士別市 240、名寄市 370、三笠市 110、根室市 330、千歳市 1,300、滝川市 530、砂川市 220、歌志内市 40、深川市 270、富良野市 280、登别市 620、恵庭市 940、伊達市 440、北広島市 780、石狩市 760、北斗市 590、石狩郡当別町 210、石狩郡新篠津村 41、松前郡松前町 84、松前郡福島町 51、上磯郡知内町 56、上磯郡木古内町 51、龜田郡七飯町 370、茅部郡鹿部町 50、茅部郡森町 190、二海郡八雲町 210、山越郡長万部町 69、檜山郡江差町 100、檜山郡上ノ国町 58、檜山郡厚沢部町 48、爾志郡乙部町 46、奥尻郡奥尻町 32、瀬棚郡今金町 68、久遠郡せたな町 99、島牧郡島牧村 18、寿都郡寿都町 38、寿都郡黒松内町 37、磯谷郡蘭越町 61、虻田郡ニセコ町 68、虻田郡真狩村 27、虻田郡留寿都村 26、虻田郡喜茂別町 29、虻田郡京極町 39、虻田郡俱知安町 200、岩内郡共和町 77、岩内郡岩内町 160、古宇郡泊村 21、古宇郡神恵内村 12、積丹郡積丹町 25、古平郡古平町 37、余市郡仁木町 43、余市郡余市町 240、余市郡赤井川村 16、空知郡南幌町 98、空知郡奈井江町 69、空知郡上砂川町 38、夕張郡由仁町 65、夕張郡長沼町 140、夕張郡栗山町 150、樺戸郡月形町 50、樺戸郡浦臼町 23、樺戸郡新十津川町 87、雨竜郡妹背牛町 36、雨竜郡秩父別町 31、雨竜郡雨竜町 32、雨竜郡北竜町 23、雨竜郡沼田町 39、上川郡鷹栖町 88、上川郡東神楽町 140、上川郡当麻町 85、上川郡比布町 47、上川郡愛別町 35、上川郡上川町 47、上川郡東川町 110、上川郡美瑛町 130、空知郡上富良野町 140、空知郡中富良野町 64、空知郡南富良野町 32、勇払郡占冠村 18、上川郡和寒町 43、上川郡劍淵町 39、上川郡下川町 42、中川郡美
-----	--

	深町 56、中川郡音威子府村 9、中川郡中川町 21、雨竜郡幌加内町 18、増毛郡增毛町 52、留萌郡小平町 40、苦前郡苦前町 39、苦前郡羽幌町 88、苦前郡初山别村 14、天塩郡遠別町 34、天塩郡天塩町 40、宗谷郡猿払村 35、枝幸郡浜頓別町 46、枝幸郡中頓別町 22、枝幸郡枝幸町 100、天塩郡豊富町 53、礼文郡礼文町 34、利尻郡利尻町 27、利尻郡利尻富士町 33、天塩郡幌延町 32、網走郡美幌町 250、網走郡津別町 59、斜里郡斜里町 150、斜里郡清里町 52、斜里郡小清水町 62、常呂郡訓子府町 63、常呂郡置戸町 37、常呂郡佐呂間町 65、紋別郡遠軽町 260、紋別郡湧別町 110、紋別郡滝上町 32、紋別郡興部町 49、紋別郡西興部村 14、紋別郡雄武町 56、網走郡大空町 91、虻田郡洞爺湖町 51、有珠郡壮瞥町 37、勇払郡むかわ町 100、勇払郡厚真町 59、虻田郡洞爺湖町 110、勇払郡安平町 99、浦河郡浦河町 160、様似郡様似町 54、幌泉郡えりも町 59、日高郡新ひだか町 290、河東郡音更町 580、河東郡士幌町 78、河東郡上士幌町 64、河東郡鹿追町 71、上川郡新得町 78、上川郡清水町 120、河西郡芽室町 240、河西郡中札内村 52、河西郡更別村 21、広尾郡大樹町 36、広尾郡広尾町 86、中川郡幕別町 350、中川郡池田町 84、中川郡豊頃町 41、中川郡本別町 89、足寄郡足寄町 88、足寄郡陸別町 30、十勝郡浦幌町 59、釧路郡釧路町 260、厚岸郡厚岸町 120、厚岸郡浜中町 74、川上郡標茶町 97、川上郡弟子屈町 93、阿寒郡鶴居村 34、白糠郡白糠町 98、野付郡別海町 190、標津郡中標津町 310、標津郡標津町 67、目梨郡羅臼町 63
青森県	青森市 3, 300、弘前市 2, 000、八戸市 2, 700、黒石市 380、五所川原市 620、十和田市 730、三沢市 470、むつ市 650、つがる市 370、平川市 370、東津軽郡平内町 120、東津軽郡今別町 28、東津軽郡蓬田村 31、東津軽郡外ヶ浜町 65、西津

	輕郡鰺ヶ沢町 110、西津輕郡深浦町 88、中津輕郡西目屋村 15、南津輕郡藤崎町 180、南津輕郡大鷁町 100、南津輕郡田舎館村 88、北津輕郡板柳町 150、北津輕郡 鶴田町 150、北津輕郡中泊町 120、上北郡野辺地町 150、上北郡七戸町 180、上 北郡六戸町 130、上北郡横浜町 51、上北郡東北町 200、上北郡六ヶ所村 120、上 北郡おいらせ町 290、下北郡大間町 57、下北郡東通村 72、下北郡風間浦村 20、 下北郡佐井村 22、三戸郡三戸町 110、三戸郡五戸町 190、三戸郡田子町 60、三 戸郡南部町 200、三戸郡階上町 160、三戸郡新郷村 26
岩手県	盛岡市 3,900、宮古市 670、大船渡市 460、花巻市 1,200、北上市 1,200、久慈 市 440、遠野市 340、一関市 1,500、陸前高田市 240、釜石市 430、二戸市 340、八幡平市 320、奥州市 1,500、滝沢市 740、岩手郡雫石町 210、岩手郡葛巻 町 75、岩手郡岩手町 160、紫波郡紫波町 430、紫波郡矢巾町 370、和賀郡西和賀 町 68、胆沢郡金ヶ崎町 210、西磐井郡平泉町 96、気仙郡住田町 67、上閉伊郡大 槌町 150、下閉伊郡山田町 190、下閉伊郡岩泉町 120、下閉伊郡田野畠村 41、下 閉伊郡普代村 33、九戸郡軽米町 110、九戸郡野田村 52、九戸郡九戸村 72、九戸 郡洋野町 200、二戸郡一戸町 150
宮城県	仙台市 15,000、石巻市 2,000、塩竈市 730、気仙沼市 860、白石市 460、名取 市 1,100、角田市 390、多賀城市 880、岩沼市 620、登米市 1,100、栗原市 910、東松島市 550、大崎市 1,800、富谷市 720、刈田郡蔵王町 160、刈田郡七ヶ 宿町 18、柴田郡大河原町 330、柴田郡村田町 150、柴田郡柴田町 540、柴田郡川 崎町 120、伊具郡丸森町 170、亘理郡亘理町 460、亘理郡山元町 170、宮城郡松 島町 190、宮城郡七ヶ浜町 250、宮城郡利府町 490、黒川郡大和町 400、黒川郡 大郷町 110、黒川郡大衡村 82、加美郡色麻町 94、加美郡加美町 310、遠田郡涌 谷町 220、遠田郡美里町 340、牡鹿郡女川町 90、本吉郡南三陸町 170

秋田県	秋田市 3, 900、能代市 630、横手市 1,100、大館市 880、男鹿市 320、湯沢市 530、鹿角市 370、由利本荘市 950、潟上市 400、大仙市 990、北秋田市 380、にかほ市 300、仙北市 310、鹿角郡小坂町 61、北秋田郡上小阿仁村 26、山本郡藤里町 37、山本郡三種町 190、山本郡八峰町 84、南秋田郡五城目町 110、南秋田郡八郎潟町 71、南秋田郡井川町 58、南秋田郡大潟村 38、仙北郡美郷町 240、雄勝郡羽後町 180、雄勝郡東成瀬村 34
山形県	山形市 3, 400、米沢市 1,100、鶴岡市 1,700、酒田市 1,400、新庄市 470、寒河江市 550、上山市 400、村山市 310、長井市 360、天童市 850、東根市 650、尾花沢市 200、南陽市 410、東村山郡山辺町 190、東村山郡中山町 150、西村山郡河北町 240、西村山郡西川町 68、西村山郡朝日町 87、西村山郡大江町 100、北村山郡大石田町 90、最上郡金山町 69、最上郡最上町 110、最上郡舟形町 68、最上郡真室川町 98、最上郡大蔵村 41、最上郡鮭川村 53、最上郡戸沢村 57、東置賜郡高畠町 310、東置賜郡川西町 200、西置賜郡小国町 97、西置賜郡白鷹町 180、西置賜郡飯豊町 90、東田川郡三川町 100、東田川郡庄内町 270、飽海郡遊佐町 180
福島県	福島市 4, 100、会津若松市 1,700、郡山市 4,700、いわき市 4,800、白河市 860、須賀川市 1,100、喜多方市 640、相馬市 500、二本松市 770、田村市 510、南相馬市 850、伊達市 840、本宮市 440、伊達郡桑折町 170、伊達郡国見町 120、伊達郡川俣町 180、安達郡大玉村 130、岩瀬郡鏡石町 180、岩瀬郡天栄村 75、南会津郡下郷町 76、南会津郡檜枝岐村 7、南会津郡只見町 58、南会津郡南会津町 210、耶麻郡北塩原村 37、耶麻郡西会津町 83、耶麻郡磐梯町 48、耶麻郡猪苗代町 200、河沼郡会津坂下町 220、河沼郡湯川村 44、河沼郡柳津町 44、大沼郡三島町 21、大沼郡金山町 27、大沼郡昭和村 18、大沼郡会津美里町 270、西白

	河郡西郷村 300、西白河郡泉崎村 89、西白河郡中島村 70、西白河郡矢吹町 250、東白川郡棚倉町 190、東白川郡矢祭町 78、東白川郡塙町 120、東白川郡鮫川 村 44、石川郡石川町 210、石川郡玉川村 92、石川郡平田村 84、石川郡浅川町 87、石川郡古殿町 69、田村郡三春町 250、田村郡小野町 140、双葉郡広野町 78、双葉郡檜葉町 53、双葉郡富岡町 31、双葉郡川内村 29、双葉郡大熊町 12、 双葉郡双葉町 4、双葉郡浪江町 28、双葉郡葛尾村 6、相馬郡新地町 110、相馬郡 飯館村 19
茨城県	水戸市 4, 600、日立市 3, 000、土浦市 1, 200、古河市 2, 400、石岡市 620、結城 市 860、龍ヶ崎市 650、下妻市 360、常総市 520、常陸太田市 830、高萩市 470、北茨城市 710、笠間市 1, 200、取手市 890、牛久市 720、つくば市 2, 100、ひたちなか市 2, 700、鹿嶋市 1, 100、潮来市 470、守谷市 580、常陸大宮 市 670、那珂市 910、筑西市 1, 700、坂東市 450、稻敷市 670、かすみがうら市 340、桜川市 670、神栖市 1, 600、行方市 550、鉾田市 780、つくばみらい市 430、小美玉市 830、東茨城郡茨城町 540、東茨城郡大洗町 270、東茨城郡城里町 310、那珂郡東海村 650、久慈郡大子町 270、稲敷郡美浦村 120、稲敷郡阿見町 410、稲敷郡河内町 70、結城郡八千代町 180、猿島郡五霞町 140、猿島郡境町 410、北相馬郡利根町 130
栃木県	宇都宮市 8, 600、足利市 2, 400、栃木市 2, 600、佐野市 1, 900、鹿沼市 1, 600、 日光市 1, 300、小山市 2, 800、真岡市 1, 300、大田原市 1, 200、矢板市 520、那 須塩原市 1, 900、さくら市 740、那須烏山市 410、下野市 990、河内郡上三川町 510、芳賀郡益子町 360、芳賀郡茂木町 200、芳賀郡市貝町 190、芳賀郡芳賀町 250、下都賀郡壬生町 660、下都賀郡野木町 420、塩谷郡塩谷町 170、塩谷郡高根 沢町 490、那須郡那須町 400、那須郡那珂川町 250

群馬県	前橋市 5, 600、高崎市 6, 300、桐生市 1, 800、伊勢崎市 3, 600、太田市 3, 800、沼田市 770、館林市 1, 300、渋川市 1, 300、藤岡市 1, 100、富岡市 800、安中市 930、みどり市 840、北群馬郡榛東村 240、北群馬郡吉岡町 370、多野郡上野村 19、多野郡神流町 28、甘楽郡下仁田町 110、甘楽郡南牧村 27、甘楽郡甘楽町 210、吾妻郡中之条町 260、吾妻郡長野原町 86、吾妻郡嬬恋村 150、吾妻郡草津町 100、吾妻郡高山村 59、吾妻郡東吾妻町 220、利根郡片品村 67、利根郡川場村 59、利根郡昭和村 120、利根郡みなかみ町 290、佐波郡玉村町 610、邑楽郡板倉町 240、邑楽郡明和町 180、邑楽郡千代田町 92、邑楽郡大泉町 710、邑楽郡邑楽町 430
埼玉県	さいたま市 15, 000、川越市 2, 000、熊谷市 1, 100、川口市 6, 700、行田市 440、秩父市 670、所沢市 1, 900、飯能市 450、加須市 1, 300、本庄市 890、東 松山市 520、春日部市 2, 600、狭山市 840、羽生市 600、鴻巣市 660、深谷市 800、上尾市 1, 300、草加市 2, 800、越谷市 3, 900、蕨市 840、戸田市 1, 600、 入間市 820、朝霞市 1, 600、志木市 420、和光市 950、新座市 1, 900、桶川市 420、久喜市 1, 700、北本市 370、八潮市 1, 100、富士見市 630、三郷市 1, 600、蓮田市 690、坂戸市 570、幸手市 560、鶴ヶ島市 400、日高市 310、吉 川市 810、ふじみ野市 640、白岡市 590、北足立郡伊奈町 250、入間郡三芳町 220、入間郡毛呂山町 200、入間郡越生町 62、比企郡滑川町 110、比企郡嵐山町 100、比企郡小川町 160、比企郡川島町 110、比企郡吉見町 100、比企郡鳩山町 76、比企郡ときがわ町 59、秩父郡横瀬町 45、秩父郡皆野町 100、秩父郡長瀬町 38、秩父郡小鹿野町 120、秩父郡東秩父村 15、児玉郡美里町 62、児玉郡神川町 150、児玉郡上里町 340、大里郡寄居町 180、南埼玉郡宮代町 380、北葛飾郡杉戸 町 490、北葛飾郡松伏町 320

千葉県	千葉市 11,000、銚子市 670、市川市 5,700、船橋市 7,400、館山市 520、木更津市 1,600、松戸市 5,700、野田市 1,700、茂原市 990、成田市 1,500、佐倉市 1,900、東金市 670、旭市 730、習志野市 2,000、柏市 4,900、勝浦市 190、市原市 3,100、流山市 2,300、八千代市 2,300、我孫子市 750、鴨川市 370、鎌ヶ谷市 1,300、君津市 940、富津市 490、浦安市 2,000、四街道市 1,100、袖ヶ浦市 730、八街市 770、印西市 1,200、白井市 710、富里市 570、南房総市 410、匝瑳市 400、香取市 830、山武市 550、いすみ市 410、大網白里市 550、印旛郡酒々井町 240、印旛郡栄町 230、香取郡神崎町 67、香取郡多古町 160、香取郡東庄町 150、山武郡九十九里町 170、山武郡芝山町 80、山武郡横芝光町 250、長生郡一宮町 140、長生郡睦沢町 77、長生郡長生村 160、長生郡白子町 120、長生郡長柄町 77、長生郡長南町 82、夷隅郡大多喜町 100、夷隅郡御宿町 79、安房郡鋸南町 80
東京都	特別区の存する区域 280,000、八王子市 17,000、立川市 5,300、武藏野市 4,300、三鷹市 5,600、青梅市 3,800、府中市 7,500、昭島市 3,300、調布市 7,000、町田市 12,000、小金井市 3,600、小平市 5,700、日野市 5,500、東村山市 4,400、国分寺市 3,700、国立市 2,200、福生市 1,600、狛江市 2,400、東大和市 2,400、清瀬市 2,200、東久留米市 3,300、武藏村山市 2,000、多摩市 4,200、稲城市 2,700、羽村市 780、あきる野市 2,300、西東京市 6,000、西多摩郡瑞穂町 460、西多摩郡日の出町 490、西多摩郡檜原村 58、西多摩郡奥多摩町 140、大島町 200、利島村 9、新島村 70、神津島村 53、三宅村 65、御藏島村 9、八丈町 200、青ヶ島村 5、小笠原村 84
神奈川県	横浜市 48,000、川崎市 20,000、相模原市 9,300、横須賀市 5,000、平塚市 3,300、鎌倉市 2,200、藤沢市 5,600、小田原市 2,400、茅ヶ崎市 3,100、逗子市

	730、三浦市 540、秦野市 2,100、厚木市 2,900、大和市 3,100、伊勢原市 1,300、海老名市 1,700、座間市 1,700、南足柄市 520、綾瀬市 1,100、三浦郡葉 山町 400、高座郡寒川町 620、中郡大磯町 400、中郡二宮町 350、足柄上郡中井 町 120、足柄上郡大井町 220、足柄上郡松田町 140、足柄上郡山北町 120、足柄 上郡開成町 230、足柄下郡箱根町 140、足柄下郡真鶴町 86、足柄下郡湯河原町 300、愛甲郡愛川町 510、愛甲郡清川村 39
新潟県	新潟市 11,000、長岡市 3,700、三条市 1,300、柏崎市 1,100、新発田市 1,300、小千谷市 470、加茂市 350、十日町市 690、見附市 540、村上市 790、 燕市 1,100、糸魚川市 560、妙高市 420、五泉市 660、上越市 2,600、阿賀野市 560、佐渡市 710、魚沼市 480、南魚沼市 760、胎内市 390、北蒲原郡聖籠町 200、西蒲原郡弥彦村 110、南蒲原郡田上町 150、東蒲原郡阿賀町 140、三島郡出 雲崎町 57、南魚沼郡湯沢町 110、中魚沼郡津南町 120、刈羽郡刈羽村 60、岩船 郡関川村 71、岩船郡栗島浦村 5
富山县	富山市 6,600、高岡市 2,700、魚津市 650、氷見市 700、滑川市 520、黒部市 630、砺波市 770、小矢部市 460、南砺市 770、射水市 1,500、中新川郡舟橋村 50、中新川郡上市町 310、中新川郡立山町 400、下新川郡入善町 380、下新川郡朝 日町 180
石川県	金沢市 6,500、七尾市 700、小松市 1,500、輪島市 340、珠洲市 180、加賀市 880、羽咋市 290、かほく市 490、白山市 1,500、能美市 680、野々市市 800、 能美郡川北町 86、河北郡津幡町 520、河北郡内灘町 370、羽咋郡志賀町 260、羽 咋郡宝達志水町 170、鹿島郡中能登町 230、鳳珠郡穴水町 110、鳳珠郡能登町 220

福井県	福井市 4,000、敦賀市 980、小浜市 440、大野市 480、勝山市 340、鯖江市 1,000、あわら市 420、越前市 1,200、坂井市 1,400、吉田郡永平寺町 290、今立 郡池田町 37、南条郡南越前町 150、丹生郡越前町 310、三方郡美浜町 140、大飯 郡高浜町 160、大飯郡おおい町 120、三方上中郡若狭町 210
山梨県	甲府市 2,900、富士吉田市 720、都留市 480、山梨市 510、大月市 350、韮崎市 450、南アルプス市 1,100、北杜市 680、甲斐市 1,200、笛吹市 1,000、上野原市 350、甲州市 450、中央市 480、西八代郡市川三郷町 230、南巨摩郡早川町 17、 南巨摩郡身延町 160、南巨摩郡南部町 110、南巨摩郡富士川町 220、中巨摩郡昭和 町 320、南都留郡道志村 25、南都留郡西桂町 62、南都留郡忍野村 140、南都留 郡山中湖村 80、南都留郡鳴沢村 43、南都留郡富士河口湖町 400、北都留郡小菅村 11、北都留郡丹波山村 8
長野県	長野市 5,400、松本市 3,500、上田市 2,300、岡谷市 700、飯田市 1,400、諏訪 市 710、須坂市 720、小諸市 600、伊那市 970、駒ヶ根市 470、中野市 620、 大町市 380、飯山市 290、茅野市 410、塩尻市 980、佐久市 720、千曲市 860、東御市 440、安曇野市 1,400、南佐久郡小海町 32、南佐久郡川上村 63、南 佐久郡南牧村 24、南佐久郡南相木村 14、南佐久郡北相木村 5、南佐久郡佐久穂町 75、北佐久郡軽井沢町 280、北佐久郡御代田町 230、北佐久郡立科町 48、小県郡 青木村 60、小県郡長和町 41、諏訪郡下諏訪町 140、諏訪郡富士見町 210、諏訪 郡原村 56、上伊那郡辰野町 270、上伊那郡箕輪町 370、上伊那郡飯島町 130、上 伊那郡南箕輪村 230、上伊那郡中川村 68、上伊那郡宮田村 130、下伊那郡松川町 180、下伊那郡高森町 190、下伊那郡阿南町 63、下伊那郡阿智村 89、下伊那郡平 谷村 6、下伊那郡根羽村 12、下伊那郡下條村 52、下伊那郡壳木村 8、下伊那郡 天龍村 17、下伊那郡泰阜村 23、下伊那郡喬木村 87、下伊那郡豊丘村 94、下伊

	那郡大鹿村 15、木曽郡上松町 60、木曽郡南木曽町 57、木曽郡木祖村 39、木曾 郡王滝村 10、木曽郡大桑村 50、木曽郡木曽町 150、東筑摩郡麻績村 38、東筑摩 郡生坂村 24、東筑摩郡山形村 120、東筑摩郡朝日村 63、東筑摩郡筑北村 61、北 安曇郡池田町 140、北安曇郡松川村 140、北安曇郡白馬村 130、北安曇郡小谷村 39、埴科郡坂城町 200、上高井郡小布施町 160、上高井郡高山村 97、下高井郡山 ノ内町 170、下高井郡木島平村 64、下高井郡野沢温泉村 48、上水内郡信濃町 110、上水内郡小川村 32、上水内郡飯綱町 150、下水内郡栄村 24
岐阜県	岐阜市 5,600、大垣市 2,200、高山市 1,200、多治見市 1,500、関市 1,200、中 津川市 1,100、美濃市 270、瑞浪市 520、羽島市 920、恵那市 670、美濃加茂市 790、土岐市 770、各務原市 2,000、可児市 1,400、山県市 350、瑞穂市 790、 飛騨市 310、本巣市 460、郡上市 540、下呂市 420、海津市 460、羽島郡岐南町 360、羽島郡笠松町 310、養老郡養老町 380、不破郡垂井町 370、不破郡関ヶ原町 92、安八郡神戸町 260、安八郡輪之内町 130、安八郡安八町 200、揖斐郡揖斐川町 270、揖斐郡大野町 310、揖斐郡池田町 330、本巣郡北方町 250、加茂郡坂祝町 110、加茂郡富加町 79、加茂郡川辺町 140、加茂郡七宗町 47、加茂郡八百津町 140、加茂郡白川町 100、加茂郡東白川村 28、可児郡御嵩町 240、大野郡白川村 21
静岡県	静岡市 12,000、浜松市 13,000、沼津市 3,200、熱海市 580、三島市 1,800、富 士宮市 2,200、伊東市 1,100、島田市 1,600、富士市 4,100、磐田市 2,800、燒 津市 1,200、掛川市 970、藤枝市 2,400、御殿場市 1,500、袋井市 1,500、下田 市 340、裾野市 860、湖西市 980、伊豆市 480、御前崎市 260、菊川市 400、 伊豆の国市 790、牧之原市 370、賀茂郡東伊豆町 190、賀茂郡河津町 120、賀茂 郡南伊豆町 130、賀茂郡松崎町 100、賀茂郡西伊豆町 120、田方郡函南町 620、

	駿東郡清水町	540、駿東郡長泉町	730、駿東郡小山町	310、榛原郡吉田町	240、
愛知県	榛原郡川根本町	100、周智郡森町	290		
	名古屋市	45,000、豊橋市	7,100、岡崎市	7,400、一宮市	7,300、瀬戸市
	2,500、半田市	2,300、春日井市	5,900、豊川市	3,500、津島市	1,200、碧南市
	1,400、刈谷市	2,900、豊田市	8,100、安城市	3,600、西尾市	3,200、蒲郡市
	1,500、大山市	1,400、常滑市	1,100、江南市	1,900、小牧市	2,900、稲沢市
	2,600、新城市	850、東海市	2,200、大府市	1,800、知多市	1,600、知立市
	1,400、尾張旭市	1,600、高浜市	880、岩倉市	920、豊明市	1,300、日進市
	1,800、田原市	1,100、愛西市	1,200、清須市	1,300、北名古屋市	1,700、弥富市
	830、みよし市	1,200、あま市	1,700、長久手市	1,200、愛知郡東郷町	840、西春日井郡豊山町
	300、丹羽郡大口町	470、丹羽郡扶桑町	650、海部郡大治町	620、海部郡蟹江町	
	720、海部郡飛島村	88、知多郡阿久比町	540、知多郡東浦町	950、知多郡南知多町	
	320、知多郡美浜町	430、知多郡武豊町	830、額田郡幸田町		
	810、北設楽郡設楽町	85、北設楽郡東栄町	56、北設楽郡豊根村	20	
三重県	津市	4,400、四日市市	4,900、伊勢市	2,000、松阪市	2,600、桑名市
	鹿市	3,200、名張市	1,200、尾鷲市	260、龜山市	800、鳥羽市
	260、いなべ市	720、志摩市	740、伊賀市	1,400、桑名郡木曽岬町	280、熊野市
	員町	420、三重郡菰野町	650、三重郡朝日町	180、三重郡川越町	97、員弁郡東
	多気町	230、多気郡明和町	360、多気郡大台町	140、度会郡玉城町	240、多気郡多
	度会町	130、度会郡大紀町	130、度会郡南伊勢町	180、北牟婁郡紀北町	240、度会郡度
	妻ヶ郡御浜町	130、南牟婁郡紀宝町	170		
滋賀県	大津市	5,700、彦根市	1,900、長浜市	1,300、近江八幡市	1,草津市
	2,400、守山市	1,400、栗東市	1,100、甲賀市	1,500、野洲市	840、湖南市

	910、高島市	770、東近江市	1,900、米原市	620、蒲生郡日野町	350、蒲生郡竜王町	
	200、愛知郡愛荘町	350、犬上郡豊郷町	120、犬上郡甲良町	110、犬上郡多賀町		
京都府	京都市	21,000、福知山市	1,100、舞鶴市	1,200、綾部市	460、宇治市	2,600、
	宮津市	240、亀岡市	1,200、城陽市	1,100、向日市	820、長岡京市	1,200、八幡
	市	1,000、京田辺市	1,100、京丹後市	740、南丹市	460、木津川市	1,100、乙訓
	郡大山崎町	230、久世郡久御山町	220、綾喜郡井手町	110、綾喜郡宇治田原町		
	130、相楽郡笠置町	17、相楽郡和束町	50、相楽郡精華町	520、相楽郡南山城村		
	35、船井郡京丹波町	190、与謝郡伊根町	28、与謝郡与謝野町	290		
大阪府	大阪市	45,000、堺市	14,000、岸和田市	3,100、豊中市	6,600、池田市	1,700、
	吹田市	6,300、泉大津市	1,200、高槻市	5,800、貝塚市	1,400、守口市	2,300、
	枚方市	6,500、茨木市	4,700、八尾市	4,300、泉佐野市	1,600、富田林市	
	市	1,800、寝屋川市	3,800、河内長野市	1,700、松原市	1,900、大東市	2,000、和泉
	市	3,000、箕面市	2,200、柏原市	1,100、羽曳野市	1,800、門真市	2,000、摂津
	市	1,400、高石市	910、藤井寺市	1,000、東大阪市	8,100、泉南市	980、四條畷
	市	900、交野市	1,200、大阪狭山市	960、阪南市	840、三島郡島本町	510、豊能
	郡豊能町	300、豊能郡能勢町	150、泉北郡忠岡町	270、泉南郡熊取町	720、泉南	
	郡田尻町	140、泉南郡岬町	240、南河内郡太子町	210、南河内郡河南町	260、南	
	河内郡千早赤阪村	80				
兵庫県	神戸市	22,000、姫路市	7,600、尼崎市	6,600、明石市	4,400、西宮市	7,000、
	洲本市	590、芦屋市	1,400、伊丹市	2,900、相生市	410、豊岡市	1,100、加古川
	市	3,800、赤穂市	660、西脇市	560、宝塚市	3,300、三木市	1,100、高砂市
	1,300、川西市	2,200、小野市	690、三田市	1,600、加西市	620、丹波篠山市	

	570、養父市 320、丹波市 890、南あわじ市 640、朝来市 420、淡路市 600、宍粟市 500、加東市 590、たつの市 1,100、川辺郡猪名川町 430、多可郡多可町 280、加古郡稻美町 440、加古郡播磨町 480、神崎郡市川町 160、神崎郡福崎町 280、神崎郡神河町 150、揖保郡太子町 480、赤穂郡上郡町 200、佐用郡佐用町 230、美方郡香美町 230、美方郡新温泉町 190
奈良県	奈良市 3,500、大和高田市 610、大和郡山市 830、天理市 630、橿原市 1,200、桜井市 550、五條市 280、御所市 240、生駒市 1,200、香芝市 780、葛城市 370、宇陀市 280、山辺郡山添村 32、生駒郡平群町 180、生駒郡三郷町 230、生駒郡斑鳩町 270、生駒郡安堵町 72、磯城郡川西町 81、磯城郡三宅町 64、磯城郡田原本町 310、宇陀郡曾爾村 13、宇陀郡御杖村 15、高市郡高取町 67、高市郡明日香村 51、北葛城郡上牧町 220、北葛城郡王寺町 240、北葛城郡広陵町 340、北葛城郡河合町 170、吉野郡吉野町 62、吉野郡大淀町 170、吉野郡下市町 50、吉野郡黒滝村 6、吉野郡天川村 12、吉野郡野迫川村 4、吉野郡十津川村 30、吉野郡下北山村 7、吉野郡上北山村 4、吉野郡川上村 11、吉野郡東吉野村 15

鳥取県	鳥取市 2, 200、米子市 1, 700、倉吉市 540、境港市 380、岩美郡岩美町 130、八頭郡若桜町 33、八頭郡智頭町 75、八頭郡八頭町 180、東伯郡三朝町 70、東伯郡湯梨浜町 190、東伯郡琴浦町 190、東伯郡北栄町 170、西伯郡日吉津村 41、西伯郡大山町 180、西伯郡南部町 120、西伯郡伯耆町 120、日野郡日南町 49、日野郡日野町 34、日野郡江府町 31
島根県	松江市 2, 800、浜田市 750、出雲市 2, 400、益田市 620、大田市 450、安来市 510、江津市 320、雲南省 500、仁多郡奥出雲町 160、飯石郡飯南町 63、邑智郡川本町 45、邑智郡美郷町 60、邑智郡邑南町 140、鹿足郡津和野町 95、鹿足郡吉賀町 84、隱岐郡海士町 31、隱岐郡西ノ島町 38、隱岐郡知夫村 9、隱岐郡隱岐の島町 180
岡山県	岡山市 9, 500、倉敷市 6, 200、津山市 1, 300、玉野市 740、笠岡市 600、井原市 500、総社市 900、高梁市 380、新見市 370、備前市 420、瀬戸内市 470、赤磐市 560、真庭市 560、美作市 340、浅口市 430、和気郡和気町 180、都窪郡早島町 160、浅口郡里庄町 140、小田郡矢掛町 180、真庭郡新庄村 11、苦田郡鏡野町 160、勝田郡勝央町 140、勝田郡奈義町 73、英田郡西粟倉村 18、久米郡久米南町 59、久米郡美咲町 170、加賀郡吉備中央町 140
広島県	広島市 18, 000、吳市 3, 200、竹原市 360、三原市 1, 400、尾道市 2, 000、福山市 6, 900、府中市 560、三次市 760、庄原市 500、大竹市 390、東広島市 2, 900、廿日市市 1, 700、安芸高田市 400、江田島市 330、安芸郡府中町 770、芸郡海田町 440、安芸郡熊野町 340、安芸郡坂町 190、山県郡安芸太田町 86、山県郡北広島町 270、豊田郡大崎上島町 110、世羅郡世羅町 230、神石郡神石高原町 120

山口県	下関市 4,000、宇部市 2,600、山口市 3,100、萩市 700、防府市 1,800、下松市 880、岩国市 2,000、光市 790、長門市 510、柳井市 490、美祢市 370、周南市 2,200、山陽小野田市 950、大島郡周防大島町 230、玖珂郡和木町 95、熊毛郡上關 町 37、熊毛郡田布施町 230、熊毛郡平生町 190、阿武郡阿武町 48
徳島県	徳島市 3,800、鳴門市 830、小松島市 550、阿南市 1,100、吉野川市 590、阿波 市 530、美馬市 430、三好市 360、勝浦郡勝浦町 74、勝浦郡上勝町 21、名東郡 佐那河内村 31、名西郡石井町 380、名西郡神山町 71、那賀郡那賀町 110、海部 郡牟岐町 57、海部郡美波町 95、海部郡海陽町 130、板野郡松茂町 220、板野郡 北島町 350、板野郡藍住町 540、板野郡板野町 200、板野郡上板町 170、美馬郡 つるぎ町 120、三好郡東みよし町 210
香川県	高松市 5,900、丸亀市 1,500、坂出市 710、善通寺市 440、觀音寺市 810、さぬ き市 660、東かがわ市 400、三豊市 870、小豆郡土庄町 180、小豆郡小豆島町 190、木田郡三木町 380、香川郡直島町 44、綾歌郡宇多津町 260、綾歌郡綾川町 320、仲多度郡琴平町 120、仲多度郡多度津町 310、仲多度郡まんのう町 240
愛媛県	松山市 6,600、今治市 2,000、宇和島市 910、八幡浜市 410、新居浜市 1,500、 西条市 1,400、大洲市 520、伊予市 450、四国中央市 1,100、西予市 460、東温 市 440、越智郡上島町 84、上浮穴郡久万高原町 96、伊予郡松前町 380、伊予郡 砥部町 260、喜多郡内子町 200、西宇和郡伊方町 110、北宇和郡松野町 47、北宇 和郡鬼北町 130、南宇和郡愛南町 250
高知県	高知市 3,800、室戸市 140、安芸市 190、南国市 550、土佐市 300、須崎市 240、宿毛市 220、土佐清水市 140、四万十市 380、香南市 380、香美市 310、 安芸郡東洋町 26、安芸郡奈半利町 35、安芸郡田野町 29、安芸郡安田町 28、安 芸郡北川村 13、安芸郡馬路村 9、安芸郡芸西村 43、長岡郡本山町 38、長岡郡大

	豊町 38、土佐郡土佐町 44、土佐郡大川村 4、吾川郡いの町 250、吾川郡仁淀川町 56、高岡郡中土佐町 70、高岡郡佐川町 140、高岡郡越知町 61、高岡郡檍原町39、高岡郡日高村 56、高岡郡津野町 62、高岡郡四十町 180、幡多郡大月町52、幡多郡三原村 17、幡多郡黒潮町 120
福岡県	北九州市 12,000、福岡市 21,000、大牟田市 1,500、久留米市 4,000、直方市740、飯塚市 1,700、田川市 610、柳川市 850、八女市 800、筑後市 640、大川市 440、行橋市 940、豊前市 320、中間市 530、小郡市 780、筑紫野市1,400、春日市 1,500、大野城市 1,300、宗像市 1,300、太宰府市 970、古賀市780、福津市 880、うきは市 370、宮若市 350、嘉麻市 470、朝倉市 660、みやま市 470、糸島市 1,300、那珂川市 660、糟屋郡宇美町 500、糟屋郡篠栗町410、糟屋郡志免町 610、糟屋郡須恵町 380、糟屋郡新宮町 430、糟屋郡久山町120、糟屋郡粕屋町 640、遠賀郡芦屋町 180、遠賀郡水巻町 370、遠賀郡岡垣町410、遠賀郡遠賀町 250、鞍手郡小竹町 94、鞍手郡鞍手町 200、嘉穂郡桂川町170、朝倉郡筑前町 390、朝倉郡東峰村 25、三井郡大刀洗町 200、三潴郡大木町180、八女郡広川町 260、田川郡香春町 130、田川郡添田町 120、田川郡糸田町110、田川郡川崎町 200、田川郡大任町 66、田川郡赤村 37、田川郡福智町 280、京都郡苅田町 500、京都郡みやこ町 250、篠上郡吉富町 86、篠上郡上毛町 96、篠上郡篠上町 230
佐賀県	佐賀市 3,000、唐津市 1,500、鳥栖市 970、多久市 240、伊万里市 690、武雄市620、鹿島市 360、小城市 570、嬉野市 340、神埼市 400、神埼郡吉野ヶ里町210、三養基郡基山町 220、三養基郡上峰町 120、三養基郡みやき町 330、東松浦郡玄海町 73、西松浦郡有田町 250、杵島郡大町町 82、杵島郡江北町 120、杵島郡白石町 290、藤津郡太良町 110

長崎県	長崎市 4, 900、佐世保市 2, 900、島原市 520、諫早市 1, 600、大村市 1, 100、平戸市 350、松浦市 250、対馬市 340、壱岐市 300、五島市 410、西海市 310、雲仙市 490、南島原市 500、西彼杵郡長与町 490、西彼杵郡時津町 350、東彼杵郡東彼杵町 92、東彼杵郡川棚町 160、東彼杵郡波佐見町 170、北松浦郡小值賀町 27、北松浦郡佐々町 170、南松浦郡新上五島町 210
熊本県	熊本市 9, 400、八代市 1, 600、人吉市 390、荒尾市 640、水俣市 300、玉名市 820、山鹿市 620、菊池市 590、宇土市 460、上天草市 310、宇城市 720、阿蘇市 320、天草市 960、合志市 780、下益城郡美里町 120、玉名郡玉東町 64、玉名郡南関町 110、玉名郡長洲町 190、玉名郡和水町 120、菊池郡大津町 450、菊池郡菊陽町 550、阿蘇郡南小国町 48、阿蘇郡小国町 84、阿蘇郡產山村 18、阿蘇郡高森町 73、阿蘇郡西原村 81、阿蘇郡南阿蘇村 120、上益城郡御船町 210、上益城郡嘉島町 120、上益城郡甲佐町 130、上益城郡山都町 170、八代郡氷川町 140、葦北郡芦北町 200、葦北郡津奈木町 54、球磨郡錦町 130、球磨郡多良木町 120、球磨郡湯前町 46、球磨郡水上村 26、球磨郡相良村 52、球磨郡五木村 12、球磨郡山江村 41、球磨郡球磨村 31、球磨郡あさぎり町 190、天草郡苓北町 90
大分県	大分市 7, 000、別府市 1, 700、中津市 1, 200、日田市 920、佐伯市 980、臼杵市 530、津久見市 240、竹田市 300、豊後高田市 320、杵築市 410、宇佐市 770、豊後大野市 490、由布市 480、国東市 380、東国東郡姫島村 25、速見郡日出町 410、玖珠郡九重町 130、玖珠郡玖珠町 210
宮崎県	宮崎市 4, 700、都城市 1, 900、延岡市 1, 400、日南市 600、小林市 520、日向市 700、串間市 200、西都市 340、えびの市 210、北諸県郡三股町 300、西諸県郡高原町 100、東諸県郡国富町 220、東諸県郡綾町 82、児湯郡高鍋町 240、児湯郡新

	富町 200、児湯郡西米良村 12、児湯郡木城町 58、児湯郡川南町 180、児湯郡都農町 120、東臼杵郡門川町 210、東臼杵郡諸塙村 18、東臼杵郡椎葉村 30、東臼杵郡美郷町 57、西臼杵郡高千穂町 140、西臼杵郡日之影町 43、西臼杵郡五ヶ瀬町 41
鹿児島県	鹿児島市 7,600、鹿屋市 1,300、枕崎市 260、阿久根市 250、出水市 660、指宿市 500、西之表市 190、垂水市 180、薩摩川内市 1,200、日置市 600、曾於市 430、霧島市 1,600、いちき串木野市 350、南さつま市 420、志布志市 370、奄美市 530、南九州市 420、伊佐市 310、姶良市 980、鹿児島郡三島村 5、鹿児島郡十島村 9、薩摩郡さつま町 260、出水郡長島町 120、姶良郡湧水町 120、曾於郡大崎町 160、肝属郡東串良町 80、肝属郡錦江町 89、肝属郡南大隅町 83、肝属郡肝付町 180、熊毛郡中種子町 96、熊毛郡南種子町 70、熊毛郡屋久島町 150、大島郡大和村 17、大島郡宇椛村 21、大島郡瀬戸内町 110、大島郡龍郷町 74、大島郡喜界町 85、大島郡徳之島町 130、大島郡天城町 71、大島郡伊仙町 78、大島郡和泊町 80、大島郡知名町 74、大島郡与論町 65

沖縄県	那覇市 3,200、宜野湾市 1,000、石垣市 490、浦添市 1,200、名護市 650、糸満市 620、沖縄市 1,500、豊見城市 660、うるま市 1,300、宮古島市 540、南城市 450、国頭郡国頭村 46、国頭郡大宜味村 32、国頭郡東村 16、国頭郡今帰仁村 91、国頭郡本部町 130、国頭郡恩納村 110、国頭郡宜野座村 60、国頭郡金武町 110、国頭郡伊江村 42、中頭郡謙谷村 420、中頭郡嘉手納町 140、中頭郡北谷町 290、中頭郡北中城村 180、中頭郡中城村 230、中頭郡西原町 360、島尻郡与那原町 200、島尻郡南風原町 410、島尻郡渡嘉敷村 7、島尻郡座間味村 9、島尻郡粟国村 7、島尻郡渡名喜村 4、島尻郡南大東村 13、島尻郡北大東村 6、島尻郡伊平屋村 11、島尻郡伊是名村 13、島尻郡久米島町 73、島尻郡八重瀬町 320、宮古郡
-----	---

多良間村 11、八重山郡竹富町 40、八重山郡与那国町 17

別表第二 申請書に記載すべき事項

一 申請者に関する事項

1 申請者が法人等である場合は、次に掲げる事項

(一) 申請者の役員（組合その他これに準ずる事業体にあつては、役員に相当する者を含む。以下同じ。）の氏名、生年月日及び国籍等並びに当該役員が他の法人等の役員又は職員である場合は当該法人等の名称

(二) 申請者の議決権の二十分の一以上を保有する者の名称又は氏名、設立準備法國等又は国籍等及びその保有割合

(三) 申請者と別表第三の三2(一)から(六)までに掲げる関係にある者の名称

(四) 申請者の設立準備法國等

(五) 外国の法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

2 申請者が法人等以外の者である場合は、次に掲げる事項

(一) 法人等に所属する場合にあつては、所属する法人等の名称

(二) 申請者の国籍等

(三) 外国に住所を有する法人等以外の者にあつては、国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

3 別表第三の二から五までの要件を満たすことを示す旨

4 第九項第一号の規定を遵守していること及び当該規定を遵守することを示す旨

5 第九項第一号(二)に規定する契約を締結した者がいる場合にあつては、当該者の氏名又は名称及び住所並びに当該者が法人等である場合にあつてはその代表者の氏名

一 次に掲げる事項に関する計画及びその根拠

1 特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びにそれらを着実に実施するための対策（注一）

2 特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員、電気通信主任技術者（電気通信事業を行う計画がある場合に限る。）及び無線従事者の確保並びにそれを着実に実施するための対策（注二）

3 特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性その他特定高周波数無線局の適正かつ安定的な運用を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）（注一）

)

4 法令遵守のための対策（5及び6の対策を除く。）及び当該対策を実施するための体制の整備

(注三)

5 電気通信事業を行う計画がある場合にあっては、個人情報保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注四）（注五）

6 電気通信事業を行う計画がある場合にあっては、電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注六）

7 全国特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の一及び二、地域認定特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の一から五までに掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備及び次の六に掲げる受信設備（以下「既設の無線局等」と総称する。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注七）（注八）

- (一) 二五・二五GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数を使用する固定無線アクセスシステムの無線局
- (二) 二五・二五GHzを超える二七・五GHz以下の周波数を使用して衛星間通信を行う人工衛星局
- (三) 二七・〇GHzを超える三一・〇GHz以下の周波数を使用して電気通信業務を行う人工衛星局

(四) 他の地域認定特定高周波数無線局開設者が開設する二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局

(五) 二七・〇GHzを超える二八・二GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局
(六) 二五・五GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数を使用する地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行いう人工衛星局と一体として運用される受信設備

注一 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和六十二年郵政省告示第七十三号）並びに「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和七年度版）」（令和七年六月二十七日サイバーセキュリティ戦略本部決定）及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成三十年十二月十日関係省庁申合せ）に留意すること。

二 電気通信主任技術者及び無線従事者について、特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の操作に必要な有資格者を確保していること又は確保する見込みが十分であること。

三 法令遵守に係る内部規程がある場合は、添付すること。

四 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和四年個人情報保護委員会
・総務省告示第四号）に留意すること。

五 個人情報保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。

六 電気通信事業の利用者の利益の保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。

七 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う問合せ先の周知及び特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。注八において同じ。）の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定高周波数無線局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは特定高周波数無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行うことを含む。

八 四及び五に掲げる無線局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策については、特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他の他の免許人の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な対策を含む。

別表第三 参加者の資格の審査事項

- 一 申請者が次に掲げる要件を満たしていること。
 - 1 法第五条第三項各号に掲げる者のいづれにも該当しないこと。
 - 2 第九項第一号の規定を遵守していること及び当該規定を遵守することを示していること。
- 二 申請者（法人等に限る。）の役員が他の申請者（法人等以外の者に限る。）ではないこと。

三 申請者（全国特定高周波数無線局を開設しようとする法人等に限る。三において同じ。）が次に掲げる要件を満たしていること。

1 申請者の役員が他の申請者に所属していないこと。

2 次に掲げる者（申請者と地域ごとに連携する者を除く。）が、全国特定高周波数無線局を開設しようとする申請を行っていないこと。

(一) 申請者の子法人等、親法人等又は親法人等の子法人等（申請者を除く。）

(二) 他の法人等の議決権の総数に対する申請者又は(一)に掲げる者が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超える三分の一未満である場合であつて、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に定める者

(1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該他の法人等又はその子法人等

(2) 当該他の法人等又はその子法人等との間において次に規定する通信を行う場合 当該通信に係る当該法人等又はその子法人等

ア 申請者の陸上移動局が当該他の法人等又はその子法人等の指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局を通信の相手方とする通信

イ 申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波

数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等の陸上移動局を通信の相手方とする通信

ウ 申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信

(三)

申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超える三分の一未満である場合であつて、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に定める者

- (1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）
- (2) 当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）との間において次に規定する通信を行う場合 当該通信に係る当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）
 - ア 申請者の陸上移動局が当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等

の子法人等（当該法人等を除く。）の指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局を通信の相手方とする通信

イ 申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）の陸上移動局を通信の相手方とする通信

ウ 申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信

（四）申請者の代表権を有する役員が他の法人等の代表権を有する役員の地位を兼ねていている場合における当該法人等

（五）申請者の役員の地位を兼ねる他の法人等の役員若しくは職員の数が、申請者の役員の総数の二分の一を超える場合における当該法人等

（六）他の法人等の役員の地位を兼ねる申請者の役員若しくは職員の数が、当該法人等の役員の総

数の二分の一を超える場合における当該法人等

四 申請者（地域特定高周波数無線局を開設しようとする法人等に限る。）が既存全国事業者ではないこと。

五 申請者（法人等以外の者に限る。）が次に掲げる要件を満たしていること。

1 他の申請者（法人等に限る。）の役員ではないこと。

2 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第五十八号から第七十三号及び第九十六号に掲げる事務その他当該事務に準じる事務を行う総務省の職員ではないこと。

六 申請者が別表第二の二一から七までに掲げる事項について適切な計画を有し、その根拠から当該計画を確実に実施するに足りる能力を有することが認められ、当該事項が適切に講じられる見込みがあること。

別表第四 價額競争の実施に関する事項

一 この表において、次の1から9までに掲げる用語の意義は、それぞれ当該1から9までに定めるところによる。

- 1 ラウンド 入札の受付の開始から終了までの期間をいう。
- 2 開始価額 参加者がラウンド中に申し出ることができる金額の下限をいう。
- 3 提示価額 参加者がラウンド中に申し出ることができる金額の上限をいう。

4 特定入札 参加者の入札のうち六、三の規定により選定された入札をいう。

5 退出入札 二回目以降の各ラウンドにおいて提出される入札であつて前ラウンドの自身の特定入札が対象とした単位に対して開始価額以上提示価額未満の金額（開始価額と提示価額が同一の金額である場合には当該金額）を申し出るものであり、かつ、申し出る金額を超える金額において落札を希望しない意思を示すものをいう。

6 継続入札 二回目以降の各ラウンドにおいて提出される入札であつて前ラウンドの自身の特定入札が対象とした単位に対して提示価額の金額を申し出るもの（退出入札を除く。）をいう。

7 新規継続入札 提示価額の金額を申し出る入札（継続入札及び退出入札を除く。）をいう。

8 単位ポイント数 単位ごとに定められたポイント数をいう。

9 保有ポイント数 参加者が保有するポイント数をいう。

二 ラウンドに関する事項

1 総務大臣は、価額競争を実施する場合、初回のラウンドを設ける。

2 総務大臣は、各ラウンドにおいて、いずれかの単位で特定入札が二以上ある場合に限り、次のラウンドを設け、それ以外の場合には次のラウンドを設けないものとする。

3 各ラウンドの開始及び終了は、総務大臣が別に定めるところによる。

三 開始価額及び提示価額に関する事項

1

総務大臣は、参加者に対し、ラウンドの開始前に各単位の開始価額及び提示価額を開示する。

2

初回のラウンドの各単位の開始価額は、各単位の最低落札価額とし、二回目以降の各ラウンドの各単位の開始価額は、次の(一)及び(二)に掲げる単位の区分に応じ、それぞれ当該(一)及び(二)に定める金額とする。

(一) 前ラウンドの特定入札が二以上ある単位 当該単位の前ラウンドの提示価額

(二) (一)以外の単位 当該単位の前ラウンドの退出入札（特定入札となつた退出入札を除く。(二)において同じ。）が申し出た金額のうち最も高いもの（当該単位の前ラウンドの退出入札がない場合には当該単位の前ラウンドの開始価額）

3

初回のラウンドの各単位の提示価額は、各単位の最低落札価額とし、二回目以降の各ラウンドの各単位の提示価額は、次の(一)及び(二)に掲げる単位の区分に応じ、それぞれ当該(一)及び(二)に定める金額とする。

(一) 前ラウンドの特定入札が二以上ある単位 当該単位の前ラウンドの提示価額に当該単位の最低落札価額に五分の一を乗じて得た金額を加えた金額

(二) (一)以外の単位 当該単位の前ラウンドの提示価額

4

四3の規定による撤回申出が行われ、当該撤回申出を伴う退出入札が特定入札とならなかつた場合には、当該退出入札の対象となつた単位の当該退出入札が提出されたラウンドの次のラウン

ドの開始価額及び提示価額は、2及び3の規定にかかわらず、当該出入札が提出されたラウンドの開始価額の金額とする。

四 参加者の入札に関する事項

1 参加者は、初回のラウンドにあつては新規継続入札、二回目以降の各ラウンドにあつては継続入札、退出入札又は新規継続入札を単位ごとに提出することができる。（注一）（注二）

2 二回目以降の各ラウンドにおいて、参加者が前ラウンドで特定入札を提出した単位に對して継続入札又は退出入札を提出しなかつた場合、その参加者は、当該単位に對して開始価額を申し出る退出入札を提出したものとみなす。

3 参加者は、三回目以降の各ラウンドにおいて、次に掲げる条件のいずれも満たす場合に限り、前ラウンドで特定入札を提出した単位に對して開始価額を申し出る退出入札を提出するとともに、総務大臣に對して当該退出入札を特定入札としないことを希望する旨を申し出ること（以下「撤回申出」という。）ができる。

(一) 撤回申出が対象とする退出入札を提出しようとする単位の周波数が二六・八GHzを超える二七・

○GHz以下であること。

(二) 撤回申出をしようとする参加者が撤回申出をしようとするラウンドよりも前のラウンドにおいて撤回申出をしていないこと。

- (三) 撤回申出が対象とする退出入札を提出しようとする単位の市町村が、撤回申出をしようとする参加者が撤回申出をしようとするラウンドよりも前のラウンドにおいて提出した退出入札（特定入札とならなかつたものに限る。）が対象とする単位の市町村に隣接していること。
- 4 撤回申出をする参加者は、1の規定にかかわらず、当該撤回申出をするラウンドにおいて新規継続入札を提出することができない。

五 ポイント数の算定に関する事項

- 1 各単位の単位ポイント数は、各単位の最低落札価額を千円につき一ポイントの率で換算した数とする。
- 2 初回のラウンドにおける各参加者の保有ポイント数は、各参加者が提供した保証金の金額を百円につき一ポイントの率で換算した数とする。
- 3 二回目以降の各ラウンドにおける各参加者の保有ポイント数は、各ラウンドの前ラウンドにおける各参加者の特定入札が対象とする単位の単位ポイント数の総和とする。
- ## 六 参加者が提出した入札の審査及び処理に関する事項
- 1 総務大臣は、各ラウンドが終了した後、各ラウンドにおいて参加者が提出した入札が本価額競争実施指針の規定に適合しているかどうかを審査する。
- 2 総務大臣は、参加者が提出した入札が本価額競争実施指針の規定に適合していないときは、そ

の入札を提出した参加者に対し、その提出した入札の修正を指示することができる。

3

総務大臣は、本価額競争実施指針の規定に適合していると認められる入札のうち、次の(一)から(三)までに掲げるラウンドの区分に応じ、それぞれ当該(一)から(三)までに掲げるものを特定入札とする。

(一) 初回のラウンド 参加者ごとに抽選により定められた順にその参加者が提出した新規継続入札が対象とする単位の単位ポイント数を合計していき、その参加者の保有ポイント数を超えない範囲内でその合計が最も大きくなるときの新規継続入札

(二) 二回目のラウンド 継続入札、次の(1)に掲げる退出入札及び次の(2)から(4)までに掲げる新規継続入札

(1) 次のいずれも満たす退出入札

ア 退出入札を提出した単位に継続入札及び(2)から(4)までの規定に該当する新規継続入札が提出されていないこと。

イ 同一の単位に提出された退出入札のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それらの中から抽選により選定されたもの）であること。

(2) 参加者ごとに抽選により定められた順にその参加者が提出した新規継続入札が対象とす

る単位の単位ポイント数を合計していき、その参加者の保有ポイント数からその参加者が提出した継続入札及び次のいずれも満たす退出入札が対象とする単位の単位ポイント数を差し引いて得たポイント数を超えない範囲内でその合計が最も大きくなるときの新規継続入札

ア 退出入札を提出した単位に継続入札が提出されていないこと。

イ 同一の単位に提出された退出入札のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それらの中から抽選により選定されたもの）であること。

(3) (2)に該当する新規継続入札を継続入札とみなしたときに新たに(2)に該当することとなる

新規継続入札（ただし、参加者ごとに抽選により定められた順は(2)と同じとする。）

(4) 新たに(2)に該当することとなる新規継続入札が生じなくなるまで(3)の規定を準用して選定を繰り返した場合における新規継続入札。この場合において、(3)の「(2)に該当する新規継続入札」とあるのは、「(2)に該当する新規継続入札及びその後新たに該当することとなつた新規継続入札」と読み替えるものとする。

(三)

三回目以降のラウンド 継続入札、次の(1)に掲げる退出入札及び次の(2)から(4)までに掲げる

新規継続入札

(1)

ア 撤回申出を伴わないこと。

イ 退出入札を提出した単位に継続入札及び(2)から(4)までの規定に該当する新規継続入札が提出されていないこと。

(2)

ウ 同一の単位に提出された退出入札（撤回申出を伴わないものに限る。）のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それらの中から抽選により選定されたもの）であること。

参加者ごとに抽選により定められた順にその参加者が提出した新規継続入札が対象とする単位の単位ポイント数を合計していき、その参加者の保有ポイント数からその参加者が提出した継続入札及び次のいずれも満たす退出入札が対象とする単位の単位ポイント数を差し引いて得たポイント数を超えない範囲内でその合計が最も大きくなるときの新規継続入札

ア 撤回申出を伴わないこと。

イ 退出入札を提出した単位に継続入札が提出されていないこと。

ウ 同一の単位に提出された退出入札（撤回申出を伴わないものに限る。）のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それらの中

から抽選により選定されたもの）であること。

(3) (2)に該当する新規継続入札を継続入札とみなしたときには新たに(2)に該当することとなる

新規継続入札（ただし、参加者ごとに抽選により定められた順は(2)と同じとする。）

(4) 新たに(2)に該当することとなる新規継続入札が生じなくなるまで(3)の規定を準用して選定を繰り返した場合における新規継続入札。この場合において、(3)の「(2)に該当する新規継続入札」とあるのは、「(2)に該当する新規継続入札及びその後新たに該当することとなつた新規継続入札」と読み替えるものとする。

七 ラウンドの入札受付結果等の開示に関する事項

総務大臣は、六による審査及び処理を行つた後、全ての参加者に対して各単位の特定入札の数並びに次のラウンド（次のラウンドを設ける場合に限る。）の各単位の開始価額及び提示価額を開示するとともに、参加者ごとに参加者の特定入札が対象とした単位及び当該単位に対し申し出た金額を開示することとする。

八 落札者及び落札額に関する事項

各単位の落札者は、最後に設けたラウンドにおいて各単位に特定入札を提出した者とし、各単位の落札額は、各単位の落札者が各ラウンドにおいてその単位に対して申し出た金額のうち最も高いものとする。

九 二から八までに掲げる事項のほか、価額競争の実施に関する事項については、総務大臣の定めるところによる。

- 注一 退出入札は、十の倍数となる金額を申し出ること。
- 二 参加者は、各ラウンドにおいて一の単位につき二以上の入札を行つてはならないこと。
別表第五 認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件
- 一 認定特定高周波数無線局開設者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 1 第八項の期限までに特定高周波数無線局を開設すること。
 - 2 別表第二の二一から七までに掲げる事項について、本価額競争実施指針の規定及び申請書に記載した計画に基づく必要な対策（別表第二の二四から七までに掲げる事項にあつては当該対策を実施するための体制の整備を含む。）を講じること。
 - 3 既存全国事業者を合併若しくは分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）又は無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しの相手方としないこと。
 - 4 全国認定特定高周波数無線局開設者にあつては毎年度の四半期ごと（認定日から起算して三年を経過した日までの間は、毎年度の半期ごと）、地域認定特定高周波数無線局開設者にあつては毎年度の半期ごと（認定日から起算して五年を経過した日までの間は、毎年度ごと）、又は総務大臣から求めを受けた場合に、特定高周波数無線局の開設、この表に規定する条件の遵守その他

周波数の利用に関する状況を示す書類を総務大臣に提出すること。

二 全国認定特定高周波数無線局開設者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1 認定日から起算して九年を経過した日までに全ての都道府県に一以上の全国特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）を開設すること。

2 認定日以後新たに既存全国事業者にあっては他の既存全国事業者と別表第三の三-2-(一)から(六)までに掲げる者、既存全国事業者以外の者にあっては既存全国事業者と別表第三の三-2-(一)及び(四)から(六)までに掲げる者と同等の関係となつてはならないこと。

三 地域認定特定高周波数無線局開設者（既存全国事業者と別表第三の三-2-(一)及び(四)から(六)までに掲げる者と同等の関係であるものに限る。）は、次に掲げる事項その他当該既存全国事業者が提供する電気通信役務を補完することを目的として、又は実質的に補完する形態で地域特定高周波数無線局を運用することを行つてはならない。

1 当該地域認定特定高周波数無線局開設者の地域特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）が当該既存全国事業者の陸上移動局を通信の相手方とする通信を行うこと。

2 当該既存全国事業者の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該地域認定特定高周波数無線局開設者の地域特定高周波数無線局（陸上移動局に限る。）を通信の相手方とする通信を行い、当該既存全国事業者又は当該既存全国事業者の利用者に電気通

信役務を提供すること。

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第九条の三の規定に基づき、総務大臣が別に告示する特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

二六GHz帯における第五世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針（令和 年総務省告示第 号）に係る特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年とする。

令和 年 月 日
総務省

26GHz 帯の経済的価値を踏まえた最低落札価額の算定方針（案）

1 はじめに

本方針は、26GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案（以下「指針案」という。）を策定するため、情報通信審議会一部答申（諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」（価額競争の実施方法）について）（令和7年12月11日。以下「一部答申」という。）及び「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会 報告書」（令和2年8月。以下「報告書」という。）に基づき、指針案が対象とする26GHz 帯（25.8GHz を超え 26.2GHz 以下の周波数（以下「全国枠」という。）及び 26.8GHz を超え 27.0GHz 以下の周波数（以下「地域枠」という。））の経済的価値を踏まえた最低落札価額の算定方法を取りまとめたものである。

2 参照する諸外国のオークション結果等

本方針では、26GHz 帯の周波数の経済的価値を算定するに当たり、令和7年11月までに諸外国において行われた5Gオークションのうち指針案が対象とする26GHz 帯のオークションの結果を用いた（別表第一）。なお、帯域ごとの落札額や免許期間が判明していないもの、利用用途に5Gを含まないもの、落札率が半数に満たないもの等は除いている。その他本方針の算定に用いたデータは、次のとおりである。

- ・諸外国及び日本の購買力平価GDP（International Monetary Fund（IMF）World Economic Outlook Database）（令和6年）
- ・県内総生産（名目）（内閣府 県民経済計算（令和4年度））
- ・都道府県及び市町村人口（総務省 令和2年国勢調査）

3 諸外国のオークション結果の補正

諸外国の26GHz 帯に係るオークション落札額について、指針案が対象とする26GHz 帯の周波数割当に適用できるよう、周波数幅、免許期間、経済規模に応じた補正を行う。

まず、各国ごとに異なる周波数幅、免許期間、経済規模について、それぞれ100MHz 幅、10年間、購買力平価GDPベースで1兆ドルに揃える補正を行う（第一段階補正）。

次に、第一段階補正後の金額について、指針案が対象とする26GHz 帯の周波数割当に適用できるよう、周波数幅、認定期間、経済規模について、それぞれ400MHz 幅、10年間、購買力平価GDPベースで6兆5,305.9億ドルとする補正を行う（第二段階補正）。

補正の具体的な計算方法は、次のとおりである。

＜諸外国のオークション結果の補正＞

$$P_{adj,x} = P_{bid,x} \times K_{1,x} \times K_{2,x}$$

$P_{adj,x}$: 諸外国のオークション事例 (X) の補正後の参考金額 (億円)
$P_{bid,x}$: 諸外国のオークション事例 (X) の補正前の落札額 (億円)
$K_{1,x}$: 諸外国のオークション事例 (X) の第一段階補正の補正係数
$K_{2,x}$: 諸外国のオークション事例 (X) の第二段階補正の補正係数

＜第一段階補正の補正係数＞

$$K_{1,x} = 100_{(MHz)} / A_x_{(MHz)} \times 10_{(年間)} / B_x_{(年間)} \times 10,000_{(億ドル)} / C_x_{(億ドル)}$$

$K_{1,x}$: 諸外国のオークション事例 (X) の第一段階補正の補正係数
A_x	: 諸外国のオークション事例 (X) の周波数幅 (MHz)
B_x	: 諸外国のオークション事例 (X) の免許期間 (年間)
C_x	: 諸外国のオークション事例 (X) の国の購買力平価GDP (億ドル)

＜第二段階補正の補正係数＞

$$K_{2,x} = 400_{(MHz)} / 100_{(MHz)} \times 10_{(年間)} / 10_{(年間)} \times 65,305.9_{(億ドル)} / 10,000_{(億ドル)}$$

$K_{2,x}$: 諸外国のオークション事例 (X) の第二段階補正の補正係数
400	: 指針案の全国枠の割当周波数幅 (MHz)
10	: 指針案の特定高周波数無線局の認定期間 (年間)
65,305.9	: 我が国の購買力平価GDP (億ドル)

4 周波数の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定

本算定に用いる諸外国の 26GHz 帯のオークション事例数は多くないことから、算定の適正性を確保するため、全体の傾向を大きく外れる特異値は除いて算出する。したがって、諸外国の補正後のオークション落札額から、補正後の落札額が最も高い事例（2018 年韓国）及び最も低い事例（2022 年スペイン）を除いた 10 事例を周波数の経済的価値の算定に用いる参考金額とする（別表第二）。

参考金額の平均値±10%の範囲を我が国における周波数の経済的価値を踏まえた標準的な金額とし、その金額は、87.2 億円以上 106.6 億円以下となる。

5 最低落札価額の算定¹

5-1 地域性を考慮する前の最低落札価額

地域性を考慮する前の最低落札価額は、一部答申を踏まえ、周波数の経済的価値を踏まえた標準的な金額の下限額の二分の一を基本としつつ、価額競争への参加促進や競り上げ主導による適切な価額形成を促す等の観点も考慮し、40 億円とする。

5-2 地域枠の市町村ごとの最低落札価額の算定

5-2-1 市町村ごとの最低落札価額

地域枠の市町村ごとの最低落札価額は、地域性を考慮する前の最低落札価額に周波数幅を踏まえて二分の一を乗じた金額について全国の総生産に対する各都道府県の県内総生産の割合及び各都道府県の人口に対する各都道府県に属する各市町村の人口の割合を乗じて得た金額とする。

具体的な計算方法は、次のとおりである。

<算式>

$$P_{\min, \text{muni}, a} (\text{円}) = P_{\min, \text{nat}} (\text{円}) \times Y_{\text{pref}, a} (\text{億円}) / Y_{\text{nat}} (\text{億円}) \times N_{\text{muni}, a} (\text{人}) / N_{\text{pref}, a} (\text{人})$$

$P_{\min, \text{muni}, a}$:	市町村 a の最低落札価額 (円)
$P_{\min, \text{nat}}$:	地域性を考慮する前の最低落札価額に二分の一を乗じた金額 (円)
$Y_{\text{pref}, a}$:	市町村 a が属する都道府県の県内総生産 (億円) (2022 年時点)
Y_{nat}	:	全都道府県の県内総生産の合計 (億円) (2022 年時点)
$N_{\text{muni}, a}$:	市町村 a の人口 (人) (2020 年時点)
$N_{\text{pref}, a}$:	市町村 a が属する都道府県の県内総人口 (人) (2020 年時点)

5-2-2 一部の市町村における他の無線システムとの共用の補正

指針案が対象とする 26GHz 帯は、25.5GHz を超え 27.0GHz 以下の周波数を使用する地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局と周波数の共用が行われ、その人工衛星局と一体として運用されている受信設備の近傍（受信設備から半径 30km 程度（同一周波数）、半径 5 km 程度（隣接周波数））にあっては、当該受信設備に混信その他の妨害を与えることを防止するために必要な干渉調整が生じる場合があることから、当該受信設備の近傍（半径 30km 圏内）に区域の全部が収まる市町村（別表第三）については、報告書に基づき、市町村ごとの最低落札価額について、共用係数（1／2）を乗じることとする。

5-3 全国枠の最低落札価額の算定

全国枠の最低落札価額は、地域枠の市町村ごとの最低落札価額（別表第三に掲げる市

¹ 本方針により算定された最低落札価額について、全国枠については有効数字 3 衔、地域枠については有効数字 2 衔（千円台のものについては有効数字 1 衔）に四捨五入したものを指針案の別表第一の金額とする。

町村にあっては共用の補正を乗じた後の金額) を合計した金額について周波数幅を踏まえて2倍した金額とする。

別表第一 諸外国の26GHz帯オークション結果

国名	実施年	周波数 (GHz)	周波数幅 (MHz)	免許期間 (年)	落札額 (億円)
韓国	2018	26.5-28.9	2400	5	649.1
イタリア	2018	26.5-27.5	1000	19	283.1
タイ	2020	24.3-27.0	2700	15	527.9
フィンランド	2020	25.1-27.5	2400	13.5	36.3
ギリシャ	2020	26.5-27.5	1000	15	28.0
スロベニア	2021	26.5-27.5	1000	15	3.0
オーストラリア	2021	25.1-27.5	2400	15	621.0
クロアチア	2021	26.5-27.5	1000	15	8.9
インド	2022	24.65-27.5	2850	20	2,265.2
スペイン	2022	25.1-27.5	2400	40	62.3
オーストリア	2024	25.5-25.9/26.5-27.5	1400	22.75	28.0
イギリス ²	2025	25.1-27.5	2400	15	47.0

別表第二 諸外国の補正後のオークション落札額

国名	実施年	周波数 (GHz)	補正後の落札 (億円)
韓国*	2018	26.5-28.9	435.5
イタリア	2018	26.5-27.5	107.9
タイ	2020	24.3-27.0	192.2
フィンランド	2020	25.1-27.5	81.3
ギリシャ	2020	26.5-27.5	109.3
スロベニア	2021	26.5-27.5	44.0
オーストラリア	2021	25.1-27.5	237.5
クロアチア	2021	26.5-27.5	82.8
インド	2022	24.65-27.5	64.1
スペイン*	2022	25.1-27.5	6.3
オーストリア	2024	25.5-25.9/26.5-27.5	34.5
イギリス	2025	25.1-27.5	15.2

* 補正後の落札額が最も高い事例又は最も低い事例であって特異値として参照金額から除いた事例

² イギリスは、全国のうち一部地域のみを割り当てていることから、表の落札額は、割当地域人口と全国人口の比に応じてオークション結果の落札額を補正した後の金額としている。

別表第三 共用係数を乗じる市町村の名称

都道府県	市町村の名称
北海道	河西郡更別村、広尾郡大樹町
茨城県	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、坂東市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、結城郡八千代町、北相馬郡利根町
群馬県	邑楽郡千代田町
埼玉県	川越市、熊谷市、行田市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、鴻巣市、深谷市、上尾市、入間市、志木市、桶川市、北本市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡小川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、比企郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、秩父郡長瀬町、秩父郡東秩父村、児玉郡美里町、大里郡寄居町
千葉県	我孫子市
東京都	羽村市、西多摩郡瑞穂町
長野県	茅野市、佐久市、南佐久郡小海町、南佐久郡南牧村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡立科町、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡原村
静岡県	焼津市、掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町

資料 6

電波監理審議会審議資料

令和 7 年 1 月 29 日

有効利用評価部会の活動状況 (令和 7 年 1 月 29 日)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局総務課

(柏崎課長補佐、尾形係長、岩波官)

電話：03-5253-5988

有効利用評価部会の活動状況について

電波監理審議会(第1150回)
報告資料

有効利用評価部会（第53回）会合

1 日 時：令和7年12月11日（木）10時00分～12時00分

2 場 所：Webによる開催

3 出 席 者：西村 暢史(部会長)、 笹瀬 巖(部会長代理)、 池永 全志、 石山 和志、 眞田 幸俊、 中野 美由紀、 若林 亜理砂

4 主な概要：免許人ヒアリングの結果を整理するとともに、令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る有効利用評価（定量評価・定性評価）について、議論を行った。

今後の当面の予定

令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果案とりまとめるとともに、評価方針の見直し等に係る議論を予定。